

# オットー・フォン・ギールケ『ドイツ団体法論』第一巻(三)

庄子良男訳

## 第十二章 ヘルシャフト団体の継続的形成と拡がり

ゲルマンの諸民族が確定的な住居の獲得後にかなり大きな諸帝国を基礎づけたとき、(諸ゲノッセンシャフトに従って編成された、そして、ひとつのもちろんすでにきわめて強化された民族王制において頂点をなす)自由な民族ゲノッセンシャフトの中に、すでに対立する思想の上に建設された主人と従者の団体が、より若い、より輝かしい、より生存能力ある制度として、成立していた。ゲノッセンシャフトとヘルシャフトの間に闘争は避けがたかった。そして、民族移動後に基礎づけられたすべての諸帝国の内的な法史を特徴づけるのは、この闘争の過程である。その結末は、疑いのありえないものであった。なぜなら、歴史の中で勝利を与えるのがつねであるものは新たな思想の側にあり、そして、それは、王城と主人の宮廷から民族の最も内的なマルクへと、抵抗しがたく侵入したからである。なるほどゲノッセンシャフト的自己管理の理念は、ゲルマン的な法意識の中に深く根を下ろしたのであるが、しかし、その最古の鈍重で不器用な形式は、ヘルシャフト理念の容易な可動性と統一的な集中化に抵抗する

ことができなかつた。新帝国の創設は、武力をもって達成された。そして、(生来のゲノッセンレヒトの自然的基礎から自らを解放し、そして、征服された民族要素を自己に受け入れることの) まさに僅かな能力において、古いゲノッセンシャフトの弱さがいまや示された。占有と力の不平等によって、「古いゲノッセンシャフトの」権利と義務の原則的な平等は不可能となつた。最後にしかし、とりわけローマの制度との接触およびキリスト教会が、ヘルシャフト的組織の中へのゲノッセンシャフト的組織の没落に作用した。

とくに異国のものが影響したさまざまな方法は、(ゲノッセンシャフト的な自由が等しく速やかにヘルシャフトの基礎となつたのではなく、等しく完全にヘルシャフトの基礎になつたでもないことをとりわけ惹起した) ヨーロッパ諸民族の発展が、一般にはきわめて一様に、そして個別的にはきわめて不揃いに、形成したところのものであつた。

土着の土地においてであれ、征服された土地においてであれ、純粹にゲルマンの諸要素から成長し、そして、同様にその頂点に従えば、(とくにアングルザクセンやスカンジナビアの諸帝国のように) 本質的にローマの影響から独立に留まつた諸帝国は、古いゲノッセンシャフト的な原理を完全には放棄せず、ただそれを修正したのみであつた。ここでは、本来ヘルシャフト理念の完全な勝利に至つたのではなく、ただゲノッセンシャフトとのそのの妥協に至つたに過ぎないのである。

逆に、ローマの国民性 (Nationalität) を形成することに赴いた諸帝国においては、ゲルマン的要素が後退すればするほど、それだけ完全に古い組織の没落が生じた。なぜなら国民性と帝国主義的な習慣をとおして、ローマのおよびローマ化された地方住民は、あらゆる自己管理から完全に疎外されていたからである。やがて単独で歴史の歩みを決定したフランク王国がゲルマン人とローマ人の上に等しく拡大していったことは、大陸の運命にとって決

定的に重要なことであった。それをとおして、フランク王国のすべての部分においてヘルシャフト原則がより高い範囲に關して完全な勝利に到達した。より低い生活範囲においては、これとは反対に、ローマ的となった地方においてのみ、諸ゲノッセンシャフトの破壊が徹底的なものであった。

これとは反対に、ドイツ帝国においては、諸關係は一樣ではなく、そして、場所的に異なつて形成されざるをえなかつた。一方では、それは、フランク王国の直接の繼續であり、そして、それゆえイングランドにおけるよりもはるかに深く、上から奉仕理念 (Dienstidee) を強要した。他方では、ドイツ的なるもの (Deutschthum) が勝利し、そして、それゆえしばしば狭い範囲におけるゲノッセンシャフト的な生活が存続した。それゆえ、いかなる時代においても、時おりフランス、スペイン、南イタリアなどにおいてそうであつたように、自己管理の非常に完全な破壊は登場しなかつた。

それゆえすでにこの時代に、我々の時代の主要な諸国民を特徴づけ、そして、新世界の共和国へとすら共に海を越えて渡つていくところの、大きな差異の萌芽がおかれたのである。フランスおよび一般にローマ的な、上からの民族存在の規律を期待するといういかなる革命においても否定されなかつた性癖である中央集権化への傾向、そして、イングランドの、自らが自らを助け、下から組織化し、そして自己自身の中に生活の規範を見出すという慣習は、すでに明白にメロヴィング朝 (Merovinger) およびカロリング朝 (Karolinger) の諸王国とウェセックス (Wessex) およびマーシア (メルキア Mercia) の諸帝国を區別している。ドイツの制度には、しかし、今日まで、非常に多彩な混合物と諸対立の非常に錯綜した交差が留保されている。それに対しては、我々が希望するように、結局、これらの非常に持続的な宥和と最も内的な融合を通して報酬が支払われるであろう。

ここでは、とりわけ、フランク王国において主要理念を古い諸制度の中でもたらした主たる変化が、一時的に注

視されなければならない。

I. まず最初に最も重要なものは、「組織の諸関係」(Verfassungsverhältnisse)の変容、あるいは、いまやそれと重なることであるが、王と民族の關係の変容であつた。

ゲルマンの王は、上述されたように、もともと民族の王(Volkskönig)であつた。ゲノッセンシャフト的な法形成は、もちろん、すでに民族統一体の一部が王に譲渡された限りで、踏み越えられていた。しかしながら王の総体権の一部は、民族に残されており、そして、——より重要であつたことに、民族法がより古い法でありそして王権の源泉であるという思想が、まだゆるぎなく存在していた。王は、主人ではなく、最上位の裁判官であり將軍であつた。彼が民族集會のほとんどすべての個別の權利を自らのものとしたときですら、民族には、少なくとも形式的な協働が留まつたのであり、そして、理念においては、いまだつねに王權(Königsrecht)は民族法(Volksrecht)の下位に位置づけられていた。<sup>1)</sup>民族王において化体したのは民族意思であり、その守護者として彼が任命されたのは民族法であり、彼が出現させたのは民族平和であり、彼が導いたのは民族軍隊であり、彼が処分したのは民族の土地であり、彼が指名したのは民族官吏であつた。ひとがこの見方を(王の權力の起源が民族の中に代わつて民族の外に見出された)反対の見方と取り替へたときにはじめて、ゲノッセンシャフト的な王制のヘルシャフト的な王制への変化が、そしてそれによつてゲノッセンシャフトからヘルシャフトへの地上の最高の団體の變化が、完成されたのである。

このような王制の變化についての萌芽は、早期に、支配者が民族王としてのその地位と、以前からただ彼固有の個人的な權利においてのみ根ざした別の地位を、すなわち、ラントにおける最大の家団体および農場団體の頂点にある地位を、結合させたことの中に、存在していた。ここでは彼は「主人」であり、ここでは彼の家長權がすべて

の権力の源泉であり、ここでは王の意思が王権、王の平和、王の命令、王の財産と王の奉仕が、より先行するもの、かつ、決定的であるものであった。ここから、彼が、教会とローマの諸影響によって支えられて、最終的には彼が彼の全民族に主人として、この民族が彼に臣下として、向き合うに至るまでに、彼自身の主人権を絶えずより広い範囲において担うことが、可能となったのである。

1. 先ず最初に、すでに外的には、本来の王の家臣 (Königsdiener) の絶えず成長する増加が生じた。すでにタキトゥスの時代には、大規模な扈從 (Komitate) が名声と力の手段として熱心に切望されていた。<sup>(2)</sup> 確かに、王制の成立と確立は、彼らに多くを負った。しかし、はるかに多くの拡がりを受け取ったのは、大帝国の創設後は、王に従属する人々の団体の拡大であった。益々多くそれによって主人と従者の古い生活共同体は解消されざるをえなかった。その痕跡は、最も遠隔の人をもまた人的奉公のために召喚することができる可能性の中にのみ保存されていた。ただ一部のみがまだ宮廷に留まり、王の従者、高位者および劣等者、自由民、奴隸および非自由民、ローマ人およびゲルマン人の多数は、帝国の非常にさまざまな諸点において非常に多様な方法において用いられた。高級な宮廷役務と帝国役務は、ある人々によって、軍務は別の人々によって行われた。そして、両者の階級は、最後に、従士 (Ministerialen) と臣下 (Vasallen) に分けられた。低い身分の人々は、あるいは宮廷要員 (Hofpersonal) あるいは小作農民 (Kolonen) として王の拡張された土地占有を経営した。他の人々は、手工業者および芸術家の役務を遂行した。さらに他の人々は、監督と管理を行使しなければならなかった。要するに、奉仕〔服務〕の理念は、主人の家の必要と人的な必要の範囲をすではるかに超えて及び、そして、帝国全体の裁判所組織、軍隊組織および財政組織の中に突き出た一つの団体を構成したのである。

2. どのようにしてそのように拡張された主人の奉仕 (Herrendienst) と言う理念が官僚制度 (Beamtentum)

の本質を変化させたかは、明白に認識されなければならない。民族的なゲノッセンシャフトの選挙された代表者たちは、ただマルクや村々において、稀にはツェントにおいてのみ存続し、決してガウには存続しなかった。とくにフランク王国においては、はじめから代官(伯爵Grafen)たちがそして彼らの上に將軍(Herzog)たちが王によって任命され、六世紀以降は、原則的にもまた、ツェンテナールたち(Centenare)が王または代官によって指名された。しかし、王の代官と並んで先ず最初はゲノッセンシャフト的なealdormenがシーレン(州Shiren)において留まったイングランド、および、JarlとEorleがFylkenとSysseleにおいてまた長く独立の將軍の性格を維持した北欧においてもまた、最終的に同じ結果に至った。指名された役人もまた、もちろん最初は自由なゲノッセンシャフトの裁判官および軍隊指導者に留まり、彼らの昇格の際の民族の形式的協働はいつでもなお行われた。そして、彼らは、ゲノッセンシャフトそのものの代わりに、その代理人としての王に、誠実と責任を負ったにすぎない。しかしながら、王の任命権と解任権を危うくする職務の傾向に対する対抗重力を事実的な人生の長さと同続可能性のために必要とした王は、この重力をやがて、(彼がとりわけ彼の保護権力に服する人々を指名するか、または、逆に、すでに指名されたか若しくは指名されるべき官吏に授手托身行為を行わせることの中に)見出した。すでにクロタール二世の命令Verordnung Chlothars IIにおいては、原則的な場合として、ツェンテナールたちが従者から採用され、そして、王のためのガウ代表者の類似する地位をcomesという名称、および——グリムの説明が正当であることを前提とすれば——Grafというドイツの名称が、指示している。そうしてやがて、実際に授手托身行為が存在しなかった場所でもまた、王の官吏は王の従者とみなされ、官吏の服務義務(Dienstpflicht)が臣下または従士の誠実勤務(Treudienst)に完全に類似する関係として現われ、民族の職務からヘルシャフト的な官職となったのである。<sup>(8)</sup>

逆に、いまや宮廷の職務が帝国の職務となった。<sup>(9)</sup> 使者および大使として、官吏のコントロールのために、枢密院と帝国議会の構成員として、内閣官房および財政制度の代表者として、王の従士たちは、王の人的な需要のためと全く同じ方法において、活動していた。宮廷と帝国は、個人としての王と帝国権力の担い手としての王が同一人であるのとまさに同様に、同一であった。宮廷の職務と帝国の職務の間には、もはや最も軽い差異も存しなかった。今日もなお、その歴史が大部分のより高い宮廷および国家職務の名において（例えば、大臣 Minister そのもの、元帥 Marschall などのように）読み取られうるところのこの解釈は、多くの追憶の中に生きていることが知られている。フランク王国におけるその意味にとつては、ただ二つの知られた事実についてのみ想起されることが必要であるに過ぎない。一つは、どのようにして結局は王を自ら駆逐した家の長老 (major domus) が、先ず第一に王の家制度の代表者、それゆえしかし同時に最上位の帝国官吏であったのが、<sup>(10)</sup> 第二は、どのようにバイエルンの将軍 タッシロー (Tassilo) が、彼が彼の民族の頂点にある地位を自らに確保しようとしたときに、フランク族の支配者に従者として誠実を誓約したのか、<sup>(11)</sup> そして、どのようにそれ以来、服務ヘルシャフトと臣下制が全ヨーロッパにおける最上位の政治的諸関係のための形式となったのが「想起される必要がある」。

王が帝国をそうしたように、その後まもなく地方および地区の代表者たちもまた、これらを彼らの主人の宮廷から統治し、彼らの個人的な奉公を職務案件と同一視し、彼らに従属する人々を代理人として用い、そしてそのようにして彼らの領土の管理を彼らの宮廷の管理として形成することを始めた。<sup>(12)</sup>

3. 全く類似して、軍隊制度の改変が実現された。<sup>(13)</sup> 王は、以前から、彼の民族の将軍 (Herzog) であり、民族は、王に対する関係では、端的に「軍隊 (das Heer)」であった。<sup>(14)</sup> 王には、民族集会によって徴兵権 (Heerbann)、戦争と平和に関する権利、すべての兵役義務者の召集権が移譲されていた。しかし、王が召集し、そして、民族の

ゲノッセンシャフトに従って民族官吏のもとに秩序づけられて民族の敵に向けての王の呼びかけに従ったのは、民族の軍隊であつた。<sup>(15)</sup> それゆえ、ただ固有の利益においてのみ、すなわち、"ラント防衛"のため、または、破られた民族平和の復讐のためにのみ、自由な民族はもとも召集されることができたのであり、<sup>(16)</sup> そして、自由な民族がその装備とその生計を自ら配慮しなければならなかつたように、<sup>(17)</sup> その民族は自己の権利と自己の義務に基づいて王の「もとに」戦つたのであつて、王の「ために」戦つたのではなかつた。

すでにタキトゥスの鋭い観察によれば主人の「ために」戦つたところの、戦争時の扈從 (Dienstfolge) の軍隊義務は、全く異なる種類のものであつた。家族共同体からの彼の起源に忠実に、その軍隊義務は、戦場における親衛、宮廷での王宮の警戒であり、<sup>(18)</sup> そして、民族戦争において共に戦うのみならず、主人によつてあらゆる任意の企てのために、あらゆる私闘のために、武装したあらゆる奉仕のために召集されることができた。<sup>(19)</sup>

王の人格が帝国を、王の偉大さが帝国の構成部分を意味すればするほど、それだけいっそう戦争の従者が軍隊の核心となつた。王と長老たちの臣下たちは、彼らの奴隸たち (homines) によつて伴われて、<sup>(20)</sup> 数についてすら、少なくとも征服軍隊の圧倒的な構成部分を形成した。彼ら (臣下たち) から軍隊指導者の地位が占められ、彼らは次第に多く特別の戦争に慣れかつ戦争に熟練した階級、すなわち、軍役を生涯の職業とみなし、そして、宮廷の従者から益々区別された階級となつた。<sup>(21)</sup>

ひとが臣下と奴隸の中にやがて軍隊の制度を認め、普通の軍隊命令 (徴兵権 Heerbann) の中にただ自らを関連づける強化のみを認めることが起きないわけにはいかなかつた。普通自由民 (Gemeinreien) の兵役義務 (戦争義務 Kriegspflicht) は、益々多く臣下の戦争義務からいまなお量的に差異があるにすぎず、一方では、条件付かつ制限された義務であり、他方では、自弁と自己装備を通して負担となる義務であるように見えた。自由民たちもまた、

いまやもはや自分のために戦うのではなく、彼らもまた、純粹に人的な諸目的のために召集されたのであり、彼らの義務もまた *servitium* (どれい) と呼ばれ、そして、奴隷であった。<sup>(23)</sup> 軍隊命令と軍隊平和は、王の主人権 (*Herren-rechte*) となり、そして、全軍隊は、王の *trustis* または王の扈從として現われた。<sup>(24)</sup>

4. 奉仕の理念が——かつては完全な自由とは調和しがたいものであったが——ひとつの点においてすべての帝国に所属する人々に拡大されたので、公的な権力が自由民から要求したすべての給付と公課は、<sup>(26)</sup> 容易に類推の方法において「公的な奉仕または王の奉仕」(*öffentlicher oder Königsdienst*) (王の奉公あるいは公の奉公 *servitium regalis s. Publica*、公の諸機能 *functiones publicae*、王の従順 *obsequia regalia* など) として理解されることができ、<sup>(25)</sup> そして、この意味において規律されることができた。王の奉仕は、いまや兵役と関連するかまたはそれに代替する給付および公課であり、<sup>(27)</sup> 王の奉仕は、王とその官吏たちの宿泊と糧食提供の義務であり、<sup>(28)</sup> 王の奉仕は、八世紀以来、かつては自由意思による毎年の奉納物 (*annua dona*) およびその他のやがて形成される租税 (*Steuern*) であり、<sup>(29)</sup> 王の奉仕は、公的な夫役 (*Frohnen*) であり、城や橋の建設であり、<sup>(30)</sup> 駅逓の奉仕と牛馬を使う夫役などであり、最後に、王の奉仕は、内的平和の維持のために自由民に課される援助、<sup>(31)</sup> ラントと裁判所の服従義務 (*Landfolge und Gerichtsfolge*)、裁判所における出廷と判決発見にすらなった。

なるほど (完全自由民のみならず、特権が例外を定めていない限り、保護義務者たちと世俗的および聖職者のな主人たる地主たちにもまた、課される<sup>(32)</sup>) この王の奉仕においては、「公的な」奉仕という理念は、王に彼の奴隷および非自由民によつて奉仕主人および土地主人 (グルントヘル) として給付された古い王の奉仕とは反対において受け止められた。<sup>(33)</sup> しかし、奉仕とヘルシャフトは、それゆえにより少ないものではなかったのであり、すべての関係において公的な奉仕は、従属する人々の奉仕と類似して考えられ、規律された。そして、いまや奉仕 (使役 *ser-*

vinum)が、帝国のすべての構成員をして、それらの者同士を結びつけ、そして、帝国の最高指導者と結びつける、紐帯となった<sup>(34)</sup>”と、正当にも言われてきているのである。

5. 奉仕に対応するのは、あらゆるヘルシャフト団体においては、その主たる内容が主人の人格から出発する特別の「平和」の維持、増大および創出に関係するすべての権利と義務を構成するところの、独立の保護権力としてのヘルシャフト的な「家長権」(Mundium)である。同じ方法において、王には、奉仕主人または土地主人(グルントヘル)としての王に従属する人々に対する家長権が帰属し、その家長権から(この団体の人的範囲を、王の家の空間的環境、物および諸権利と同様に、包含する)特別の王の平和(Königsfriede)が発出した<sup>(36)</sup>。この家長権とこの平和は、ところで、まもなく非常に拡大された意義を獲得した。まず最初に、それは、王がかつて民族集会に帰属したこれらの人々に対する保護権力を自己の権利として取得したことによって、総体によって直接に平和をもたらされた保護仲間(Schutzgenossen)に適用された。後見人を有せずまたは後見人が彼らのために世話をしない限りでの寡婦たちや孤児たち、民族外人(Folkstrende)したがってまたユダヤ人<sup>(38)</sup>、そしてその他の援助を必要とする人々は、王の平和のもとにおかれた<sup>(39)</sup>。それがしばしば登場した<sup>(40)</sup>とき、そのような人々の明示的な授手托身行為は、そのような保護関係の存在にとっては非本質的なものとみなされた。彼らの司教たちおよび僧院長たち、彼らの教会および修道院は、王に臣従し<sup>(41)</sup>、そして、その結果において、あるいは、類推的な誠実臣従関係の黙示的な前提のもとに、(彼らに、王の特別のMundebriumの保護を与え、したがってすべての彼らの訴訟を確定的な判決のために国王裁判所に提起する権利を与えるところの)王の特別のムンド証書(保護証書Mundbriefe)を受け取った<sup>(42)</sup>。同様に、教会は、その総体において、王の家長権のもとに服し、そして、それによって自己のために彼らの建物、財産、祭日を獲得し、そして、人々に特筆された平和の保護を獲得した<sup>(43)</sup>。そして、その平和は、平和がし

ばしば神の平和またはキリストの平和と理解され、そしてそのようなものとして王の平和の上にすら置かれた<sup>(44)</sup>としても、それでもなおかつ厳格に受け取られるならば、ただ王の平和の下位の種類にすぎず、そして、王の付与に帰着させられたにすぎない<sup>(45)</sup>のである。王の保護権力のこのような拡大に従って、その概念は、容易に〈民族の完全仲間ノッセンシャフトに属さず、ただこれに対する保護団体においてのみ立つ〉民族部分、従ってとくにローマの属領に、拡張されることができた。最後に、しかし……もちろんいつ?という年に従っては決定されないのであるが……王は、完全自由民およびその奴隷たち (*homines*)、要するに、民族全体に対する関係をもまた、最上位の家長権として、臣下たちや保護被命令者たちに対する主人権に類似する<sup>(46)</sup>としてただより弱いだけの一般の権利として、把握した。王の家長権は、次第しだいに王のすべての権力の源泉とみなされ、〈もはや民族平和の頂点ではなく、王の人格からたえずより広い範囲において民族を把握するヘルシャフト的な平和であったところの〉王の平和は、帝国の基礎理念とみなされたのである<sup>(46)</sup>。いまや王は、自らを民族全体の「主人」として、家の主人または奉仕主人、*hiltord*および *mundbora*<sup>(47)</sup>、*dominus*または *senior*と称し、または、みなすことができた一方では、逆に、すべての帝国所属民は、彼の従属的奉仕の人々、彼の *leudes*または *homines*として現れた<sup>(49)</sup>。彼らの服従の根拠は、いまや、臣下制に類似するただもつと弱い〈その説明のためにときおり民族全体の形式的な奉仕の服従すらが擬制されたところの〉<sup>(50)</sup>関係において見出された。この関係は、ひとが真の「国家の」臣下制として把握することだけは自らに警戒しなければならぬところの、〈そしてその一方で、それは、真実においては、純粹に人的な、圧倒的に家父長的な奉仕の紐帯、すなわち、《必ずしもすでに特別の誠実奉仕をとおして王に結びつけられそして特別の王の保護に預かったわけではない》あらゆる帝国所属員を、全く一般的に直接に王と結びつけ、そして、彼に一般的に王の平和と王の保護を与えたところの奉仕の紐帯であったところの〉、フランク王国の時代のいわゆる「臣

下関係」(Unterthanenverhältnis)であった。必ずしも至るところにおいてではなく、そして必ずしも完全にはないが、それをおして民族の法ゲノッセンシャフトおよび平和ゲノッセンシャフトの理念は、失われて行った。——イングランドにおいては、その理念は、非常に生き生きとすら存続していた。<sup>(51)</sup>しかしながら帝国と民族のために本来的に合一する紐帯は、それでもなおかつ次第に多く、とりわけしかしフランク族のもとでは、王の主人権 (Herrenrecht) と民族の臣下制 (Unterthanschaft) だけとなった。

この急変の最も重要な外的承認は、あらゆる武装能力者 (Waffenmündige)<sup>(52)</sup> が王に誠実宣誓の形式において給付しなければならなかった臣下宣誓 (Unterthaneneid) において存する。純粹の民族王に対しては、おそらく完全自由民は宣誓しなかつたのであり、むしろ民族王自らが民族ゲノッセンシャフトに宣誓し、そして、民族仲間 (ゲノッセン) が相互に宣誓したのである。いずれにせよ、我々に保持されている諸形式における臣下宣誓は、奉仕的な誠実宣誓 (Treueneid) の模倣であり、そして、王がすでに主人とみなされた時代において確かにはじめて一般的なものとなっている。それと並んで、しばしば宣誓の形式の中で、なおゲノッセンシャフト的な見方の保持が表明されている。アンゲルザクセンのもとでは、王の意思に服従することは「契約」から導出され、そして、忠誠の宣誓 (Huldigungseid) は、ただ「条件付」でのみ、すなわち、王が王の側でもまた契約を維持した場合にのみ、給付された。<sup>(54)</sup>ゴート族のもとでは、ひとは、同様に、相互性に固執し、そして、王と民族とを宣誓させた。<sup>(55)</sup>フランク族のもとでは、これとは反対に、以前から、ここでとくに強調された臣下宣誓は、純粹な奉仕宣誓 (Dienstleid) の性格を有し、<sup>(56)</sup>そして、八〇二年には、カール大帝によって明示的に、男子が彼の主人に債務を負うところの誠実が約束されるべきである、<sup>(57)</sup>というように定式化され、そして、それをもって奉仕の思想が公的に帝国の基礎原理として宣言されたのである。

6. 民族王の主人への変化とともに、法と裁判所に対する彼の地位もまた変化せざるをえなかった。すべての民族ゲノッセンの中に生きている、そして、ただ集合された民族によってのみ指示されるべき、民族法は、もちろんつねになお法の主たる源泉にとどまっている。<sup>(58)</sup>しかしそれと並んで、王が彼の命令権力の中に存する権利によって命令することおよび禁止することを発布する諸命令は、王の平和の重要性がそこにおいて上昇するのと同じ程度において意義を獲得した。なぜならすべての立法は、ゲルマン族にとっては平和の確保と改善とみなされたからである。<sup>(60)</sup>王の法 (Königsrecht) は、そのようにして帝国法 (Reichsrecht) となり、そして、とくに民族法が変更された個々の諸場合においてのみ、フランク王国のカピトゥラーリアにおいてもまた、民族は、なおともに働いたのである。<sup>(61)</sup>類似の方法において、王は、民族の最上位の裁判所の主人となった。つねに王は、最上位の裁判官であり、裁判所の「主人」(Gerichtsherr)であったが、しかしただ彼に従属する人々の上のみであった。いまや一方では、民族のたえず大きくなる集団が王のヘルシャフト裁判所 (Herrschaftsgerichten) に服せしめられ、他方では、正規のガウ裁判所およびツェント裁判所においてもまた、王とその官吏たちの影響は圧倒的なものとなった。判決発見者 (Urteilsfinder裁判官) は、なるほど自由な裁判所仲間 (Gerichtsgenossen)にとどまったが、しかししだいに個々の指名された判決者 (Urteiler) が優遇された地位を受け取った。<sup>(62)</sup>最後には、カロリング朝の参審員組織においては、本来の判決は、たとえ民族ゲマインデによって承認されたにせよ指名された参審員 (Schöffen) に移ったのである。<sup>(63)</sup>そして、それらの参審員は、なるほど最初はゲノッセンシャフトの代弁者 (Worthalter)として現れたが、それでもしかし、しばしばすでに新たな奉仕理念の意味における官吏とみなされたのである。<sup>(64)</sup>王とその代理人がほとんど男子に対する主人の「しつけ disciplina」として完全自由民に対して行使したところの<sup>(65)</sup>、刑事裁判権における激変は、完全なものであった。最後に、プファルツ王国裁判所 (Königliches Pfalzgericht) の権限は、そ

の名称がすでに、民族全体のひとつの裁判所からではなく、宮廷の主人の家裁判所および宮廷裁判所から生じたことを示しているように、絶えず成長したのである。<sup>(66)</sup>

7. すべてのこれらの諸関係において、ところで、なるほどヘルシャフト的な王は、ゲノッセンシャフト的な王と同様に絶対的なものではなかったが、彼はしばしば程度に従って後者よりも制限されていた。<sup>(67)</sup> しかしながら、彼のヘルシャフト的な権力に対してあらゆるゲルマン的な家長権に対してと同様に引かれる制限は、全く別の基礎の上にに基づいていたのであり、民族集会をおしてする民族王の制限とは、全く異なる民族要素によって創立されており、そして、全く異なる性質のものであった。民族ゲノッセンシャフトの総体権ではなく、総体権から自ら導き出された個々の諸権利の総計が、ヘルシャフト的な王に対立した。とくにフランク王国においては、帝国支配を王と分け持った名士たち (Großen) は、閉じた総体を構成したのではなく、そして、彼らの影響はそもそもしばしば法的というよりもより多く事実的なものであった。七世紀において初めて、とくにクロタール二世 (Chlothar II) をとおして彼らに一定の共通の諸権利が保証された。<sup>(68)</sup> 民族集会の代わりに帝国宮廷会議 (Reichshoftag) として登場した名士たちの集会は、それゆえフランク王国においても、ランゴバルド王国においても、そしてブルグンド王国においても、古い民族集会に根ざしたのではなく、王のその臣下たちとともにする家評議會 (häuslicher Rath) に根ざしていたのである。これらの臣下たち、optimates (貴族たち)、primores (高貴の人たち) あるいは、proceres (高官たち) として総括される司教たち、帝国官吏、臣下たちおよび大土地所有者たちは、それゆえ原則としてただ審議集会だけを構成した。彼らの絶えず成長する力は、もちろん、その力が慣習と帝国法律をおして帝国の正規の機関 (Organ) となり、<sup>(70)</sup> そして立法、裁判所および行政に関与することへと導いたが、しかしながらカロリング朝の時代においては、その力は明瞭に、王に助言する王の臣下たちの公会議の性格をになっている。

そして、民族を、その力は決して代表してきていない<sup>(71)</sup>。

帝国宮廷会議および個々の地方においてそれに対応する地方宮廷会議に対する関係では、全諸民族の集会は消滅した。ただマルク、ツェントおよびガウにおいてのみ、民族集会は、まだ存在し、そして、ひとは、ひとが民族に問うことを欲するときは、個々のガウ集会に行かなければならなかった<sup>(72)</sup>。唯一、年々の大閱兵式 (Herschau) (マルスの原 *campus Martius*、後にマディウスの原 *Madius*) において、フランク族においては、すべての完全自由民の集会がさらに存続した。そして、ここに集められた召集軍 (*Heerbann*) は、現在もまた、可視的となった民族として行動しまたは決議することができた<sup>(73)</sup>。召集軍が一緒でなかったときは、ひとは、まだ現在も、民族の少なくとも形式的同意を欠くことが出来ない<sup>(74)</sup>と信じたところで、新たな王の擁立の際におけるように、王および帝国議会の滞在地に偶然に居合わせる民衆の同意的な歓呼 (*acclamatio populi* 群衆の叫び) が民族決議に代替せざるをえなかった<sup>(75)</sup>。ここでは、すべての諸関係におけるように、アンゲルザクセンの組織は、*witenagemot* がはるかに独立した諸権限を備え、しかもそのうえ、それが司教たちおよび王の臣下たちからのみならず、一部分さらに選ばれる民族官吏からもまた、成り立ち、そして、さらに民族の参加すら許したように見えるゆえに、民族全体の代表たる性格を全く失ったわけではなかったことよって<sup>(76)</sup>、フランク族の組織に対する対立物を提供している。

8. 同じ差異は、国民の財産 (*Nationaleigentum*) の取扱いにおいても示されている。イングランドにおいては、民族財産 (*Volksgut*) および民族ラント (民族の土地 *Volkland*) という名称が、王の処分権限が確立した場所でもまた、さらに長い間保持され、そして、民族の総手的所有権 (総有 *Gesamteigentum*) という思想が確保されていたことが証明され、そして、その後もまた *witenagemot* の同意が旧民族ラントの譲渡のために要求された一方では<sup>(79)</sup>、フランク王国においては、王の財産と国民の財産の区別については、歴史的な時代においては、問題

となっていない<sup>(80)</sup>。全く同じ方法において、王に移行したローマ的な国庫財産も、古代ゲルマンの不可分の民族マルクも、征服されまたは国庫に組み入れられた土地も、純粹に私法的に取得された土地、マルク、村落、森、牧草地および草原も、支配者に、相続財産としてすなわち自由な特別財産として、帰属させられた<sup>(82)</sup>。それらは王に、あらゆる自由民に彼の固有財産が属すると全く同様の関係にあったのであり、それらは主人の宮廷 (Herrenhof, palatium, 宮殿, curtis regia, 王の城, dominicum, 君主のもの) の付属物 (Pertinenzen) であり、そして、それらが借用されたローマの名称をもって *fiscus* (国庫)、*publicum* (国家所有財産)、*res publica* (国有財産) と呼ばれたときは、ひとは、その場合に指導者と私法的主体としての国家のローマ的な区別について考えることから、遠く隔たっていた。公的目的のために役立ち、または、公的原因から王に帰する動産もまた、国家の財産ではなく、王の財産 (Schatz)、王の相続可能な、分割可能なそして譲渡可能な所有物 (Habe) であり、完全自由民の運ぶ所有物と同じ意味において、彼の国有財産 (*aerarium*) であり、彼の宝物 (*thesaurus*) を構成した<sup>(83)</sup>。平和金と罰金とは、財貨収入、自由民の租税とともに、小作民の地代を合わせて、ひとつのかたまりに融合した。総財産を、しかし、王は自由な裁量に従って処分し、そして、それをコントロールを受けることなしに彼個人の諸目的のため、または、帝国の諸目的のために使用した。そしてそれらの諸目的の間には、区別はもはや存在しなかった。このことが王の権力の上昇のためにいかに重要であったかは、容易に測られるべきではない。どのようにしてしまさばここに、おいて、封建国家の世襲財産的な理念 (*patrimoniale Idee*) への国家理念の新たな変化への萌芽が存在したかは、以下において明らかにされるであろう。

II. しかし、組織のみならず、公的な地位、民族の階級的編成もまた、ヘルシャフト団体の拡張から把握された。古い民族ゲノッセンシャフトに対応したのは、本来の階級制度の欠缺であった。すなわち、自由民は民族であり、

とりわけ高貴な氏族は他の人々よりも多く支配者に任命され、奴隷および半自由民は単なる保護仲間であり、自由民は法外人 (Rechlos) であった。やがて出生による貴族 (Geburtsadel) とリーテン階級 (農奴階級 *Lienstand*) が自己完結したとき、旧システムは修正されたが、しかし破壊されたわけではない。統一的なゲノッセンシャフトは三つの構成部分からなるゲノッセンシャフトとなったが、しかし、全くただゲノッセンシャフトそのものの中のみ、民族貴族の上昇、自由と非自由の間に立つ階級の引き上げは、根ざしたのである。より深くこの階級制度へと関わったのは、〈フーフエの占有を新たな等級づけの基礎となした〉土地とのより確かな連結であった。旧法とはまさに対立する原理のうえに、しかし、民族の階級的編成は、ヘルシャフト団体の拡張とともに、〈帝国における主人の地位と団体における奉仕者の地位をとおして決定された〉奉仕関係に従う階級の等級づけという新たな理念が成立したところで初めて、設定された。この新たな階級概念は、その側ではじめは同様にまず圧倒的に人的な基礎の上に成長し、やがてはしかし物的な基礎の上にも成長して、古い階級概念を任意に妨げたことよって、非常な多様性、混乱、そして、一部分、階級の解体が生じたのであり、最後には、後期中世において初めて終結へと到達する階級システムがそこから発展するに至るのである。

最も早期に、民族貴族は、新たなヘルシャフト理念に屈服した<sup>(84)</sup>。最古の王制が民族貴族の頂点にすぎないものであったかもしれないとしても、両者は、それでもなおかつ永続的には調和しがたいものであった。至るところで、それゆえ、古い貴族は、王制に対して反対の立場をとり、そして緩慢な消滅においてであれ、流血による没落においてであれ、やがて敗北するか、それとも、事態の転換に自己を委ねて、それが従者においてであれ、つねに類似のものとして理解された官吏階級においてであれ、王への奉仕 (Königsdienst) においてその安全を求め<sup>(85)</sup>、そのようにしておそらく、それだけ救いがたい階級として没落せんがために、個々の構成員たちのために古い権力の一部

を救ったのである。なぜなら古い貴族にいまや名譽、光輝および富を与えたのは、もはや民族によって高く尊敬された古い氏族からの出生ではなく、「彼の」品位、「彼の」恩恵、「彼の」全権 Vollmacht により、普通自由民 (Gemeinfreien) のみならず、ローマ人、奴隸、それどころか解放奴隸にもまた、同一の高い地位を指図することができ、そして、事実、彼の従者たち Untertanen のすべての層からの諸要素を帝国の頂点へと高めたのは<sup>(87)</sup>、王の意思であった。王の奉仕そのものは、殺人賠償金を高め、そして、たとえ最初はそれゆえただ王だけが尊敬されるべきであったとしても、間接的には従者をその他の点では彼と同列に立つ人々よりも特別扱いすることであった<sup>(88)</sup>。しかし所有財産 (Habe)、知行 (Beneficium) および官職 (Aemter) の付与にも王は導き<sup>(89)</sup>、そして、それによって富、土地占有、そして、権力にも導いた。そのようにして王の従者の階級から、従士の人々、聖職者および官吏たちから、上に向かつて（彼の奉仕から彼らが彼らの諸力を吸い尽くしたところの）君主のヘルシャフトを最も有効に支えた、名士たちの強力な貴族政治が展開した。王制との紐帯において、この貴族政治は、最終的には、それが固有の主人に対する関係では、独立的であるのみならず、危険なものにもまたなるような権力へと成長してきた。すでにメロヴィング朝時代において、それは、帝国統治への参加を有し、そして、すべての官職の占有を公法において特権を与えられた一つの総体として取得してしまっていた<sup>(90)</sup>。「貴族」は、もちろん特権を与えられた総体ではなく、そして、カロリング朝においてもまたそうではなかった。なぜなら総体は、さまざまな階級の異なる諸要素から構成されており、それは、その特権を法的にはまだ出生をとおして伝播せしめたのではなく、外部に向かつては閉じられていなかったからである。しかしながらすべての三つの点において、総体は、次第しだいにそれに付着した瑕疵を克服した。すなわち、古い出生による階級 (Geburtsände) の差異はその中で消失し、それ（特権を与えられた総体）は自ら、とくに土地のヘルシャフトとのその連結以来、出生の階級 (Geburtsstand) となった

のであり、そして、それは、新たに押し寄せる諸要素に反対して効果的に自らを守った。奉仕の単なる貴族政治から、それは、その後ドイツにおいては、やがて唯一の、後には高貴な貴族として、自らをたえずより堅固に確立するために、帝国の真実の功勞貴族 (Dienstadel) となったのである。

民族の核心たる自由民たちをもまた、解体過程は捉えた<sup>91)</sup>。普通の完全な自由は、放浪と市民戦争の時代において稀なものとなり、そして、最後には、原則から例外となった。自由民の一部は、主人の奉仕をとおして新たな貴族階級に上昇し、大きな集団は、すべての種類の従属関係の中に沈んだ。臣下的な授手托身行為から法律的にほとんど区別されないが、それでもしかし事実的に徹底して異なる普通の奉仕関係における献身は、自らの周りを引き裂いて掴みとつたのである。官吏によって防衛される代わりに共犯的に行使される名士たちの圧制、法外な罰金の賦課、一般の兵役義務およびその他の公的な奉仕の増大する負担、野蛮な時代の苦境と零落、すべてのゲノツセンシャフト的な沈降する力は、完全な自由民をして群れを成して王、教会、そして世俗的な名士への授手托身行為へと駆り立てたのである。自由の喪失に対して、ここでは不法と暴力に対する有効な主人の保護が、引き受けられた奉仕と公課に対しては保証された利益が、扶養または土地占有において存続して、償いをした。教会に対しては、宗教的な動機もまた併せて作用した。そして、最後に、これらの動機が十分ではなかったところでは、強制が助力した。そして、実力行為に従って、まさに土地をもたない自由民には、立法自身が主人に対する献身へと強制することをためらわなかった<sup>92)</sup>。すべてのこれらの自由民たちは、人的には自由にとどまることができたが、しかし彼らは、彼らの主人たちの家長権へと服し、彼らは保護奴隸的となり、そして、事実上極めて僅かにしかリーテンおよび解放奴隸 (Liberem) から区別されなかった。関係は通常少なくとも相続可能であったので、たえず新たな授手托身行為が行われた一方では、非自由性から多くの諸要素が類似の状態に出世したので、(奉仕の種類と土地に対

する彼らの關係に従つて、極端にさまざまに置かれ、名づけられて、それらの總体においては、非自由民 (Unfreie) から完全自由民 (Vollfreie) から同様に厳しく區別されたところの奴隸的な人々の階級から民族の非常に多くのクラスが成立した。後者(非自由民)からは、彼らが自由権の一部を有したことをとおして、前者(完全自由民)からは、彼らがヘルシヤフト的な家長権に服し、従つて人的に隸属したことをとおして、従者たちであり、臣民 (homines) となつた。

時代の経過の中で、このクラスにおいて出生の差異は次第に消滅し、そして、自由民と非自由民の諸關係すら入り乱れ始めた。さらに教会の影響と道徳の力をおして、非自由民の古い無権利状態が消滅した。これとは反対に、主人に対する従者の地位および帝国に対する主人の地位に従つて、最終的には再び出生による階級へと完結される。ところの職業的諸階級を生み出した新たな階級概念に基づく新たな區別が形成された。名士たちの優遇された従者と官吏は、主人の奉仕をとおして歩兵 milites (騎士 Ritter) または召使 ministeriales (臣下 Dienstmänner) として、半自由民 (Minderfreie) や奴隸 (Hörigen) の上に、そして最後には完全自由民の上へと、そのようにして中世の終わりに自らまとまつたより低い貴族として基礎をおくことになるために、上昇した。このような姿に自己を上昇させることができなかった従属的な人々は、主人の奉仕と価値の種類に従つて分けられた。すなわち、定住者は、農奴のかつ非自由な農民階級となり、土地を持たない人々は土地の従者 (Gesinde) または家の従者となり、あるいは、奴隸的な手工業階級および芸術家階級となつた。これらの形成もまた、後になって初めて完成された。しかし原理は、それらにおいては、すべての人々にとって同一であつた。それによればもはやゲノッセンシヤフトに対する個人の關係ではなく、主人に対する彼の關係およびより上位の主人に対する主人の關係が、階級 (Stand) を決定するところの、原理である。民族法が殺人賠償金の算定において、一部は主人の名声に従つて、

一部は給付された奉仕の種類に従って、すでに強い考慮をそれに払ったところのこの思想は、最後には、民族全体を主人たちと従者たちの大きな団体へと、〈すなわち、そこではあらゆる主人は上に向かって同時に別の主人の従者であり、あらゆる従者は、しかしただ間接的に彼の主人の主人の従者であり、そして結局は王の従者であったところの団体、それゆえ古いゲノツセンシャフト組織の集中的な格闘に対する直接の対立において、大きな階段が下から上に上昇して王位、否れども最終的には天にまで導くところの団体〉へと、改変したのである。

それにもかかわらず（フランク王国時代においてはじめてその開始において存在し、そして、その臣下に対する王の直接の関係を法的にはまだ何処でも解かなかったところの）この発展の完成は、これまで一面的に考察された人的な諸関係の基礎の上には決して登場しなかった。その独特の刻印は、それにむしろはじめて土地とのヘルシャフト団体のつながりを与えたのである。

【以上、第十二章、本文終わり】

【第十二章の注】

注(1) 積極的に反対のことを初めて言明したのは、Gregor Tur. II. 34におけるアヴィトゥス司教 (Bischof Avitus) である。彼はブルグンド王に対して、「あなたは確かに民衆の頭であり、民衆があなたの頭ではない」(tu enim es caput populi, non populus caput tuum.) と言っている。

注(2) 『ゲルマニア』第十三章。

注(3) v. Savigny, Gesch. des. r.R. I. 265 f. Sybel S. 218 f. Waitz I. 242. II. 302 f. Das salische Recht S. 134 f. Landau, Terr. S. 324 f. Zöpfl S. 38. Schulte § 45 f. Gemeiner, Centenen S. 162 f. せりしかし全へんべごv. Maurer, Frömh. I. S. 176 f.

を参照せよ。——ならに対応するアングルザクセンの諸事情に関しては、*caldorman, eorl, gerefa, hundred* に関するシムニートのタロツサル (Schmid, Glossar 専門語辞典) を参照せよ。Kemble II, S. 104 f. フォード族に關しては Köpke S. 194, 195.

注(4) しかしそれですべてに——村の代表者 *Dorfvorsteher* とみなさなければならぬ——フランク族の *tribunus* (行政区の長) およびランゴバルド族の *sculdahis* (村長) が指名されていたように思われる。

注(5) さらにサリカ法 (cf. auch Waitz, *das alte Recht* S. 134 f. *Verfassungsgesch.* II, 26, 313) 後にはウエッチナウ (*Wet-terau*) の *gubur* (Grimm, *Weisth.* III, 415, 420 f. における *ツェンテンCenten* におうて) である。

注(6) *Pertz* III, 13, c. 8, in I. *Sal. ed. Merkel* p. 46: 「代表に選ばれたツェンテナールたちが置かれるために、それゆえ彼らは、ツェンテナールたち、または、代表の地位にある人々と言われる。」 (*ut in trustee electi centenarii ponantur: —centenarii ergo vel qui intruste esse dicuntur.*)

注(7) *Grimm, R.G.* S. 753 = *socius* 仲間、*Geselle* 仲間。

注(8) それゆえすべての官吏 (*Beamtent*) と代官 (*Grafen*) を *ministeriales* (奴隸) と称するのだ。Cap. v. 802, c. 40. *Pertz* III, 96: 「同様に侍臣たちからまたは我々のツェンテナールたちたる奴隸たちから」 (*similiter et de comitibus vel centenariis ministerialibus nostris.*) *Epist.* v. 807 b. *Pertz* III, 150: 「ツェンテナールたちの補助奴隸たちあるいは残りの奴隸たち」 (*vicarii centenarii seu reliqui ministeriales*)。彼らは、王の代理人たち (*Agentes*) とよ呼ばれる。Kemble, *Cod. dipl.* III, N. 555, S. 39 da. 969: 「朕エアドガールスは、神の恵みによつて、すべての司教、修道院長、侍臣、副侍臣、ツェンテナールたち、および、我々のその他の代理人たちにとつての、アングロ族の王である。」 (*Ego Edgarus dei gratia rex Anglorum omnibus episcopis abbatibus comitibus vicecomitibus centenariis ceterisque agentibus nostris.*)。代官や被派遣者 (*missi*) の殺人賠償金 (*Wergeld* 人命金) は、*trustis* (受命者) におけるように三倍にふれていた。Marculf I, 8における代官の辞令書式は、王を、忠誠 (*fides*) が義務づけられるところの者の利益を

保護する主人と名づけている。死刑が、代官にとつて、王に対する服従の違反の際における脅しとなっている。(Chlotrchar. decr. c. 10b. Pertz II. S. 13. Gregor Tur. IV. 46)。王の所得にまつての心配は、代官の義務のもとに、つねに強調されており、*「そしつて、王の財産と所有物に関する上級の監視が彼に課なれつゝる。」* Waitz II. S. 331. 562 f.

注(9) Cf. bes. Grimm, R.A. S. 250 f. Maurer, Fronh. I. S. 176 f. Kemble II. 104-125. Waitz II. S. 358 f.

注(10) Pertz, Gesch. Der Merovingen Hausmeier. Maurer, Fronh. I. S. 209 f. 141 f. 190 f. Schöne, die Amtsgew. der fränk. majores domus, Braunschw. 1856. Waitz II. 367 f. v. Daniels § 156. Roth, Beneficialw. S. 308 f.

注(11) Ann. Laur. maj. a. 757b. Pertz I. S. 140. 「*「そしつてピッピヌス王は、彼の原理を、フランク人たちの交渉において、臣下の礼において授手托身するバイエルン族の將軍であるタッシローが、手の保証によつて誓約し、あたかも臣下が彼の主人たちに関して法によつてまつた理解でかつ確固たる献身の状態に存する義務を負うごとくに、ピッピヌス王と……息子たち……に忠誠を約束したとき、」* 保持した。」(Et rex Pippinus tenuit placitum suum in compendio cum Francis, ibique Tassilo venit dux Bajoariorum, in vassatico se commendans per manus sacramenta juravit multa et innumerabilia reliquias sanctorum manus impoens et fidelitatem promisit regi Pippino et ---- filiis ---- sic ut vassus recta mente et firma devotione per justitiam erga dominos suos esse deberet.)。関係の性質については、ひとが、それが通常登場するうごき表現を、例えば、Poeta Saxo (Pertz II. S. 512) におけるデンマーク王の非常に率直な服従 (humillima subiectione) または(次の)言葉を考慮する場合に、疑いの余地はない。すなわち、*「彼は言う。カエサルよ。私と征服された諸王国を受け入れよ。  
やみなくば、私は、独力であなたの奴隷たちと格闘する。」*

(Suscipe Caesar. ait, me necnon regna subdacta:

sponte tuis memet confero serviis.) 』

注(12) Maurer, Fronh. I. S. 167 f. 207. Waitz II. S. 337 f.

注(13) Maurer, Frohn. I. S. 442 f. Roth S. 169 f. 392 f. Waitz II. S. 468 f. IV. S. 459 f. Schulte, R.G. § 51. Walter § 131-140.

Zöplf § 36.

注(14) 従つてEd. Rothar. c. 386. じぢぢぢぢぢぢ "exercitus軍隊"。 Cf auch Köpke S. 198 f.

注(15) Karol. M. cap. a 811 (Pertz I. 172. c. 7) : 「彼らがその人の農夫たちであるところの侍臣とよむに」(cum comite cuius pagenses sunt)。 Leg. Guidonis c. 4 : 「もし侍臣が父祖の土地の防衛のために彼のアリマンノスたちに向けて敵意をもち準備せよと警告せよとせよ」(si comes --- ad defensionem loci patriae arimannos suos hostitifer praeparare monerit)。 L. Liutpr. c. 83. 現在もなお "Compagnie (会社) 中隊) (compagensesなど)。

注(16) 今のCap. v. 864 c. 27 : 「祖国の防衛に向けてすすむの人々は、いかなる例外もなしに出頭する。」(ad defensionem patriae omnes sine ulla exceptione veniant)。 Cap. v. 847. Pertz III. 395 : 「我々は、いかなる我々の中の人であらうとも、彼がいかなる王国にあるにせよ、その予備兵とともに敵に向かい、あるいは、その他の王国の諸利益から出発することを欲する。もし、生じない偶然生ずる場合を除いて、そのようなものがラントウエーリ〔国境守備〕と彼らが言っている王国の侵入であるときは、その王国のすべての民衆が侵入を撃退することに向けて出発することを欲する。」(volumus, ut cuiuscunque nostrum homo, in cuiuscunque regno sit, cum seniore suo in hostem vel aliis suis utilitatibus pergat, nisi talis regni invasio quam lantweri dicunt, quod absit, acciderit, ut omnis populus illius regni ad eam repellendam communiter pergat)。 「ラントウエーリ」の注。 ラントウエーリは「すなわち、祖国の防衛にこの意味でせよ」(und adnotatio datur: de lantweri, id est de patriae defensione)。

注(17) Cap. Karol. M. Bon. a 811b. Pertz I. 173. § 8. Cap. v. 806. 813. c. 9 u. 17. Pertz III. 145. 188. Epist. v. 828 bei Baluz I. 656.

注(18) 今のGlossarに於て。 Cavense (警護) は「王のCasindiosすなわち、王の宮殿を警護する人々」(casindios regis, i.e. qui palatium regis custodiunt) と定義せよとせよ。 Zöplf § 10. Note 53.

- 注(19) Cap. v. 847 (Note 16). Cap. v. 753 (Pertz I. 43) c. 9.
- 注(20) Maurer, Fronh. I. S. 20, 32, 44, 77, 459 f. や、奴隷たち (Horigen) のような階級の兵役義務に ついて、Walter § 134 や homines (奴隷) に関して、参照せよ。
- 注(21) この視点のもっと、九世紀半は以来、vassalli (家来) と ministeriales (自由でない召使、奴隷) が区別された。Maurer, Fronh. I. S. 163, 156.
- 注(22) ちよど Lex Rip. LXV § 22 に よって、「敵に向けて、ある者は、王の残りの利益に向けて」(in hostem seu in reliquam utilitatem regis) の勧告が問題とされている。そして、キルペリッヒ (Chilperich) は、Gregor Tur. VI. 40 に よれば、彼の娘のスズインへの嫁入り行列におけるお供のために、軍隊命令を出したが、そのことはもちろんパリにおいて不満足〔な事態〕を生み出した。
- 注(23) Maurer, Fronh. I. S. 376, Waitz II. S. 471, n. 2.
- 注(24) 敵における殺人賠償金の三倍化もまた、いまこの視点のもとに現れた。
- 注(25) Maurer, Fronh. I. S. 375 : “奉仕は、完全な自由の反対物を構成した。”
- 注(26) Maurer I. S. 373 f. のほか、ちよど Waitz II. 498 f. Eichhorn, R.G. § 24, 88, 171, Zöpl § 40, を参照せよ。
- 注(27) Maurer l.c. S. 448-450.
- 注(28) Maurer S. 415-417, 423-430.
- 注(29) Maurer S. 417-423, 450, 451.
- 注(30) Maurer S. 430-442.
- 注(31) ちよど Alam. 36, 5 und 1. Bajuuv. II. 15, 1 に よって、原理 (placitum) において刑罰のゆえの義務として要求される。
- 注(32) Maurer S. 454-477.

注(33) Maurer S. 402-412.

注(34) Maurer S. 376.

注(35) (十世紀の) Ges. Aethelbirths c. 10に於ては、王のmundbyrdは、また彼の従者と扈從にのみ制限されている。

注(36) Cf. Anhang XII. und Anhang XXI. c. 16 bei Schmid, angelsächs. Gesetze.

注(37) L. Sal. Herold. XIV. 5. Karol. M. Cap. Boi. a. 803. Pertz I. S. 127. c. 3: 「寡婦たち、孤児たちおよび無力者たちが神の保護を我々のミンネブルムのために平和を持ちよべ」(ut viduae, orfani et minus potentes sub dei defensione et nostro mundeburdo pacem habeant)。Cap. 813. c. 2. S. 188: 「教会たち、寡婦たち、孤児たちが、王の権利によつて平和をもちよべ」(ut ecclesiae, viduae, pupilli per bannum regis pacem habeant)。L. Rothar. c. 385. アルゲルザンヤンの諸事情に於ては、Ges. Aethelredhs V. 21. VI. 26.

注(38) Leg. Edw. et Guthr. c. 12. Leg. Aethelr. VI. c. 48. VIII. c. 33. S. 249. Leg. Cnut. II. 40. S. 295. Anhang V. c. 8. S. 390. Henr. 10. § 3. 57. § 7. S. 443. 474. bei Schmid. アルゲルザンヤンの王は、親戚MagenまたはミンネブールトMundboraの代わりに、聖職者および外国人であるべきである。そのうえ、彼は、しかしすべての人々や物に対して、特別の平和を、すなわち、cyninges hand-gridhを、付与するべきであった。Leg. Edw. et Guthr. c. 1. Leg. Aethelr. VI. c. 14. Cnut I. 2. § 2. Anh. IV. 2. ヌタヤ人の「leg. Ed. conf. 25. S. 505 (「王の後見と防衛のために」 sub tutela et defensione regis)。

注(39) 外国人、寡婦、ユタヤ人、商人のための特別の後見証書(Mundbriefen)に於いての書式に於いては、Sickel, Mundbriefe H. 3. S. 80 f. を参照せよ。

注(40) Chlod. c. add. I. Sal. (Pertz II. 3) c. 7 王の言葉に向けし(in verbum regis)によれば、そのために、寡婦は、夫の両親が存在しなう場合に、自らを推薦した。continuaは孤児(Waisenkind)は、同様であった。Gregor. Tur. XI. c. 79. Ed. Rothar. c. 390に於て外国人(Fremde, warezang)は、ヴァンンWaltzに於て臣ト(Vasallität)に關する

論文の中でフランスのルイ王の時代からの報告なれたある例におけるユダヤ人。

- 注(41) Marculf. Form. I. 24: 「我々の保護の言葉のもとに見られることを、…すへての物、または、彼のあるいは扈従の奴隷たち、または、友人たちとともに、我々は受け入れるであらう。あるいは、どこからであらうとも私自らが合法とする場合に、平静が戻されるであらう。」(sub sermone tuitionis nostrae visi fuerimus recepisse --- cum omnibus rebus vel hominibus suis aut gassinis vel amicis seu undecunque ipse legitimo reddebūt mīto)° Annal. Bertiniani a. 877. Pertz I. S. 504: 「司教たちは、(彼らに彼らの教会をその人に義務を負わされる保護に向けつゝ、そして、彼らに守られるべき教会法的特権によつて)、志願者たちに、彼に従つて知ることを、および、同様に彼の臣下たちの助言と援助によつてその人に忠誠をなすであらう)とてかづかひを、勸めるであらう。」(Episcopi se suasque ecclesias illi ad debitam defensionem et canonica privilegia sibi servanda commendaverunt, profidentes secundum suum scire et posse juxta suum ministerium consilio et auxilio illi fideles fore)° Cf. Wartz II. 350 f.

- 注(42) Vgl. bes. Sickel, die Mundbriefe ec. der ersten Karolinger. Beiträge zur Diplomatik. Hefr 3-5, 1864. 1865. Bes. H. 3. S. 8-19. 31 f. 66 f. 82-103. 授手托身行為と後見証書の相互に対する関係は、争われつつある。Vgl. Wartz IV. 199 f. Roth, Feudalität S. 268 f. Sickel l.c. S. 97 f. Hefr 5. Anh. N. 2-4. 9. 12. 13.

- 注(43) Wilda, *Manerl Sata* ヤン法に關しては、Schmid, Glossar v. Circ-fridh S. 544. 545. Fridh S. 585 und hād-gridh. を参照せよ。

- 注(44) それゆゑ、例へば、アエテルスタン王の諸法律 Gesetzen Aethelstans V. 10. 21. VI. 13. 26. 42. Anhang IV. c. 1. 2. 31. *ワドゴフ* jeder ciricgridh sei Cristenes ägen gridh. *ユム* われつつある。ヌムール王の諸法律 Ges. Cnut's I. S. 250. c. 1 und Anh. IV. c. 1. S. 384 *ワドゴフ* 神の平和は王の平和の上におかれつつある。Ges. Aethelr. c. 10 und 13. 14. S. 222. 230. *ワドゴフ* 神の平和は、王の平和と民族の平和と同列におかれつつある。すなわち、"and si ealc cirice on Godes gridhe and on thaes cynges and on alles cristenes folces."



れ、Brunhildisの女王は、女主人domna、と呼ばれている。

- 注(49) Maurer, Froh. I. S. 187 f. 412-413. Fredegar. Chron. c. 58. におおつては、「彼の貧しい人々と同様に高貴な人々の諸団体におおつ」(in universis leudibus suis tam sublimibus quam pauperibus) は、それに続く「王国の彼の民衆の団体に向けつ」(ad universum regni suum populum) と同意義である。Gregor Tur. VII. 33. における「あなた方がこの場合熱心に仕えることの義務を負っているのは、王である。」(rex est, cui vos nunc deservire debeatis) IX. 36「我々は彼に仕える」(serviamus ei) は、全く同じ意味である。そのつ、Marculf I. 7. 34. におおつては、臣下(Unterthanen)は、まさに「奴隸たち」(servi) および「あなた方の奉公する者たち」(sevientes vestri) と名づけられている。

注(50) 以下の注(54)を参照せよ。

- 注(51) きわめて明瞭に古いゲノッセンシャフト的な解釈が、一種の国家契約説と混合して、leg. Edw. II. においては、提出されている。そこでは、c. I. § 1. S. IIは言う。すなわち、「彼(王)は、彼ら(die Wiran)にその場所であつたが罰金に服せうとするのか、そして、彼が存在するゲノッセンシャフトの中に(on thære geferrædden)あるうと欲し、彼が愛するものを愛し、そして、彼が恐れるものを恐れようとするのか、など」問うた。[C. 5. S. II 6:「もし誰かがこのことを踏み越え、そして、彼の誓約と民族全体が負っている彼の契約(the eal theod geseald hæth)を破るときは、彼は、裁判の書(Gerichtsbuch)がそれを教えているように、彼はそれを賠償する。第一章。彼がしかしそれをしようとしなるときは、彼は、我々のすべての人々の友好関係と彼が有するすべてのものを失う。」foedus Angl. et Danorum (991) c. 3 f. S. 203. におおつては、民族を王の、平和仲間(平和ゲノッセンFriedensgenossen)と呼んでいる。独立の民族法としてのfolc-rihtはいつに生き続けたのであり、そして、いかにfolc-rihtがcyneges-rihtに對して意義をとどめたかは、王の殺害が民族平和の破壊とみなされ、そして、それゆえ「民族全体」に向けて賠償が支払われなければならない! ことにおける以上に一義的には、いかなる個々の特徴においても示されていない。Anh. VII. c. 3. § 4. S. 398: se wer gebiradh magum and seo cyne-bot than leodum (ipsius terrae populus). Edg. IV.

15. Aethelst. I. pr. callon folce to fridhesebore.

注(52) 乃れらたひるいぢぢ Watz I. S. 312. v. Sybel S. 239 f. Maurer, Fronh. I. S. 111. Zöpl § 10. XIV. 3. Grimm, R.A. S. 252 f. Gemeiner, Centenen S. 137 f. せ、アハにしかアハランク族の諸事情にひるいぢぢ Roth, Beneficialwesen S. 108 f. 277 f. 386 f. Watz II. S. 115 f. III. 249 f. Vassalliat S. 79 せ、キート族の事情にひるいぢぢ Köpke S. 193 f. せ、マンゲルサクセンの事情にひるいぢぢ Schmid v. Cyrine S. 551. を参照せよ。

注(53) 即位の際におけるその後の祝祭的な約束における痕跡は Grimm lc. 異説 Watz。

注(54) シエミート Anh. X c. I. S. 404 bei Schmid にする、推測するにアエテルスタンの時代から由来する臣下宣誓 (Unterthaneneid, huld-adhas) の定式は、私がそれに値しやうとするように彼が私を離るなうこと、および、私が私を彼に服従させよとして彼の意思 (his willen geceas) を選んだやうに、それが我々の契約であった (uncer formel) へうに、彼がすべてのことを履行すること、とらう条件のもとに、忠実かつ誠実 hold und treu、であること [である]。

注(55) Köpke lc. 王は高位の官吏をとおして、公の権威をもつて (publica auctoritate)、私は、種族の幸福に向けつて (ad gentis utilitatem)、約束する、すなわち、彼はあなた方が誓う人にかけてあなた方に誓う (jurat vobis per quem juratis)、と宣誓する。

注(56) すべてに Marculf I. 40 における宣誓の定式は、奉仕的な誠実宣誓を含んでおり、そして、それを leudisamium と名づけている。リプアリア法. Rip. 69. 1 は、すべてに「もしだれかある不誠実な人が王に反抗するときは、彼は命でもって処理し、そして、彼のすべての物は国庫に譲与される」(si quis homo infidelis regi extiterit, de vita componat et omnes res ejus fisco censeantur)、と云う。Gregor Tur. III. c. 14 によつて、宣誓は「誠実の宣誓」(sacramentum fidelitatis) と称されてゐる。同様に Cap. a. 789. c. 2. Pertz I. 68. においても、その定式は次のように言う。すなわち、「なぜなら私は誠実であり、そして、主人に私の命の日々の間〔誠実である〕からである。」「(quia fidelis sum et ero diebus vitae meae)。ロート (Roth) は、正当にも、この宣誓にいかなる重要性が付与されるか、い

かなる拘束をもって彼が受け入れられたか、そして、どのようなにして彼が本来的に完全自由民に対する王のヘルシヤフトの基礎となったかを、気づかせている。すでに十二歳とともに宣誓を行う義務を開始した。Cap. a. 805. c. 9. Pertz I. 133.

注(57) Pertz I. 99:「私は……あたかも人が命令によって彼の主人に対してあるべきであるごとくに、誠実である。」(Hilde-  
his sum ---- sicut homo per dicitum debet esse domino suo)。

注(58) 上述第五章ないし第七章を参照せよ。

注(59) 王の命令とその増大する意味にこうして v. Savigny, *Gesch.* II. § 34. Wilda S. 111 f. Eichhorn I. § 149 f. Walter, R. G. S. 208 f. Zöpfl, R. O. § 17. Waitz II. S. 80 f. 488 f. III. 504 f.

注(60) とくにフランクザクセン法におうつせうである。例えは leg. Edw. II. c. 1 pr. S. 110:「それによって平和が従来よりも良くなる。多くの法律は“frith” (例えは S. 106) とうう。同様にしかしフランクの法律は、「平和の継続のために契約された」(pactus pro tenore pacis)。(「アム」)。

注(61) Cap. Car. M. a. 803. c. 19. Pertz I. 115はこう。すなわち、「法律においてあらたに付け加えられた諸章について民集は問われざるべし」(ut populus interrogetur de capitulis quae in lege noviter addita sunt) 又 Cap. Carol. Calv. a. 864. c. 6. Pertz I. S. 490はこう。「それによつても法は民衆の同意と王の命令から生ずる。」(et quoniam lex consensu populi fit et constitutione Regis) 又 ランツベルドにおける民族の協働に關しては Bortius, *die Kapitularien im Langobardenreich.* Halle 1864. S. 4 f. を参照せよ。しばしばフランクザクセンの諸法律におうつは「民族の同意が言及されつゝる。例えは *Whitræads Ges.* 696. S. 14:「従順な民族と協同して—*annóðlice mid thy hêrsunan folcy.*」*Aelfred* の *Gudrum* の平和には「王 *Witan* のほかに、東フランク族のもとにある民族全体、が連なつてつゝる。Schmid S. 106. Cf. auch *ib.* S. 204.

注(62) メロヴィンタ朝のもう一つにうまげ広く行われていたかは、周知のようにきわめて争われてつゝる。Waitz, *das*

alte Recht S. 140 f. 151 f. Verf. Gesch. I. 334. II. 31. 421. Zöpl § 125. III.

注(63) Karol. M. Cap. min. a. 803. Pertz I. 115. c. 3. Waitz IV. S. 325 f. Zöpl § 125 a. IV.

注(64) Cap. Aquisgr. 809. c. 11. Pertz I. S. 156 : 「判定者たち、ケンテナルたち、陪席裁判官たち……は、実行されるべき彼の任務に向けし組織される。」(ut iudices, centenarii, scabini … constituentur ad sua ministeria exercenda)。

注(65) Waitz II. S. 327-329. 434. 594 f. IV. 445 f. 逮捕、追放、警察もまた、これらの関連において、王と代官(Gräf)によつて無制限に行使されたように見える。

注(66) Waitz II. S. 451 f. IV. 400 f.

注(67) 後期メロヴィンタ朝の王たちは、後期カロリント朝の王たちと同様に、大物たちの権力をとおしてほとんど無力化された。Waitz II. S. 487 f. 622 f. IV. 546 f.

注(68) Edictum Chlothar. II. d. 614. Pertz I. 14.

注(69) Zöpl § 39. Waitz II. S. 459 f. III. S. 462 f. また、Unger, Landstrände I. S. 50-102. フランク王国においては、五七八年のタントランムスとキルデベルトゥス(pactum inter Guntchramnum et Childebertum 578)との間の合意において初めて。Pertz I. 6 (「仲介者たち、司祭たち、そして長官たち」) medianibus sacerdotibus atque proceribus) および五九五年のキルデベルトゥス王の勅令 decr. Childob. a. 595 (ib.S. 8) は、「関係するわれわれの貴族たちとの合意」(una cum nostris optinatus pertractantibus) に証書の上で言及している。とくにグレゴール・フォン・トゥールズ(Gregor v. Tours)は「帝国議会(Reichstage) (訴訟記録placita、会合concordia、教会会議synodi、会議conventus) にして報告しており、彼から我々はepiscopi (司教)、leudes, fideles (信徒)、antrustiones, seniores terrae (国の長老たち) がここに集合したことをまた知るのである。」

注(70) Hincmar c. 29. 30. は「その一つには「聖職者の長老たちと俗人の長老たちの諸団体の一般が集合した」(generalitas universorum majorum tam clericorum quam laicorum conveniebat) のに対して、他の一つは「長老たちと優れた人

の助言者たち」(seniores et praecipui consilarii)だけが出席したものの、一年における二つの通例の訴訟記録(placita)にこの報告がある。

- 注(71) Waitz IV. S. 500. 501. は、もちろんカロリング朝の時代に、集合させられた大物たちの中に一定の、フランクの代表を認め、そして、彼らは総体の名において行動していた、と主張した。類似して Unger I. S. 55 f.。それらが fideles 信徒たちの頂点を構成し、信徒たちはしかし最終的には民族と同一となった限りでのみ、このことは正当である。これとは反対に、ギズト Guizot, Essais. S. 336 は、彼が次のように言うとき、正当である。すなわち、「これらの集会において彼らの政府を監督し指揮しようとしているのはフランク王国の国民では決してない。彼の国民を監督しそして指揮するために彼の周りに個々人を集合させるのは、シャルルマーニュ帝である」(ce n'est point la nation Franque qui vient dans ces assemblées surveiller et diriger son gouvernement: c'est Charlemagne qui rassemble autour de lui des individus pour surveiller et diriger sa nation)。すでに勅令 (Kapitularen) の形式からこのことは生じている。なぜなら、それらが帝国議会決議であるところでもまた、王だけが語りそして命令しているからである。そしてまた、貴族たちの同意 (consensus der proceres) よりも、会議 (consilium) にこのよりしばしば問題とされる。

注(72) Unger I. S. 57 f. Eichhorn, R.G. § 145. 注(61) をまた参照せよ。

注(73) Annal. Met. a. 692. Fredegar. c. 131. Zöpfl § 36. V. Waitz II. 468 f. III. 469 f. IV. 463 f. Unger I. 60 f.

注(74) Luitpr. Prol. Edicti de anno VIII: 「すべての民衆に助けとなるもの」(assistente omni populo)。Racis, Prolog.: 「我々にそして我々の裁判に、そしてランゴバルドの卓越した人々に、正義が現れた」(sed nobis et nostris iudicibus atque Langobardis adstantibus iustum comparuit)。Waitz III. 501.

注(75) Witenagemot には、王の擁立、重要な諸決定と国の諸条約の承認、新たな法律への同意、国有財産の処分の際の協働、が帰属した。例えば、Ges. Wihträds d. 696. S. 14. Ines S. 20. Aelfreds S. 68. Edw. II. S. 114. Edmunds I. S. 172. Aethelr. I. S. 198 ec. 444b。Codex diplomat. v. Kemble に於ける多数の証書を参照せよ。

注(76) concilium Fefreshamenseにおおつは、例せば、ケントの episcopi 司教たち、thani, comites 扈從たちと et villani として農夫たちが出席してゐた。Schmid S. 148.

注(77) かくに Kemble II. S. 154-230. を見よ。leg. Ed. conf. (Textus Lambarði) c. 32 S. 509 f. における folcgenote の成立に關する情報は、歴史的ではなから、しかしそれでもなお、ひとがまた十二世紀においてはその意義と起源についてどのように考えたかを証明している。

注(78) しばしば証書においては、とくに王の側からの利用権の付与に際して、王が処分する土地を共有の土地 (gemeines Land) と記載されてゐる。例せば、Urk. v. 805. Nr. 190. Cod. dipl. I. S. 232 「共有の森を」 (communem silbam)° 811. Nr. 198. ib. 248 「共有の森林におおつ」 (in commune saltu) : 839 「われわれがザクセンにおいて共有物 [?]」と言つてゐる共有の森におおつ」 (in commune silfa quod nos Saxonice in gemenisse dicimus)°。犯罪者を王の手に—cyninge to handa—私の法に向けて (ad mei juris arbitrium) 投げ入れた国ですら (我々はそれが貸された民族の土地 geliehenes Volksland) であつたことを認めることが出来る°。Urk. v. 995 Nr. 692. IV. S. 290. においては、共有地に存する地所 (rus in communi terra situm) と称されてゐる。他方では、明らかに民族の土地に属する、王が許してゐる土地、または、王が利用権を許してゐる土地は、王の共有におおつ (in regis communiōne) (Urk. Aethelberts v. 863) ° cinges boçholt (Urk. Eadualfs v. 875) ° 王の山 (mons regis) (Urk. v. 838. Nr. 239. I. S. 3. 17) と名づけてゐる。しかし民族の總的的所有権についての持続的な見解にとつて特徴的であるのは、八四一年の証書Urk. v. 841. Nr. 248. II. S. 11. であつて、その中では、大修道院長と彼の家族に (abbati et ejus familie) °、最良のメルキイ人たちの種族の許可と証言とを以て (cum licentia et testimonio obimatun genis Merciorum) °、インムニテート (治外法権) が贈られてゐる。それについて王は次のように言う。すなわち、「大修道院長と彼の聖なる集会は…私とすべてのメルキイ人に、有名なトメウウオルティエ村において王に享受されるべきものと占有されるべきもの、すなわち、大変美しく細工され裝飾された非常に価値ある銀の大盤と、純金における一九〇マンキューサを委ねた。」(abbas



注(81) Eichhorn § 25. Gaupp, Anstedl. S. 335 f.

注(82) Thudichum, Markv. S. 133. 134. — Thudichum l.c. S. 133. Note 2 und Maurer, Einl. 114. における「一四八年〔屢從であるマドルフおよび集合せられた同じ教会のすべてのホルスタイン人〕 a comite Adolpho et omnibus Holsatis eidem ecclesie collatas) および「一四二四年〔湖水…すべての土地の共有財産〕 stagnum … commune totius terrae) のホルスタインにおける内海についての国有財産の追憶。

注(83) 宝物庫 (thesauri) は王権 (regnum) より先に相続せられ (Gregor Tur. II. 20. 41. 42. IV. 20. VII. 6. Fredegar. c. 42. 56. 67) 'そしつ' 分けられた (Fredegar. c. 75. 85)° Cf. auch Waitz IV. S. 7. 8.

注(84) 此れにこつて最良のものは 'K. Maurer, Adel in der Geschichte'。その時期に眞の貴族をフランク人のもとに認める Zöpfl § 9. 10. Eichhorn I. § 46 f. Walter § 408 f. は一部分 'そしつ' 勤務貴族 (Dienstadel) とは別のいかなる貴族も認めない Gaupp S. 115 f. は '異なる見解である。

注(85) フランク族とアングルサクセン族、したがって最も重要な諸種族においては、歴史的な時代において王家の世襲貴族以外の世襲貴族 (Geschlechtsadel) はもはや証明されない。

注(86) 最も注目すべき例は、サクセンとテューリンゲンの征服後は、サクセンの貴族たち (adalingi) は、'そして、' おそらくはテューリンゲンの貴族たちもまた、'そのようなものとしてその総体においてフランク王国の王の従者団体の中へと入ったことである。' Gaupp, das Recht der alten Sachsen S. 39. K. Maurer S. 113. 118 f.

注(87) 王制のこの調停力は、その最も善行をなす諸結果の一つであった。すでにタキトゥスは、'彼の立場からもちろん非難的に——王の宮廷ではしばしば解放奴隷が最も高い名誉に立身出世したことを指摘している。『ゲルマニア』第二十五章。——フランク人のもとでは、ローマ人たちは王の僕であり (Romani, pueri regis) '国王の本来の従士(アントゥルスチオーネン Antrustionen) の下のリーテン litivi) もつた (Recap. Leg. Sal. § 30. 33)° de cr. Thass. § 7に

いつは、「adelschalc」と言われる主人の奴隸たち」(servi principis qui dicuntur adelschalc)すら問題とされている。それゆえ、ロイタスター伯爵(Graf Leudaster)の有名な例が示しているように、宮廷の勤めをとおして料理場のボーイが伯爵に立身出世することが起こりえたのである。さらにオットー大帝(Otto d. Gr.)がザクセン公爵(大公)としたヘルマン・ビルルング(Hermann Billung)は、低い地位から王の奉仕をとおして立身したのであった。

- 注(88) K. Maurer, *Adel* S. 32 f. 40 f. 84 f. 137 f. ec. *Uebersch.* II. S. 403 f. *Waiz* I. S. 362. II. S. 180 f. *das alte Recht* S. 104 f. *Maurer, Fronh.* I. S. 115 f. u.A. フランク人のもとで、彼は、殺人賠償金を三倍にした。この特権を至るところで国王の官吏たちは、彼らは支配者の奉仕者であったゆえに、享受した。軍役が王の役務となつて以来は軍隊が、特別に王を保護する立場に立っていたゆえに聖職者たちが、そして同一の理由から外国人が、寡婦と孤兒たちが(この特権を享受した)。

- 注(89) *Annal. Lauresham.* a. 796. *Pertz* I. 182. *Eginhart* 796. ib. S. 183. における王の従者たちの間での金銭と土地の分配の例。さらに第十三章を参照せよ。

- 注(90) それをヒンクマル(Hincmar)は、多数者の普遍性(generalitas majorum)と名づけている。注(70)を見よ。  
 注(91) 以下の「*Waiz*」は、K. Maurer, *Adel u. Ueberschau* l.c. のほか、*Wend* Eichhorn, *R.G.* I. § 46 f. *Zöpf* § 9. 10. *Kemble* I. S. 185 f. *Waiz* II. S. 147 f. *Maurer, Fronh.* I. S. 12-104. 176-206. 244-246. 253. *Fürth, Ministerialen*. すべては詳細な証明が見出される。

- 注(92) *Vgl. Maurer, Eiml.* S. 213. *der das Cap. v. 847. Pertz* III. 395:「我々は、我々の王国におけるだれかある自由民が、ある主人を欲したのである(ことを欲する)。我々の中にそして我々の誠実において彼(主人)は受け入れるであろう。」は、*おさふく正當(こもや)に解釈される(volumus ut unusquisque liber homo in nostro regno seniore[m] quatenus voluerit in nobis et in nostris fidelibus accipiat wol mit Recht so deute.)*。アンゲルザクセンの諸法律は、それを物語っている。Cf. *Ges. Aethelst.* (925-940) II. c. 2. S. 132. *Leg. Henr.* 8. § 4.

注(93) 個々のクラスの最も詳細な叙述を与えているのは Maurer, Föroh. I. S. 12-104. Cf. auch Waitz l. c. Grimm, R.G. S.

301 f. Fürth, Ministerialen S. 7 f.

【以上、第十二章の注、終わり】

【以下、II. 「ヘルシャフト団体の土地とのつながり」第十三章に続く】

## II. ヘルシャフト団体の土地とのつながり

### 第十三章

土地とのヘルシャフト団体のつながりは、そもそもゲルマン族の移住と同様に古いものであった。なぜなら、すでに前述されたように、人的な家ヘルシャフト(家支配)は、直ちに完全に自由な特別財産においてその物的な模写を見出したからである。彼の垣で囲まれた地域の境界が及ぶ限りでは、家と農場、そして、仲間との共同体から完全に分離されたすべての付属物においては、自由民は、今日の意味における単なる私法的な所有権者であるのみではなく、彼は同時に、マルクにおけるゲマインデであったところのものであり、彼は「グルントヘル」であった。もちろん彼は、この点において彼の上に立つゲマインデの地域権力をとおして、そして、結局は王の権力をとおして制限されたのであるが、しかしそれでもやはり彼は、公的性質をもつ固有のかつ独立した権力の保有者であり、物的な平和と法の範囲すなわち空間的物的な統一体の担い手でありかつ保持者であった。グルントヘルシャフトは、それにもかかわらず、もともとはただ自由の諸帰結の下にある一つのヘルシャフトにすぎず、最も僅かにしか、家長に対し家族の上への彼の人的な主人権、すなわち、彼のムンディウム(家長権Mundium)を与えたにすぎなかった。ムンディウムは、直接に彼の人格(Person)から流出した。同様に、逆に、土地とのつながり、フーフエマ

たは農場への帰属関係は、家族の何らかの構成員の側での従属性の基礎ではなかった。しかし（主人の農地を耕し、または、自己の土地の上にある独立の住居に居住した）奴隷および非自由民においてもまた、全くただ主人との彼の人的な結合が彼らの服従の原因であり、そして、土地への隷属（Grundhörigkeit）は知られていなかった。

時代の経過とともに、それにもかかわらず、（まず最初には人的なヘルシャフトと並んで、そして、最後には人的なヘルシャフトに代わって、人々をも把握するグルントヘルシャフトが、そして、土地との結合から流出する従属性が、成長することによって）両者の関係においてひとつの変化が生じた。

Ⅰ. 最も早期に、このプロセスは、「農場諸団体」(Hofverbänden) における低い奉仕関係に関して完成された。<sup>(1)</sup> 最古の、すでにタキトウスによって描き出された非自由民または奴隷のコロヌス制度 (Kolonat小作制度) においては、ヘルシャフトおよび奉仕の土地とのつながりは、（非自由民または奴隷に一定の租税および奉仕の給付と引き換えに自己の経営のためのフーフエを与えた主人が、そのような関係をいつでも終了させ、小作人なしに土地を、土地なしに小作人を譲渡することができたことによって）純粋に事実的なものであったとしても、それでもやはり、伝統的に小作人には占有が、彼が彼の義務を履行する限り、ゆだねられ、彼はフーフエと一緒に譲渡され、彼の子供たちには関係の継続が許されたのである。それは、確かに、その地位が一部分、物的ならびに人的関係において契約類似の法的原因に基づいていたところのリーテン (Liten) および解放奴隷 (Liberaten) にとつては、彼からフーフエを恣意的に奪おうとする主人に対する関係で現実の権利保護を与えようとするものであった。それによって、人的な従属と並んで、類似の種類の物的な関係が、（いまや支配と奉仕のように、グルントヘルシャフトと派生した占有とが対応したことによって）登場したのである。その際、それにもかかわらず人的なヘルシャフト（支配）関係はいまだ徹底して物的なヘルシャフト関係の基礎であった。

1. それは、契約の方法での従属的占有の基礎づけが授手托身行為の増加によって絶えずより頻繁なものとなったときに、まず最初は同様に留まった。低い奉仕関係において自らを委ねたあの自由民たちの大部分は、新たな主人から独立の生計を営むための土地を一定の地代 (Zinsen) と夫役 (Fröhen) と引き換えに受け取った。その一方、彼らは、逆に、彼らが土地占有を有した場合には、この土地占有を主人に所有のために委託し、そしてそれについて、しばしばただ名目的な地代の約束と引き換えに従属的な占有権だけを返還させたのである。<sup>(3)</sup> しかしながらそのような諸場合においては、たとえ理念上もまた、人的な奉仕の服従がいつでもまだ原因であり、物的諸関係の創出は結果と見えたとしても、しかしながら現実においては、しばしばすでに逆であった。形式的には、授手托身行為は付与または委託に先行した。土地を持たない自由民たちにとっての土地占有の取得、定住している自由民たちにとっての土地占有における有効な保護の獲得、それはたいいていの場合すでに行為の「動機」であつてかつ本来の「内容」であつた。次第に多く、それゆえ当事者の権利意識の中に、法的にもまた物的な基礎が人的団体の基礎であるという見解、命令される者が土地とその占有のゆえに奉仕し、主人は彼の真正の土地所有権のゆえに支配しなければならぬという見解が、確立せざるをえなかつた。そのような解釈は、従属的な占有がより確かに、おそらく全く一定の制限を伴つて、譲渡可能または相続可能となつたときに、それだけ一層可能となつた。なぜなら承継するその後の取得者または被命令者の後継者たちにとつては、土地についての彼らの取得権原または彼らの出自が彼らの人的な従属性の源泉であることは明らかであるようにみえたからである。

2. 本来の終結には、しかし、グルントヘルシャフトと土地隷属 (Grundhörigkeit) の形成は、他の側面から対立する発展が同一目標へと到達したときに始めて達したのであつた。このことは、真実には物的な紐帯がより古いものであつた諸関係を、人的な内容をもつて漸次的にみだすことであつた。派生的な占有は、すなわち、徹底して

必ずしも必然的にただ奉仕関係の結果に過ぎないものではなかった。むしろ一部分は、ゲマインラント (Gemeinland) (総有財産Gesamtheitenと特別利用Sondernutzung) についての古代ゲルマン法との関連において、一部分は、ローマの制度 (ウースス、利用権usus、収益権fructus、永代借地権emphyteusis、プレカリウム〔何時でも撤回されうる土地貸与〕praecarium) への依存において、派生的または貸与方式での土地占有の法律関係が、「独立した」純粋に私法的な制度として広く採用された。授与者 (Geben) のために真正な所有財産を留保して行う単なる利用のために土地の放棄 (Hingabe) は、しばしばそして特別に王と教会の拡大された占有へと、自由民たちの利益のためのさまざまな形式において登場した。同様に、逆に、先行または後続する授与托身行為〔なしに〕行う自由な所有財産の委託をとおして、そのような法律関係が創出されることができた。その場合は、したがって、物的な諸関係に制限されたままにとどまり、その放棄をもって解消されることができ、そして、人的な関係を基礎づけなかつたところの、純粋に物的な従属関係が存在した。より狭いそしてより広い民族ゲノツセンシャフトにおいては、他人の土地に居住する自由民は、彼が従来そうであったところのものにとどまった。それにもかかわらず、すべてのゲノツセンレヒトと最終的に完全自由制そのものが主体的に物的に完全に自由なフーフエの占有にかからしめられたときは、彼 (自由民) はしかしそれでも、彼が派生的占有のほかに自己の土地を有した場合においても、彼の政治的諸権利とゲマインデの権利において減少されずにとどまった。このことが問題とならないときは、自由民は、真正の所有財産を前提とするすべての自由権および最終的に完全な自由そのものを失った。自由民の自由の制限は、もちろんまず最初は、臣下に生じた自由の制限とはまったく別の種類の制限であり、それらの制限はたんに消極的な性質のものであり、自由民は、彼の人格の上に立つ主人をもたず、彼にはただ一定の諸権利だけが欠けていたにすぎない。しかしながら時代の経過の中で、変化しえない恒常性をもって消極的な制限が積極的な制

限へと変化し、グルントヘルシャフトそのものが「人格」(Person) に対する主人権 (Herrnrecht) を与える、という方向への発展が完成された。圧制と抑圧は、自由民の子孫から彼の自由の一部を次々と奪い、立法は主人たちを支え、そして最後には、治外法権の諸特権 (Immunitätsprivilegien) をとおして、明示的に、地域に居住するすべての人々の上へのヘルシャフト(支配) という政治的内容を伴うグルントヘルシャフト(荘園) となったのである。

それによって異なる源泉から同一目標に接近した二つの潮流が合一された。それゆえもともと人的なヘルシャフト団体は、物的な基礎の上にもたらされ、物的な従属関係が人的なヘルシャフト結合のための基礎となったのである。そして、そのようにして(グルントヘル制 (Grundherlichkeit) が合一させる紐帯を構成し、すべての団体への帰属が物的な権原から流出するところの) 統一的な農場団体 (Hofverband) が可能ならしめられた。

II. 全く類推的に、王およびその大物たちの従士階級のより高い範囲においては、誠実奉仕 (Treudienst) の物化 (Verdinglichung) が形成され、ただここでのみ目標が後になって初めて、そしてそれも後期カロリング朝時代において初めて達成された。<sup>(5)</sup> その時代から廷臣 (Vasall) には、扶養と装備と並んですべての種類の恩恵贈与物が与えられるのが常となった。これらの中では、やがて最も重要な位置を(とくに王によってそして教会によって彼らの拡大された領土から臣下たちへ報酬として給付された、そして古い生活共同体の解消後に給付されるべき奉仕の期待においてもまた与えられるのが常であったところの) 土地が占めることになった。しばしば十分にまさにそのような土地の付与に対する見込みが vasalicum 「廷臣関係」に入る動機であったし、そして、その場合、おそらく十分に明示的な条件とされた。そのような付与は、自由な所有財産について起こりえたのであり、そして、最古の時代において起きたのである。真正の所有財産の留保のもとに、ただ特権 (Beneficium) の貸与権 (Iehweise

Recht) または名目権 (prekâres Recht) だけを与えることが、次第に王と教会の確立した慣習となった。反対に、いまやしばしば、臣下たちが彼らの自由な所有財産を主人に委託し、そして、特権として逆に受領することが登場した。それでもやはり、最初は、財産の付与と誠実奉仕との間には、内的関連は存在しなかった。むしろ特権を伴わない授手托身行為が登場したのと同様に、授手托身行為なき特権もまた存在したのであって、その場合には、ただ物的関係だけが成立したに過ぎない。誠実奉仕と特権制度とは、誠実奉仕がきわめてしばしば財産付与または財産委託の誘因であったという、法律的には重要でない事実においてのみ接触したにすぎない。

時代の経過の中で、それにもかかわらず、二つの法律制度は、絶えずともに成長した。臣下たちは原則として特権を期待したのであったが、慣習に従って、一定の財産は、ただ忠誠約束 (fidelitatis promissio) に対してのみ付与された。伝統が形成され、それによれば、廷臣に対して、廷臣が彼の債務を履行した場合に、特権が終身で与えられ、そして、彼の死後も同じ条件で彼の息子たちに与えられた。法的な相続可能性は、まだ問題とはならず、従者の死ならびに主人の死とともに人的な誠実団体 (Treueverband) は終了し、そして、このこと〔人的誠実団体〕の顧慮が存在するときは、特権は原状に回復されなければならない。確立した原則によれば、しかし、廷臣たちは、主人の後継者に授手托身行為をし、息子たちは父の廷臣関係の中に入り、そして、それと、その場合に特権の確認または更新が結合された。―委託された財産に関しては、しかし、すべてのこれらのことがらは、まだ廷臣たちのためには、はるかに固くそして有利に形成されたに違いなかった。

さらに長い間、たとえ實際上たえずより内的に騎士的な主人奉仕 (Herrendienst) が土地と結びつけられていたとしても、廷臣であること (Vassalität) が純粋に人的な基礎であるという古い思想は、それとは独立した特権制度と並んで、取り消されずに残った。後期フランク王国の時代において初めて、土地占有そのものが騎士的な誠実

義務の眞の「法律上の原因」となったのであり、奉仕と誠実とはそれ自らが物的となり、それらは、貸与占有 (Leihbesitz) をとおして条件づけられそして決定され、それとともに終了した。廷臣制と特権制度から、そのようにして「封建制度」(Lehnswesen) が成長した。移行は多様であり、古い特権と新しい封土 (Lehen) との間の境界は不確かであった。しかし発展の道は、大体において明らかであり、農民の財産権の変化との類似性は驚くべきものである。すべての多様性において、法律関係の変更を決定したのは単純な諸原則であり、そして、ヘルシャフトと奉仕との物化にとつては、最高のグループにおいても最低のグループにおいても、原因はただ一つのもの、すなわち、土地占有という経済的および社会的な唯一の意義であった。

Ⅲ・ヘルシャフト諸団体の物化から、ところでしかし、さらに必然性をもつてもう一つの別の変化が結果した。それは、家長的原則の、領主的原則のシステムによる代替である。

グルントヘルシャフトは、ただ、同時に我々の今日の私的所有権を代表する (その利用可能な構成部分のゆえにすでに相続可能性、譲渡性、量的ならびに質的な分割可能性を備えた独立の財産権へと発展してしまっていた) 古代ゲルマンの特別財産 (Sondervermögen) の一つの側面に過ぎなかつた。ところでグルントヘルシャフトが内向的かつ外向的に拡大されたヘルシャフトおよびすべての人的なヘルシャフトをその付属物とすればするほど、それだけより多くすべてのヘルシャフトは、グルントヘルシャフトの法的性質を受け取らざるを得なかつたので、そしてまた次第に多くヘルシャフトそのものが財産権として扱われざるを得なかつた。それが土地占有の従物としてであれ、それが……土地占有から切り離されて……独立の不動産物権としてであれ、それゆえ次第にあらゆるヘルシャフト権は相続可能、譲渡可能となり、そして、現実のまたは観念的な割合に従つて、あるいはまたその中に含まれる個別の諸権限に従つて分割可能となつた。公的な権力は、それがヘルシャフト (支配) であつたゆえに、それゆえ

最終的には純粹に私法的な取り扱いの基礎となったのである。

公法と私法の対立は、古い時代には、それが封建国家にとってそうであったように、きわめて疎遠なものであった。ゲノッセンシャフト〔諸団体〕においては、ヘルシャフト諸団体と同様に、一部分はより多く我々の今日の公法の諸視点から、一部分はより多く我々の私法の諸視点から取り扱われたところの、つねにただ唯一の法、一種類の法のみが存在していた。しかし人格が先行した限りでは、すべての法は、今日の私法の性格よりも、より多く今日の公法の性格を有した。それゆえ、ゲノッセンシャフトの概念とそこから流出する総体権力の概念も、ヘルシャフトの概念とそこから流出する個人権力 (Einzelgewalt) の概念も、それらの古い形式においては、封建時代におけるその類似物 (Analoga) よりも、公的権力に関する我々の今日の諸観念により近いものであった。人格そのものと同様に、すべてのこれらの諸権力は、不可分で、譲渡不可能なものであり、そしてしかも相続権をとおしてではなく出生をとおして伝えられなければならない。しかし、それら〔の諸権力〕は、〔土地についての諸権力がそれらの諸権力の流出物かつ付属物として成立するに至ったものであるゆえに〕、最初から土地についての諸権利に〔総体財産はゲノッセンシャフトに、特別利用は個々のゲノッセの地位に、従属的占有はヘルシャフトにおける個別の従者の地位に、それぞれ対応して〕同一の性格を刻印したのであった。しかし土地についての諸権利は独立のものとなり、その財産権的側面、その物権法的内容は、その性質を決定し、人 (Person) への顧慮は、対象への顧慮の前に後退した。それによって、いまやしかし、例えば、公法的内容と私法的内容の区別が登場したのではなく、土地についての利用可能な諸権利が、いまや実力行使権 (Gewaltrecht) をその側でもたらし、そして、それらに独自の本質をもつ押印を刻印した。法は一樣であり続けたが、しかし次第に多く、法の〔我々が今日、私法において適用している〕見方と取扱いが優勢となった。

ヘルシャフトと奉仕の家夫長的形態から領主的形態への移行は、徹底して緩慢なものであった。メロヴィング朝の時代においては、決定的にまだ家父長的形態が勝っていたが、カロリング朝の時代においては、あたかも領主的なヘルシャフト理念の前進に停止が要求されるべきであるかのようには見えなかった。しかし諸事実の力は、カール〔大帝〕の意思と支配者たる才能すらよりも大きかった。民族の法意識は、個々の点でローマの影響のもとに展開された国家理念のためには必ずしも成熟しておらず、そして短い休止状態の後に、それゆえ物化(Verdinglichung)と領主制(Patrimonialität)とは、それだけ一層とどめがたく自らを捉えたのである。しかしこの方向における紛うかたなき諸開始と、我々は、フランク王国の歴史のあらゆる諸点で出会うのである。

王制が次第に多くすべての公的権力の源泉となったゆえに、最重要のことからは、王位(Krone)の主観的および客観的な物化であった。

主観的には、フランク王国の王位(Krone)は、他部族の王位よりも早期に王宮(Königshof)に属する不動産物権(Immobiliarrecht)となった。氏族王(Geschlechtskönige)または世襲王(Geburtskönige)から、フランク王国の支配者は、先ず最初に〔民族の協働の後退、王位継承制度の開始が、しかし最も明らかに複数の相続人の間の帝国分割が、示しているように〕<sup>(6)</sup>相続王(Erbkönige)となった。徹底して前面に現われたのは、すべての法的関係において、国王支配(王ヘルシャフト)の有用な側面であった。王室財産とそこから生ずる諸収入が、少なからずしかしやがて類推的に解釈された帝国全体からの諸収入が、やがてヘルシャフト(支配)の本質的な構成部分とみなされた。それらがとりわけ帝国分割の際の問題となったのであり、その管理と取り立てが、官吏たちの主たる義務となったのである。これらの占有財産と諸収入の源泉であったところの、個々の支配権限は、やがてそれらの付属物であり流出物として現われている。土地占有および〔土地占有を伴うかまたは伴わない〕諸収入は、そ

れが一定の地方の諸収入であれ、一定の種類<sup>(7)</sup>の諸収入であれ、完全私有地 (Allod) または特権 (Beneficium) として譲渡されえた。その結果、個々のヘルシャフト権そのものが——裁判所の収益とともに裁判権 (Gerichtsbarkett) が、関税とともに関税高権 (Zollhoheit) 等々が——譲渡可能として現われた。すでにダゴベルト王 (König Dagobert) によるトゥールズの教会への王の諸収入の付与が、司教 (Bischof) にとつては伯爵 (Grafdai) の任命権を含んだ<sup>(8)</sup>ということは、公的権力の財産法的解釈がここではすでに全く明らかであり、そして、いかにして速やかにインムニテート特権<sup>(8)</sup>において公的権力の贈呈が形式的な原則となりえたか、いかにしてすでにメロヴィンゲ朝の時代においてそれについての事後的な付与が登場しえたのか、いかにして最後に公職採用 (Beamtungen) が付与された特権とみなされ、そして、貸与占有 (Leihbesitz) と同時に、それ自身が、はじめは事実に、やがては法的に相続可能となり、最後には譲渡可能かつ分割可能となりえたのが、説明しうるであろう。手短かに言えば、至るところで、王位が不動産物権であり、〈帝国における個別の諸支配権限から一度限り譲渡されたか、または、ひとつの物権法的な占有権原に基づいてさらに貸与された〉この不動産物権の諸断片である、という解釈が浸透した。

客観的には、王制は、民族王制 (Volkskönigtum) から地域王制 (Gebietskönigtum) <sup>(9)</sup>となったが、しかし、例えば今日の意味における領土王制 (Territorialkönigtum) ではなく、物的、領土的な支配 (dingliche, patrimoniale Herrschaft) 帝国の最上位のグルントヘルシャフト (土地支配 Grundherrschaft) となったのである。この解釈もまた、まさに王の特別財産に連結した。帝国のかなりの部分においては、王自身が真正の所有者であり、王は、彼の被保護者たち (Beneficiaten) および小作人たち (Kolonen) に対しては直接に、被保護者たちの土地占有に基づいて居住する人々に対しては間接に、グルントヘルとして対立した。ここでは、王の諸収入、留保された

かまたは課された地代、最後にしかし留保されたかまたは課された諸奉仕もまた、現実の物的負担となった。そして、結局、奉仕関係全体が、土地からの流出物となったのである。すべての帝国所屬者たちの地位がますます王の従者に類似するものとなり、王の奉仕が一般的な義務となったとき、他方で、軍役、夫役およびすべての種類の公課、それどころか裁判結果 (Gerichtslöge) および判決発見 (Urteilsfindung) やえも、土地の占有と関係づけられ、それに従って決定され、そして、最後にまさに物的負担、対応する諸権利が物的権利 (Realrechte) 「土地と結合した不動産制限物権」となったとき、そこでは、土地所有権のゲルマン的見方によれば、自由な所有財産——自由なゲノッセンシャフトの総体所有財産 (Gesamteigen) ならびに自由な特別財産——もまた、王に対する関係で直接の物的な従属関係に入ったものとみなされなければならなかった。もちろんこの従属関係は、付与されたまたは委託された土地占有の関係よりも、異常にはるかに弱いものであったが、しかしいつでもこれに類似するものであった。すなわち、王に対しては、特別の誠実奉仕関係のための臣下関係と正確に同じ関係になっている。なぜなら負担付の所有財産は、古代ゲルマンの意味における真正の、自由な、グルントヘル的な所有財産ではもはやなかったからである。主人権 (Herrerecht) の一片が彼から奪われてしまっているからである。この一片を有したのは、しかし、王または王からそれを受け取った者であった。それによって、物的権利、すなわち、王の全領域についての王の最上位のグルントヘル制 (Grundherrlichkeit) が与えられたのであり、そのようにして、次第にすべての王の諸権利を、かつては民族ゲノッセンシャフトに対する王の諸権利に、やがては臣下の上の人的ヘルシャフトに対する王の諸権利に帰着させる代わりに、結局は、王の地域ヘルシャフト (地域支配 Gebiets Herrschaft) に帰着させる可能性が存在したのである。この全期間の間、もちろん最初からそのような解釈の諸萌芽が存在したが、さらに、王と臣下の間では人的な紐帯がもともとのものである、という思想が広く優勢となり、さらに地域へ

ルシャフトが民族ヘルシャフト（民族支配）の流出物および付属物とみなされ、さらに王は、よりしばしば彼の土地に従ってよりも彼の民族に従って名づけられたのである。<sup>(11)</sup>しかしながら、帝国の諸分割において、財政の諸問題においてなどのような個別の諸場合においては、やはり地域ヘルシャフトの理念がすでにきわめて特徴的に現われ、そして、〈ただ王だけがそれらにとつて結合する紐帯であつた〉多くの諸国民の結合体（Vereinigung）がそれらの進歩をきわめて容易にしたに違いなかつた。

王位（Krone）のこの主観的および客観的な物化は、しかし、帝国の頂点において立ち止まっていなかつた。それは次第に公法のすべての支配権限を把握した。全く王制に類似して、相続されうる部族公国（Stammesherzogtum）は——いつでももちろんまだ民族選挙と王の認可をとおして制限されてではあるが——不動産的な性格をもつランデスヘル制へと発展した。タッシロー（Tassilo）〔バイエルン王〕とデンマーク王の奉仕服従（Dienstverbindung）においては、〈両者が彼らのラントおよびそれによつて彼らの尊厳をフランク王に委託し、そして、フランク王から特権として受け取つたことによつて〉すでに明らかにゲノッセンシャフト的な民族指導者職の代わりに新たな解釈が登場している。カール大帝は、もちろんまさにそれゆえに国民的な將軍制（Herzogthümer）を粉碎したのであるが、しかし將軍職制または称号だけの將軍制、および、とりわけ代官制（Graschaften）もまた、それらのもともと純粹に実行された官職の性質から、すでにメロヴィング朝末期の時代には、多くのものを失つてしまつていた。公職就任の事実上の相続可能性がすでに形成されており、そして、特権としてのそれらの取り扱いをとおして不動産特権へのそれらの移行の道が拓かれていた。あらゆる代官は財産とともに彼の地域の中に居住しているべきであるとするクロタツヘル二世（Chlotarher II）の勅令は、最初にそのような変化を用意したのである。<sup>(12)</sup>より重要となつたのは、特権的権利としての土地占有を職務遂行の報酬として付与するという習慣であつた。その

ような特権 (Beneficium) は、はじめは職務の付属物であつたとしても、次第にその関係は逆転し、職務は特権の付属物となり、特権はしかし代官制における世襲的または封建的な土地占有と混合された。そのようにして職務は、職務地域における土地占有の流出物として、そしてそれゆゑ、主観的に物的な権利として現われた。これとの関連において、やがて他方では、職務は客観的にもまた物的に把握され、それは、土地ゲノッセまたはガウゲノッセに対する人的なヘルシャフト権から、直接的な、導出された（グルントヘルシャフトに類似する）として地域についてのただもつと弱いヘルシャフト権〔支配権〕となつた。そしてそこからようやく間接的に、土地の付属物として、人々は把握されたのである。

【以上、第十三章、本文終わり】

【第十三章の注】

注(1) *an v. Maurer, Einl. S. 207, 210 f. 229 f. Fronhöfe I. S. 27 f. 66 f. 265 f. 342 f. Waitz II. S. 153, 160 f. 173 f. 194 f. K. Maurer, Uebersch. I. 420-426. II. 38-56. Roth S. 375 f. Eichhorn, Zeitschr. f. geschichtl. Rechtswiss. I. S. 156 f. Bluntschli, R.G.I. S. 93 f. Zöpfl § 98. V. VI° Grimm, R.A. S. 559 f. を配す。*

注(2) 『ゲルマニア』第二十五章。

注(3) この最後の場合においては、再受戻権 (Wiedererlösungsrecht) は予定条件とされることが、その後の民族法 (Volksrecht) の保護の中心におかれ、そのことがわかつた。Cap. IV. v. 819. c. 4. Cap. 817. c. 4. Pertz III. 214.

注(4) *dominator支配 (form. Bignon. c. 5) potestas主権 (leg. Henr. I. 20 § 2) mundeburdumまたはdefensio (form. Sirmond. c. 44) 守りつゝ守らるゝは一般的な名称を以て initium (Roth S. 164 f.) と呼ばれた。グルントセル自身は*

いぢ<sup>テ</sup> potentes' domini' divites' 英語いぢlandrīca<sup>キ</sup>たぢhalaford<sup>シ</sup>いぢいぢな名称のほかい<sup>キ</sup>やがてとくにseniores (seigneur領主) いぢいぢ称号が一般的といふた。

注(5) Waitz, Vassallität I.c. S. 89. Verf. II. S. 195 f. Grimm, R.A. S. 563. Zöpl § 10. XI. Roth, Beneficialwesen S. 203 f. 416 f.

注(6) Waitz II. S. 90 f. 相続可能性 (Erblichkeit) に関しS. 61. 67. 93 f. および王位の諸分割に関しSchulte, das Recht der Erstgeburt S. 17-31. 46. を参照せよ。

注(7) そのよむな譲渡をWaitz II. S. 551. 570. 571が報告している。後にはとぎおりその三分の一の三分の一がケンテナールたち (Centenare) に譲渡されたものの、平和金 (Friedensgelder) の三分の一の代官 (クラーフ) たちへの譲渡もまた、この視点に基づくのであろう。Cap. a. 783. c. 5. Pertz I. 46. L. Baju. II. 16. Waitz II. 567. 568.

注(8) Waitz II. S. 336. Note 3 aus Audoneus v. Eligi I. 32. 「私はしかし、教会の財産の財政特権が彼のために法律上要求するすべてのものを、たとえ今日もなお同一の都市においでつて、教皇の証書によつて扈従が組織されんがために、」引き受ける「(Adeo autem omne sibi jus fiscalis census ecclesiae vindicat, ut usque hodie in eadem urbe per pontificis litteras comes constituitur.)」を参照せよ。

注(9) Waitz II. S. 579.

注(10) Waitz II. S. 87. 88.

注(11) フランク族の王 (Rex francorum)。同様にアングルサクセンの証書においては、王は、また圧倒的に民族に従つて名づけられてゐる。例をぢ<sup>テ</sup> ic aedhildald myrrena kingc. Urk. v. 743-745 b. Kemble I. Nr. 95. S. 114. Ossa rex Merciorum (メルキエ族の王オッサ)。772 ib. Nr. 119. S. 146. 八〇五年においでつて初めib. S. 232メルキエの王rex merciae アカンテニアの王rex cantiaeが登場する。927 ib. Nr. 344. II. S. 157いぢ<sup>テ</sup> ちび<sup>ビ</sup> Athelstanus monarchus totius Britanniae (全イングランドの君主アテルスターヌス) 「が登場してゐる。」

注(12) Pertz I. 15 § 12。『の邦にSchulze, Erstgeburt S. 55』また連なつてゐる。überh. ib. S. 48-68. を参照せよ。

注(13) Neugart, Cod. dipl. I. S. 232. Nr. 284: 「たれであらうとも……法に基づいて彼の扈從がそこで所有すると認識され  
 ぬ。」(quicquid……ex jure comitatus sui iudici possidere dinoscitur.) — Vgl. auch Schulze I.c. S. 60 f., bes. S. 61. Note  
 3 und 62. Note 1.

【以上、第十三章の注、終わり】

【以下、「C. ゲノッセンシャフト的諸団体からのヘルシャフト的諸団体の治外法権。第十四章」に続く】

### C. ゲノッセンシャフト的諸団体からのヘルシャフト的諸団体の治外法権

#### 第十四章

〈土地とのより確固としたつながりをとおしてすべての生活領域において強化された〉ヘルシャフト的団体が民  
 族のゲノッセンシャフト的な秩序に対して行つた闘争においては、決定的なモメントは、ヘルシャフト諸団体を包  
 含するゲノッセンシャフト的な諸団体またはそれに代わつて登場した公的な諸団体からのヘルシャフト諸団体の解  
 放、および、帝国の独立した構成部分へのそれらの改変であつた。

最も広範なグルントヘルシャフトは、それ自体ただ拡張されたフーフエに過ぎず、それに属する人的範囲は、た  
 だ拡張された家族 (familia) に過ぎなかつた。グルントヘルは、それゆゑ、もともと彼の土地といかなる他の諸権  
 利も持たない彼の人々に対する関係で完全自由民たる土地所有者 (Loseigner) として向き合つた。そして、彼は、  
 マルク、ツェント (Cent) [百個からなる軍区]、ガウそして民族の中では、完全に権利を有し完全に義務を負担  
 するゲノッセ [仲間] 以上でもなく以下でもなかつた。ただ事実的で法的ではない差異、量的であるが質的ではな

い差異だけが、占有、力、影響力の等しからざることをとおして生み出され、そして、それをとおして、それ自体あらゆる自由民に帰属する経済的および政治的な諸権利の行使と利用のための手段が、もちろん極めて異なって分配されていた。やがて、先行する叙述が示してきたように、共同の自由がすべての政治的諸関係において後退したとき、土地占有が有用な諸権利となったゆえに経済的関係においてもまた、従属する代理人または非自由の代理人をとおしての様々なゲノッセンレヒテ（仲間の諸権利）とそれらの行使の可能性が自由民の上に高く位置したとき、それでもなお、最初は、諸ゲノッセンシャフトが（そこから帝国が構成されそしてそこにおいて法が生きる）統一体であり、そして、それらのゲノッセンシャフト「の中に」ヘルシャフト的な諸団体が下位の統一体として含まれているという「原則」は、侵されないままであった。この原則の駆逐とともに、すなわち、ゲマインデ組織、ツェント組織およびガウ組織からのグルントヘルシャフトの出現と、本来のゲマインデ、ツェント、および代官制（グラーフシャフト）へのそれらの改変とともに、はじめて、ゲノッセンシャフト的な法秩序の崩壊が開始し、そして、個々の地域および諸ラントにおいて（あのプロセスがそこにおいて多かれ少なかれ徹底的に完成されたのと）同一の程度において前進したのである。

ヘルシャフト的諸団体のゲノッセンシャフト的な諸団体からのこの治外法権（Exemption）は、「インムニテート」（Immunität）という法制度の主たる内容を構成したところのものであり、そして、インムニテート概念のあらゆる拡大、その概念のあらゆる充填物は、外延的と同様にきわめて内包的に自らを高める諸特権をとおして、同時にこの治外法権における進歩を指称している。<sup>1)</sup>

インムニテートの萌芽は、それゆえ、完全自由民のゲノッセたちの垣で囲まれた家空間と農場空間の自由と平和であった。なぜなら、その担い手が一区画の土地所有者（Loseigner）であったところのこの空間に付着する物的

な特別平和 (Sonderfriede) の結果において、その空間は、対外的に閉じられた統一 (Einheit) を構成したのであり、そこにおいてはゲノッセンシャフトまたはその代理人は、ただ主人の媒介をおしてのみ活動することができたのであり、そして、それゆえゲノッセンシャフト的な官吏と王の官吏は、ただ所有者の同意をもってのみ踏み入ることが許されたのである。この最古の物的なインムニテートは、一般民族法としての完全自由の減少とともに失われて行ったが、その残滓は、しかし、教会、宮殿、城砦および市民の家々の庇護権 (Asylrecht) において、そして、イギリスの戸主権 (Hausrecht) における重要な拡張において、存続した。この物的な治外法権と並んで、〈家族に属する人々をゲノッセンシャフトのおよび公的権力に対して代表することを自らの中に包含する〉人的な家父長権 (ムンデイウム) が存立した。しかしそれは、前者から先ず最初は完全に独立したものであった。

家と農場のほかに、更なる土地占有が〈農地ゲマインシャフト (農地共同体) またはマルクゲマインシャフト (マルク共同体) をとおしてはもはや制限されない〉「完全な」所有財産として排除された場合に、インムニテートの拡大は登場せざるを得なかった。そのことは、デンマークのオルヌム (Ornum)、柵をめぐらした農地や荒地 (Rotland)、拘束された森林においてそれが登場したように、区画化 (Abmarkung) 垣で囲うことをとおして可能であった。この方法において土地占有者が、たんに個々の地所と共にのみならず、彼の所有財産全体と共に、また、マルクゲマインシャフトから離れるときは、彼にとってそもそもマルクゲノッセンシャフト的な拘束は停止し、その拘束とともにしかし当然にマルクゲノッセンシャフト的な権利もまた停止した。しかしそれとともに土地占有者は、マルクゲマインシャフトがゲマインデゲノッセンシャフトの基礎となつて以来、同時にゲマインデ結合から除外された。もともとあらゆる自由民が〈そのようにマルクゲマインデから離脱する〉権利を有したとしても、それでもなおそれと結合された不利益は、ただ比較的大規模のグルントヘル (地主) たちにとってのみ諸利益をと

おして克服されたので、最終的には、ただ彼らだけがそうする権限があるとみなされたのである。<sup>(3)</sup>一つのマルク全体または多数のマルクのグルントヘルのために、開墾されない地域における個々の占有者のためには、はじめからゲマインデ所属性は存在しなかった。ところでしかしそのようなグルントヘルがあらゆるマルクゲマインシャフトから除外されると、彼は、ある程度ひとつのゲマインデを自らのために構成した。彼の領地は、(自由なマルクのすべての構成部分を自己の中に包含し、そして、そのようなもの(自由なマルク)から自らをただ個々の農場がその中心であることをとおしてのみ区別したところの)特別のマルクであった。

それにもかかわらず、この点には、まだ何ら特別のことは存在しなかった。グルントヘルは、そのようなものとして、彼の土地に居住するすべての人々、自由民ならびに非自由民、および奴隸たちを把握する、物的な平和圏の担い手であった。これとは反対に、彼の人的な家父長権とその中に存する公的権力に対抗する意義とは、自由な土地居住者に対してではなく、(古代からただ主人の手段をとおしてのみ公的な諸団体のゲノッセであったにすぎない)非自由民たちと奴隸たちへのみ、拡張されたのである。

人的なヘルシャフト(支配)が次第に多くグルントヘル制の帰結として現れるという状態は、それにもかかわらず、自由な土地居住者たちをグルントヘルたちの人的支配の下に服せしめることへと導いた。そして、それ(インムニテート特権)をこの意味において形成された権力慣習が承認したことが、最古のインムニテート特権の主たる意義であった。<sup>(4)</sup>ひとは、他人の土地の受領と自己の土地の委託の中に黙示的な授手托身行為を認めた。そして、それゆえ、ひとは、自由民たる小農たち(Hintersassen)もまた、公的権力に対して彼らの主人をとおして代理されざるを得ないということを決定づけたのである。ひとは、たんなる物的な従属性を人的な従属性へと変化させたか、あるいは、むしろひとは、人的な従属性を物的な従属性の中へと入り込ませたのである。自由民たる小農たちは兵

役義務を負い続けたが、しかしもはや代官(グラーフ)ではなく彼らのセニョールが彼らを召集し、そして、彼らを指揮した。代官裁判所(Gratengericht)とツェント裁判所が彼らのために管轄権を有したが、しかし主人は召喚を受領し、そして、彼らの出頭を仲立ちしなければならなかった。そして、公的な役務と公課が彼らから要求され、公的な官吏ではなくグルントヘルがそれらを分配し、そして、それらを徴収した。要するに、インムニテートの地区は、(主人の介在をとおしてはじめて公的権力の影響力を許す)たんに物的のみならず人的にもまた閉じた統一体となったのである。

しかしそれによつては、インムニテートにおける公的権力は、まだ終了したわけではなかった。ただ、通常ゲノッセンシャフト的なゲマインデ権力の中に存した諸権限だけを、グルントヘルは自己の権利に基づいて行使した。その他の点においては、インムニテートは、ただようやく否定的な意義だけを有したに過ぎない。絶えず成長する拡張における積極的内容の追加的登場が、インムニテート概念の継続的形成における更なる段階であった。一部分は慣習と伝統をとおして、一部分は(ここでは至る所であるようにそれらが作つた以上に発展を結果しそしてそれらを保証したところの)特権をとおして、インムニテートの主人たちに(絶えず増大する数と固有の権利としての拡張における)公的権力の諸権限が譲渡されたことによつて、ヘルシャフト的な諸団体は、みずから古いゲノッセンシャフト的な諸団体の意義を獲得し、そして、これらを破壊しこれらに代わつたのである。公的権力の譲渡は、そう見えるように、(一部分は「何であろうとも国庫はそこから期待することができた」*quicquid fiscus inde sperare poterat.* という)一般的な書式をとおして一定の範囲において付与され、<sup>(5)</sup>一部分は、個別に関税、裁判所の収益、王の奉仕および王の地代としてグルントヘル自身に振り替えられた)公的収入の委託によつて始まつた。<sup>(6)</sup> その点にはしかし、領主的な解釈の浸透以来、同時に、権力権(*Gewaltrecht*)の付与、とくに公的な裁判権の付

与が、存在した。<sup>(7)</sup> やがて領主システムが勝利すればするほど、それだけ一層大きな範囲において公的権力の贈与と譲渡が生じたのであって、それは、最後にはインムニテート地区の土地所有権を越えて（自己の土地に居住する自由民およびインムニテート地域の近隣または周辺に居住するにすぎない自由民にすら）拡張されたのである。<sup>(8)</sup>

すでにメロヴィング朝以来、この方法で多くの教会および王が、彼自身の占有財産のために、さもなければケンテナール (Centenar) が行使した諸権限を——とくに財産事件およびより僅かな刑事上の事件における裁判権を、対応する強制権力および禁止権力と並んで——固有の主人権のために、取得したのであった。彼らの領地は、それゆえ、ある程度、そこにおいてヘルシャフト的な村長 (Schultheiß) が正規の低位裁判官の地位を務めたところの、ヘルシャフト的なツェントとなっていた。それらは、ガウ団体から、これとは反対にまだ決して除外されていないかかった。ただ奴隷と非自由民の上のみ、インムニテートの監督官 (Immunitätsvogt) は、彼の主人の名において上位の裁判権を行使し、自由民たる小農たちは、そのような諸場合においては、とくにしがたがって身体と生命が問題となる場所では、代官裁判所 (Grafsengericht) の前に立たされざるを得ず、そして、外部に立つ自由民とのインムニテートの人々の訴訟もまた、この裁判所に属したのである。ここでは、インムニテートの主人は、固有の決定をせいぜい仲裁裁判の効果をもって下すことができずにすぎない。<sup>(9)</sup> フランク時代全体において、ただきわめてまれにのみ、完全な代官権力がインムニテート主人に与えられたにすぎない。「個々の」ガウ代官的な諸権限をもちろんグレントヘルたちは、すでにしばしば受け取ったが、それによつてはしかし、グレントヘルシャフトは、ガウ組織から決して除外されなかった。むしろ僅かな例外はあるが、諸インムニテートは、それが存したガウの一部であり、そして、グレントヘルは、彼の自由民たる小農たちと同様に結合する人々 (compagenses) であり、ガウゲノツセンシャフトの構成員であった。

オットー大帝の時代以来始めて、ひとは、インムニテート特権を（それをもってとくに聖職者たる人々に「すべての」代官制の諸権限が付与され、そして、インムニテートがそのようにして古いガウの意義を有する固有の公的な諸団体となるまでに）拡張させた。

さらなる経過の中で、帝国における最高の官職の諸権限もまた、大公国（ヘルツォーク）の諸権利となり、侯爵（フュルスト）的インムニテートの主人たちの固有の権利となった。そして、グルントヘルシャフトから領土となった。

一連のこれらの治外法権のかなめ石を構成するのは、やがてある意味において、最終的には帝国をばらばらに分裂させたところの、帝国からの領土の解放であった。

完全に自由な農場（Höfe）、グルントヘルの農場マルク、ツェントの意味を伴う諸インムニテート、代官（伯爵）領（Grafschaften）の権利をもつ諸インムニテート、侯爵（フュルスト）の領地、ランドスヘル領（Landesherrschaften）および主権をもつ諸国家、それらは、ヘルシャフト団体を古いゲノッセン諸団体とそれらを継続する官職諸団体から絶えざる進歩において除去したのである。

フランク時代については、ガウに従う帝国の秩序が公的生活のいまだゆるぎない基礎であった一方では、その時代にはインムニテートがまだほとんど僅かにしか（ドイツではおそらくバイエルンを例外としてほとんど）発展しておらず、西部地域においてもまたただ稀にのみ世俗的な大物たちに付与され、とりわけしかし最初にゲマインデとツェントゲノッセンシャフトへと初めて破壊的に浸透したことが、注目されなければならない。<sup>(10)</sup>

【以上、第十四章、本文終わり】

## 【第十四章の注】

注(1) Eichhorn, R.G. § 86; 172-173. Zf. gesch. R.W. I. 191 f. Sybel S. 251 f. Montag, Gesch. der staatsb. Freih. I. 216 f. Landau S. 344 f. Roth, Beneficialwesen S. 118, 354. Waitz II. 291 f. 317 f. 569 f. IV. 243 f. Maurer, Einl. S. 239-245. Froh. I. 275-306. Arnold, Verfassungsgesch. der deutsch. Freistädte I. 12 f. Heuser, die Stadt Basel im M.A. S. 5 f. Osenbrüggen, der Hausfriede. Erl. 1857. Zöpl, das alte Bam. R.S. 157 f. und R.G. § 41. Philips, R.G. § 65. Walter § 108 f. Schulte § 50. Sickel, die Mundbriefe, Immunitäten und Privilegien der ersten Karolinger, in "Beiträge zur Diplomatik" Heft 3-5. Wien 1864 u. 65. bes. H. 3. S. 19-65 und H. 5. — アンブルクヤヤンのインムニテートについて K. Maurer, Uebersch. II. S. 41-62. Kemble, Introduction zu Cod. dipl. I. S. XLIII f.

この見解がインムニテートの起源に関して対立している。ほとんどの人々は、ジーベル(Sybel)とヴァイツ(Waitz)の先行に従い、ローマの租税自由(Steuerefreiheit)またはそうではないとしても教会の所有財産の模倣された公課自由(Abgabefreiheit)と結びつけ、そしてその場合、とりわけ金融的側面を出発点として強調している。他の人々は、王の財産の諸特権から出発している。すなわち、シッケル(Sickel)は、インムニテートを王の財産のもともとの特権と説明し(H. 5. S. 1 f.)、同様に(S. 30)公的な官吏の登場の自由(S. 18 f.)、一定の公的な公課と給付を自ら徴収する権利(S. 33 f.)、一定の裁判権(S. 51 f.)などを包含させ、そしてその場合、まず最初に王の財産の上に基礎づけられた諸制度に、やがて他の聖職者の諸制度に付与されたのである。どこから王の財産がこれらの特権を有したのかを、彼は言っていない。大部分、私には、K・マウラー(K. Maurer)が全体において同意しているインムニテートの本質をマウラー(Maurer)が行ったように思われる。彼に、本文においてはとくに従われている。ホイスラー(Heuser)がインムニテートを一定の諸空間——すなわち、家、聖林、教会——の高められた平和から導き、そして、付与をとおしてより大きな領域を超えて拡張されるこの「消極的な」インムニテートから、それに従属する一部は「物的な」、一部は「人的な」諸関係から流出する主人の裁判権を区別しようとするとき、このことは

それ自体正当である。ただ彼は、まさに一つの制度へのこれらのさまざま諸関係の融合の中に存在したところの時代の経過の中で、あまりにも僅かにしかインムニテートの概念の変化を注視しているにすぎない。このことは、(彼がもともとの消極的なインムニテートとその後の積極的な諸高権 (Hohheitsrechte) の付与を区別することによって、後者を全くもはやインムニテートと名づけようとしないうころの) アルノルト (Arnold) に対してもまた、異論として提起されなければならない。家の自由につエプフル (Zöph) もまた連なっている。ランダウ (Landau) は、彼がヘルンシャフト的な裁判権から出発することによって、発展の結論をその出発点に置いている。

注(2) Maurer, Fronh. I 285-295, Einl. S. 189. 217 f. 239, 242, 243, Markv. S. 11 f.

注(3) Maurer, Einl. S. 148, 150, 151, 153, 216 f. 242.

注(4) Maurer, Fronh. I. 287 f. 276 f. form. Marc. I. 349, ingenui (自由民) 2 servientes (奴隷奉公人) について語っている。

注(5) 公的な権力に原則として留保された給付と公課については、Sickel, H. 5, S. 39, 42, 55 f. を参照せよ。イギリスの *moda necessitas* (三大必要) については、上述の第十章を「参照のこと」。

注(6) Sickel, H. 5, S. 35 f. によれば、そのような譲渡は、それが明示的に言及されていない場所でもまた、認められなければならぬであろう。

注(7) 前章を参照せよ。

注(8) そのことは、九世紀のはじめに初めて登場する。Waltz IV. 273, Sickel, H. 5, S. 28.

注(9) Eichhorn, Zeitschr. lc. I. 193-198.

注(10) Marculf I. 3. 4. 17に「おごつは、すでに世俗的インムニテートと聖職者的なインムニテートのための書式が〔存在しつゝある〕」。Vgl. Sickel, H. 5, S. 15 f.

【以上、第十四章の注、終わり】

【以下、「D・ヘルシャフト的団体におけるゲノッセンシャフト。第十五章」に続く】

#### D・ヘルシャフト的団体におけるゲノッセンシャフト。 第十五章

ローマ法が諸対立を先鋭化しそして分離したのに対して、これを混合する傾向があったことは、すべての領域で登場したドイツ法の特殊性である。迅速に、論理的にそして一貫して、しかし一面的かつ表面的にローマの精神が発展したのに対して、ゆっくりと、不明瞭にそして矛盾に満ちて、しかしまたより多面的にかつより深く、ドイツ精神は、自らを発展せしめた。それゆえ、ローマの抽象化がひとたび獲得された概念を不動のものとして対立させた一方では、ドイツの意識は徹底して具体的に留まり、等しからざるものの中につねに同時に親近性を見出し、そして、すべての生活関係の相対性を言葉においても概念においても評価した。ローマ人がその法の法律的な熟達と思想的な完成に比類なくとどまったのに対して、ドイツ人には、彼が彼の法の内容と生活力について獲得したところのものをとおして、形式的な瑕疵を補充した。そして結局、ドイツ法は、〈それが対立を超えてそして対立の中に内的な統一性をもたらし、そして、統一性の中に生き生きとした多様性を現象させそして妥当させるゆえに〉ローマ法よりも高い段階に到達するに違いないであろう。

この一般的な観察のための際立った証拠を提供しているのは、それらの内的構造におけるゲノッセンシャフトとヘルシャフトの関係である。二つの団体形式は対立物であり、そして、対立する極からそれらの結果を導出している。ゲノッセンシャフトにおいては多数性 (Viellheit) が、ヘルシャフトにおいては単一性 (統一性) (Einheit) が、もともとのものであり、そして、前者においては、単一性はただ全体性 (Gesamtheit) によつてのみ代表

され、後者においては多数性はただ主人たち (Heren) によつてのみ代表される。しかしゲノッセンシャフトはそれでもやはり同時に単一性であり、ヘルシャフト団体は多数性であり、そして、結局、いずれの中にもいずれもが承認されなければならない。それゆえゲノッセンシャフトにおいては、単一体権 [単一体法(Einheitsrecht)] の創造への絶えざる運動が行われ、ヘルシャフト団体においては、多数性への主人権 (Herrrecht) の分散のための運動が行われた。そして、結局、ゲノッセンシャフトは自己の中からヘルシャフト的な頂点を生み出し、ヘルシャフト団体は自らの中にゲノッセンシャフトを生み出した。ヘルシャフトへのゲノッセンシャフトの運動を、我々は、しばしばすでに追跡してきており、そして、独立の主人権がそこから成立し、そしてその主人権がその側から絶えずすべての古いゲノッセン諸団体を破壊したのを見てきている。しかしヘルシャフト団体は、ほとんど独立した態度においては存在していないので、それは、その側から自らの中に新たな形式におけるゲノッセンシャフトを再生することそしてそれによつて自己の将来の解消の芽を展開することを開始する。

もともと一人の主人の従者たちの〔間の〕ゲノッセンシャフト的な結合が問題とならなかつたことは、ヘルシャフトの本質から結果する。ただ主人のみが社団 (団体Verein) を束ねる紐帯である。そして、ひとが主人を考え続けるときは、全体は結合されない原子へと崩壊する。<sup>(1)</sup> 対外的にも対内的にも、団体は、ただ主人をとおしておよび主人においてのみ単一体〔統一体〕であり、そして、社団の個々の構成員たちの間には法的な関連は存在しない。それゆえ主人もまた、団体の案件が及ぶ限りで部分的に<sup>(2)</sup> または完全に、団体の構成員たちをすべてのその他の諸団体への参加から排除し、そして、(彼の媒介が初めて彼らに疎遠な領域における権利能力を与える) というように彼らを対外的に<sup>(3)</sup> 代表する。<sup>(4)</sup> この人的紐帯に、いまやもちろんヘルシャフト団体の物化以来、一部は個々の階級のために一部は従属的な人々の総体のために、物的な統一体が加わつた。しかしながらこれもまた、彼らの間の直接の

関連を創出せず、彼らをただ土地による媒介をとおして主人の夫役農場 (Fronhof) と結びつけた。あらゆる夫役農場は、それに所属する自由民、奴隷および非自由民たる男たち (Mansen) とともに、彼らがたとえ実際にはばらばらに存在しているとしても、法的には、対外的に閉じられた統一体、インテグリータス (integritas 統合体) を構成した。しかしこの統一体にとつては、(全く主人の人格が彼の奴隷たち (homines) のためであるように) ただ主人の農場のみがまずもって首領 (Haupt, caput) であり紐帯である。人的ヘルシャフトとグルント (土地) ヘルシャフトの<sup>(6)</sup>完全な結合物もまた、なるほど団体の統一性を堅固にしたが、しかしそれ自体いまだ何ものもそこから従属する構成員相互間の共同団体の中へとは移動させなかつた。

共通の主人と共通の夫役農場をとおしてもたらされた結合と並んで、それでもやはり独立の紐帯もまた従属する人々または彼らの一定の階級を相互に結合するという理念が、農場法 (Hofrecht 荘園法)、夫役法 (Dienstrecht) および封土法 (Lehnrecht) としてのその諸分枝におけるヘルシャフト法 (Jus curiae 宮廷法) の形成との解きがたい相互作用において、成立した。(ドイツの家長権 mundium が以前から、「ただ」権利としてのみ把握されたローマの家父権 potestas とは異なり、同時に権利であり義務であり、そして、その行使においてはつねに慣習と伝統をとおして一定の制限に服さしめられたことによつて)、そのような法の諸発端は、ヘルシャフト団体と同様に古い。非自由民ですら、タキトウスによれば、主人に対して独立した一定の諸権利を有したのである。<sup>(7)</sup>半自由民および自由民という構成分子をとおしての団体の拡張によつて、主人に対する従者たちの請求権に関する絶えずより確かな慣習が形成された。団体それ自体においては、すべての共同団体的な案件の秩序についてのより大きなまたはより小さな参加と、民族法に従つてただ主人にのみ帰属する財産の規律された共同の享受とは、確定した慣習に従つて、すべての構成員たちに喜んで与えられた。いかなる民族裁判所も、そのような慣習法を破つた主人をそれらの慣習

法の遵守へと強いことはできなかつたであらう。そしてそれにもかかわらず慣習法は破られなかつた。奉仕服従 (Dienstgebund) に契約が先行したところですら、契約を民族裁判所は保護しなかつた。<sup>(8)</sup>

わらず、その遵守は神聖な義務とみなされた。保護は、もちろんただ唯一主人によってのみ保証された。しかしながら古代ゲルマンの方法によれば、彼は、ただ裁判官職を要求し、そして、かれによって召喚された人々の範囲をとおして法をすら指示させ、そして、判決を見出させた。自由な諸要素が非自由民のもつてより多く混合すればするほど、それだけ確かに伝統、契約および比較をとおして、団体を支配する諸規範の総体が、最後にはそこから従つて個々の諸団体の諸権利がすべてにおいて類似に展開されたが、しかも民族法とは必ずしも全く同じに展開されたのではなかつた。すべての民族的な諸制度が、それゆえここでは再び繰り返されたが、すべてのしかしこれらの諸制度は主人権をとおして修正された。主人は、平和の担い手でありそれゆえに裁判官であつた。しかし彼は、被告と部族を等しくする団体の構成員たちから判決発見者を関与させ、そして、宮廷裁判所 (Hofgericht)、人民裁判所 (Mannengericht) およびレーン〔采邑〕裁判所 (Lehngericht) が成立した。<sup>(9)</sup>

主人は、要求と禁止、強制と命令を有する。しかし彼は、伝統をとおして聖なるものとされた慣習から離れず、そして、この慣習を集合された人々から指示された。<sup>(11)</sup>

主人は、個々人の導出された財産の源泉であつた。しかし独立の契約法と相続法がそのために形成されたのであり、ただすべての種類のネーエルレヒト (Näherrecht) とファルレヒト (Fallrecht) が起源を想起させたにすぎない。主人はさまざまな種類の人的な暴力権 (Gewaltrechte) を有し、奴隸たちのもとでもまた、婚姻強制、譲渡権および質入権を有した。しかし少なくとも、(耕作地 (Scholle) にどまりただ団体において結合することへと強いられること) の確定した権利を初期の時期に個人は取得した。主人が個々人の地位を

決定し、全体の組織を与え、そして、代理人を指名した。しかし次第々々にここでもまた、確立した階級の形成、政治的な諸制度、剥奪し得ない官職権 (Amtsrechte) が成立した。そして、そのようにしてすべての諸関係に民族法が浸透し、そして、特別の諸関係に自らを適合させたように、最終的には、ゲノッセンシャフトの民族的觀念もまた、団体の相互に親密な構成員たちを把握したのである。従属的な人々によって自ら団体の法が指示され、そして、継続的に形成されたとすれば、この法の源泉を、一部分だけはまだ主人の中に、他の部分は人々の中に見出すこともまた、自明である。彼らの相互的な権利と義務もまた、この法をとおして規律される。それによって（そのために——少なくとも一部分——総体そのものが源泉であったところの）彼らの間の法的結合、平和と法の友好關係が成立した。多数性をそのような方法で結びつけた平和と法の共同体 (Friedens = und Rechtsgemeinschaft) は、それが（あらゆる個人々人をあらゆる個人々と結びつけるが、しかし総体を一つの統一体として完結させる）紐帯を結びつけたことによって、多数性をしかしまさに一つのゲノッセンシャフトとなした。その内的な諸案件においては、そのようなゲノッセンシャフトは、民族法上のゲノッセンシャフトにきわめて類似していた。対外的には、それは民族法上のゲノッセンシャフトから徹底して、それがヘルシャフト団体の枠内に存していたことによって、異なっていた。

同一の主人に属したのではないすべての諸団体または人々に対する關係では、それゆえ、ヘルシャフト的なゲノッセンシャフトは、ただ主人とのおよび主人をとおしてのゲメインシャフトにおいてのみ権利能力があり、あるいは、そもそも法的な統一体であった。しかし独特に形成されたのは、主人自身に対するそれ（「ヘルシャフト的ゲノッセンシャフト」の關係であった。一方では、主人は、ヘルシャフト的ゲノッセンシャフトの自然のハウプト (Haupt) であり、その法の源泉、その平和の源泉、その統一体の源泉、その財産の源泉であった。他方

では、ヘルシャフト的ゲノッセンシャフトは、主人に対する関係では、それへと主人権の一部が総体権 (Gesamtrecht) のために移行したところの独立の権利主体であった。(ヘルシャフト的ゲノッセンシャフトがいまやゲノッセンシャフト的な慣習、法指針 (Rechtsweisung) および選択 (Kure) をとおしてより確かな基礎を与え、そしてゲノッセンシャフト的な保護を保証した) 荘園法 (Hofrecht) または夫役法 (Dienstrecht) は、いまや、なるほどともとは主人から導かれたが、しかしまた主人に対する関係で独立のものとなった総体の所有財産となった。そしてまさにそのようにして、総体そのものが (例えば荘園アルメンデ Hofallmende についての) 固有の財産権と主人に対する固有の政治的諸請求権とを獲得した。主人権の一部がそれをとおして従属する総体に移る過程は、ゲノッセン (仲間たち) 集会の権利がその代表者 (Vorstand) に移行するのと全く類似の過程であった。

ここでは、発展の終局がしばしば代表者の主人への変化であったので、後には、逆に一人の人間のすべての権利が多数性に解消することもまた生じた。はじめは、それにもかかわらずまだ長い間、支配的な頂点を伴う諸ゲノッセンシャフトと従属的な諸ゲノッセンシャフトを伴う支配者たちが鋭くかつ明瞭に二つの異なる団体の種類として対立したのであり、一方では総体権が、他方では主人権が、まだ長い間、たんに理念上本源的な要素であったのみならず、事実上もまた優勢な要素であった。

何時はじめて諸ゲノッセンシャフトがヘルシャフト的な諸団体へと発展し完成されたかは、確定されない。はじめて文書上に言及されているのは、九世紀の終わりにおける従者たちの中のソキエタス (societas) である。<sup>(13)</sup> 全くしかしたぶん、相互に平等に立つ主人たちの団体の構成員たちが特別のゲノッセンシャフト的な団体をおして相互にも結びつけられているという見方は、決して欠けておらず、そしていずれにせよ、このことが大部分のドイツの法制度において問題となったのと同様に、従属的ゲノッセンシャフトは、その最初の文書上の痕跡よりもはるか

に古いものである。

しかしそれでもなお「ゲノッセン (Genossen 仲間たち)」「という従属的な人々の呼び名からは、まだ決して、彼らが一つのゲノッセンシャフトを構成していたことは、結論されてはならない。その表現は、それによって家的生活の狭い共同団体 (Gemeinschaft) が名譽ある指示のもとに組合的平等化 (die soziale Gleichstellung) と称されることによって、主人に対する関係にもまたつながりうる。このことは、例えば、従者たち (Gefolgsleuten) およびアントウルスチオンたち (Antrusionen) において問題となる。彼らが Gesellen (朋輩たち)、Gefährten (同行者たち)、Freunde (友たち)、Fisch = Heerdgenossen (魚とかまどの仲間たち)、socii (仲間たち)、convivae (同行者たち)、commensales (食卓仲間)、amici (友たち)、pares (同輩たち) などと名づけられたとすれば、<sup>(14)</sup>これらの表現すべては、明らかに明示的な付加物からもまたしばしば生じているように、従者相互間の関係にではなく、ただ主人との関係にのみ関係しているのである。相互の間では、彼らは、従者たちにおいて存続する出生身分の差異がこのことを妨げたゆえに、真の仲間団体 (Genossenverband) を全く形成することが「出来」なかったのである。貴族たち、自由民たち、ローマ人たちおよびリーテン〔半自由民〕たちは、同じトウルステイス (trustinstitium) の中にありえたが、しかし彼らは相互に仲間団体の中にはありえなかった。従者における個々の諸階級には、しかし特別のゲノッセンシャフトの形成への動機と必要が欠けていた。なぜなら民族法的なゲノッセンシャフトにおける彼らの地位は、ただ修正されたのみで廃止されてはいなかったからである。<sup>(15)</sup>従者における貴族たちと自由民たちに対しては、民族法と民族裁判所は、役務以外のすべての案件において保護を与えたが、これとは反対に、主人が裁判官であった役務上の案件は、先ず第一にとりわけただ家的および私的な生活の領域にのみ関係した。この従者裁判権 (Gefolgsgerichtsbarkeit) のゆえに、マウラー (Maurer) とともに、あらゆる従者が以前から保護ゲノッ

センシャフトを構成していたことを認めんがためには、根拠が存在しないのである。<sup>(16)</sup>

古いトゥルステイスが階級と職業に従ういくつかのクライスに分かれていたカロリング朝の時代において、自由な封臣たち (freie Vassallen) と高位の廷臣たち (Ministerialen) がすでに職務法上のゲノッセンシャフトを構成したかどうかは、不確かである。そのことはありえたであろう。なぜなら、出生の差異はすでに十分に消失しており、封臣たちは、独立の統一体としての能力があらんがための自由を十分に有する一方、相互間の合意を必要とせんがための自由を十分に失ってしまっており、高位の廷臣たちは、同様に、ゲノッセンシャフト的な諸権利を獲得せんがためには、十分に独立のものとなっていたからである。それにもかかわらず人々のゲノッセンシャフトの存在についての確実な証拠は、次の時期から初めて提出されるのである。<sup>(17)</sup>

これとは反対に、ヘルシャフト的ゲノッセンシャフトの最下層の種類、すなわち、本来の荘園法 (Hofrecht) の諸ゲノッセンシャフトがすでにフランク時代において形成されていたことは、疑いがない。閉じられた荘園地区とインムニテート地区においては、同時に同一の主人とフロnhof (Fronhof、夫役農場) に結合された人々は、共通の状態と共通の法的ならびに経済的利害をととして相互間のより緊密なゲマインシャフトへと自ずから指示されていた。もちろんここでもまた、出生の諸階級の差異が阻止的に立ちはだかった。すなわち、自由民たち (Freie)、奴隷たち (Hörige) および非自由民たち (Unfreie) は、仲間 (ゲノッセン) であることはできなかつた。また、自由民たる土地居住者たち (Grundassen) は、依然として民族法上の諸ゲノッセンシャフトの構成員であり、非自由民たちは、しかし、あらゆる仲間たちの団体が前提とする権利の独立性を欠いていた。しかしながら半自由民と奴隷、リーテンとリベルテン、バルシャルケン (Barschalken) とアルディオーン (Aldionen)、保護奴隷と土地奴隷というさまざまな階級は、一方では、本質的に同輩者 (pares) として現れんがためには、相互に十分に

近く接近しており、そして他方において全一体として現れんがためには、彼らにしかしながら自由民たち (*genii*) のために継続する民族団体が欠けていた一方では、<sup>(18)</sup> 独立した権利を十分に有していた。それゆえ農場マルク (*Hofmark*) は〈同一の主人の農場に奉仕しかつ地代を支払い、そして同一のヘルシャフト的な森々や牧草地を有益したところの〉全く隷属する人々によって居住されていたので、ここでは、農場ゲノッセンシャフトの観念が当然のごとくに存在した。事実、なぜならまたすでに、ロタール王の勅令 (*Ed. Rothar.*) は、小集団奴隷 (*servus massarius*) の組合員 (*socius*) について語っており、西ゴート法 (*Lex Wisigoth.*) は王領の家臣たち (*Fiskalinen*) の奴隷仲間 (*conservi*) について語っているが、<sup>(19)</sup> それは、後に類似の呼び名 (例えば、組合員仲間 *consocii*、同輩たち  *pares*、同胞たち *consortes*) と同様に一般的にホーフゲノッセン (ホーフ仲間) のために通例的となった呼び名であった。ひとたび成立すると、ゲノッセンシャフトの理念はその他のホーフ諸団体へも浸透し、そして、ここでは古い出生の差異の前進する平準化を、その側で、この平準化が「それ」〔ゲノッセンシャフトの理念〕のためになったと同様に、促進せざるをえなかった。至るところで従属的農民たちのすべての階級は奴隷たちに接近し、自由民たちは、彼らが諸権利を失うことによって、非自由民に接近した。そして、そのようにして最終的にそれは、ほとんど全てのフロンホーフにおいて、全フーフエ占有者の閉じられた諸ホーフゲノッセンシャフト (*Hofgenossenschaften*) となった。そしてそれらにおいては、やがてただその構成部分のもともとの混合に従って、あるときは自由の要素が、あるときは従属性の要素が、優勢を占めたのである。<sup>(20)</sup>

ホーフ諸団体 (*Hofverbande*) におけるように、しかし、やがてより高次の奉仕諸団体においてもまた、同一の主人の〈階級と職業を等しくする〉従者の間の従属的ゲノッセンシャフトの理念が絶えず判然と現れた。そして、帝国は、その総体において一つの大きなヘルシャフト団体とはほとんどなっておらず、最高位の帝国諸関係におい

てもまた、新たに形成される奉仕貴族が王に対して独立の総体権をもつゲノッセンシャフト的に結合された総体 (*generalitas universorum majorum* 多数者たちの諸団体の総体) として向き合うという解釈の痕跡が示されている。そしてその総体は、メロヴィング朝の時代においてすらときおりその代表者である執事 (*Hausmeier*) を自ら選任し<sup>(21)</sup>、そしてそのようにして一定の組織を自らに与えている。

【以上、第十五章本文、終わり】

【第十五章の注】

注(1) このことは、そのようなものとしてゲノッセンシャフト的ではなく、ただヘルシャフト的のみ結合されているフランク王国の実体全体 (*Gesamtkörper*) についてすら妥当する。Waiz II, 87, Sybel 160; 王なぐしては彼ら(さまざまな諸民族) はまとまって一緒にあることにはならず、王だけが彼らを合一しまとめるところのものである。と。

注(2) ひとが全部的に団体に属するか、または、ある人的な関係をもつてのみ、あるいは、全くたんに物的な関係をもつてのみ、団体に属するかどうかに従って、従属的な人々のさまざまなクラスにおいて彼らに留まっている民族法への参加の程度が決定される。

注(3) すでにリプアリア法三十章、三十一章は、自由民たる従者たちを代理することと非自由民たる従者たちを代理することを、一般的に、*respondere* (保証すること) と *repraesentare* (代表すること) として総括している。公的権力に対する代理については、Maurer, *Fronh.* I, S. 8, 9, 23, 27, 30, 53, 92, 321, 330, 331 u.s.w. を参照せよ。

注(4) それゆえ団体の中でのみ完全に自由な *connubium* 婚姻と *commercium* 取引が「存在した」。他の自由民または奴隷たちに向けての譲渡 (*Veräußerung*) は、「自己の *mancipia* (奴隷たち) の解放 (*U. Wisig.* V, 7, c. 16) およ

び消費貸借の付与 (L. Burg. 21. c. 1.) もまたそれに属するものであるが、非自由民 (Maurer, l.c. S. 320-322) のみならず、フィスカリーニ fiscalini (L. Wisig. l.c.)、被解放奴隷 (Cap. 561 c. 6. Pertz IV. 12) など自由民たる人々 (freien homines) (Maurer, l.c. S. 331) にすぎず、主人の同意なしには禁止されていた。取得行為 (Erwerbungen) も同様である (L. Bajuv. tit. 15. c. 3. Ed. Rothar. c. 237. 239. L. Liutpr. VI. 5. c. 24 u. 33)。同様の方法で他国人との婚姻の締結が制限されていた。Maurer S. 321. 322. 328-330. それらの制限の本質は、Cap. III. 803. c. 10. のような諸表現を示している。Pertz III. 115: 「住民も役人も対外的に派遣されていつかて報告を行ふことはできなかつた。」(ut nec colonus nec fiscalinus foras mitto possint alicubi traditiones facere.)。Vgl. Cap. 864. c. 30. ib. 496.

注(5) Maurer, Eml. S. 126. 127. 230-234. Fronh. I. 332. 経済的にもまた、フロンホーフは、全体の中心点であった。Maurer, Fronh. l.c. 229 f. 254 f. 318 f. 従属的な農場はその付属物であり (Brev. v. 812. Pertz III. 177: 「命令された諸農場は同一の王室に關係する。」 respiciunt ad eandem curtem mansi ingenuiles. Urk. 752. Neugart I. 23: 「王室は……この王室に關係する十一に分割された〔農場を〕 curtis …… cum II casatas quod ad haec pertinet etc.)、従属的な人々は——自由民すら——従属的な諸農場の付属物とみなされた。Urk. v. 881. Ried. Cod. Dipl. Ratisp. I. 67: 「一部分の石灰〔土地〕およびそれらのすべての市民名簿および全体として正当に同一の財産に所属するものごとくに (cum parskalkis omnique censu eorum cunctisque iuste ad eandem proprietatem pertinentibus.)。Urk. 950 ib. 97. Ed. Rothar. c. 374. 195-197. L. Liutpr. VI. 44.

注(6) 両者〔人的ヘルシャフトとタルントヘルシャフト〕を包含する名称は、とくにシリーティウム mitium である。しかし immunitas (義務を免れらるる) と、特権、dominatio (支配、独裁権)、dominium (支配、所有) など。foras mitio (注(4)) と foras marcham (Cap. 779. c. 19. Pertz III. 38) の譲渡の禁止は、現在同一の事を言っている。

注(7) タキトゥス『ゲルマニア』第二十五章: 「各人がその住居を、その家を支配する。……そして、その限りで奴隷が服従する。」(suam quisque sedem, suos penates regit, …… et servus hactenus parat.)。

注(8) 後に登場したように、明示的に民族法の保護が留保されなかったときは、委託された財産を再び受け戻すことのためにグラーフ裁判所が権限を有した場合には、そのような約定が認められなければならない。Cap. 817. c. 11. Pertz III. 215. Vgl. Maurer, Fronh. I. 67. Bluntschli, R.G. I. 95 f.

注(9) ホーフレートの形成に関しは、Eichhorn, Zeitschr. cit. I. S. 199 f. R.G. § 259. Zöplf. Rechtsquellen § 24. Maurer I. c. I. S. 499-505. 真のホーフレートの開始が帰する時代は、ほとんどおぼろげに決定されない。すでにカロリング王朝時代におおむね *antiqua consuetudo* 古の慣習、*loci consuetudo* 場所の慣習、あるいは、フィスカリーネンとリーテンの法すら問題とされている。Urk. v. 775 b. Honthelm I. 136: 「別の法と慣習を我々の王国の内部で残りのフィスカリーヌスたちは有してゐたべあるべ。」(*aliam legem et consuetudinem sicut reliqui infra regna nostra habuerint fiscalini*)。Forn. Andegav. c. 24 u. 29: 「法はよく改良するべし」(*pro lege emendare*)。I. Burg. tit. 57: 「あたかもそれが慣習に属するべし」(*sicut est consuetudinis*)。Cap. Langob. v. 801. Pertz III. 84: 「アルディオオーネスたちは彼らの法によつて生きある。」(*Aldiones ea lege vivant*)。Cap. v. 861. Pertz III. 477: 「われわれは、それが法ではないゆえに、フランク族の法律顧問が彼の法を作成し、農夫たちや奴隸たちが彼らの監督者に従つて法を作成することを、欲しない。」(*inlunus quia nec lex est, ut advocatus Francus suam legem, sed coloni vel servi de sua advocata legem componat*)。

注(10) ヘルシャフトの裁判所の成立と歴史については、Maurer, Gesch. Der altgerm. Gerichtsv. II-14. 65. 67. Fronh. I. 158. 159. 170. 185. 484-499. 308-311. Unger, Gerichtsv. 93. 264 f. Waitz IV. 383 f. 後の二人に反対して、マウラーは、正当にも、レーン裁判所ならびにすべての種類のフォークタイ裁判所およびホーフ裁判所のために、ヘルシャフト的なムンディウム(家長権)の中に存する保護権力と保護義務からの起源を要求している。注目されなければならないのは、ただ「次のこと」である。

a. あらゆるヘルシャフト的裁判権は、団体の内部的案件に限られており、それゆえ民族裁判所を、ただ非自由民に

対してのみ完全に、半自由民または自由な臣下に対しては非常にさまざまな程度において排除したということ。

b. 裁判権は結合の内容とともに成長し、そして変化し、それゆえ保護主人的な裁判権から次第にグルントヘル的な裁判権となったこと、それゆえとくに主人の裁判権の利益 (*beneficia*) は、それが内的に臣下制と連結されたときにはじめて、基礎となりえたということ。なぜならひととは、より古い時代についてはただ、後に「レーン裁判所」(*Lehngerichte*)へと改変された「臣下制的」な裁判所 (*vassalische Gerichte*) についてのみ語る事ができるからである。

c. とくにインムニテート (治外法権) の主人への公的な裁判権の譲渡以来、そして、ヘルシャフト的な裁判権としての王の裁判権の理解以来、ようやく次第に、ヘルシャフト的裁判権はもとより多く教育 *disciplina* や整頓 *dispositio* であったのであるが、民族法的な裁判権とヘルシャフト的裁判権の内的な差異が消失したということ。それゆえ、民族法的な制度、判決発見、参審員 (*Schöffen*)、集会 (*Umstand*)、手続についての諸原則、時と場所、物的義務 (*Dingpflichtigkeit*) などをもまた、ようやく次第にこの入り口を見出したのである。

注(11) Maurer I. c. S. 477-484.

注(12) Maurer, *Fronh.* I. S. 501. 504.

注(13) それは、*Schannat. hist. Episc. Worm.* II. S. 14における八九七年の証書 (*Urk. v. 897*) において初めて名づけられたところの、ウォルムスのフィスカリヌスの奴隷たち (*servi fiscarii*) の間のソキエタス・パラフリドールム (*societas parafridorum*) である。このではそれに「王位の権力のためにパラフリドゥスたちを遠征に送ることを常とした人々」(*qui regiae potestati parafridos in expeditione reddere consueverunt*)、すなわち、*Urk. v. 918. ib. S. 16*によれば、「パラフレドゥスたちおよび王位の権力にとって有用なものを需要が要求するときに奴隷の身分において果たした人々」の家族と両性」(*familia utriusque sexus, quae parafredos et cetera utensilia regiae potestati, quando usus exigit, in servitium persolverat*) が属している。それゆえ本来の奉仕ゲノッセンシャフトが存在するのである。

注(14) 上述第十一章を参照せよ。友たち*amici*と同僚たち *pares*は、 *Marculf I 23, 24, 32.*における *Antrustionen*を意味している。 *Form. Lindenbrog. c. 36, 37, 126.* — また一三四七年において、カール四世は、ケルンの大司教を全くこの非常に古い家的生活共同体の模範に従って「日常の家庭の下僕たる食卓仲間」(*in familiarem cotidianum domesticum comensalem*)と認めた。 *Lacombler, niederhein. Urk. III, 655.*

注(15) 上述第十一章を参照せよ。「この」意味において、それゆえ従者たちは相互の間ではゲノッセン(仲間たち)でありえた。したがって自由民たちは、例えば、民族仲間でありえたり、それらの個々人はガウゲノッセンでありえたり。しかし、ヘルシャフト的団体「にもかかわらず」存続するそのような仲間関係が、団体を「とおして」成立しそしてその限界にむけて制限されるゲノッセンシャフトとは、最小限の親近性も有しなかったことは、ほとんど指摘を必要としなご。

注(16)  *Fronh. I, S. 487 u. aa.O.*

注(17) 以下、第二十二章、第二十三章、を参照せよ。

注(18) これらの諸タラスへト、 *マウラー (Maurer, Fronh. I, 477 E.)* もまた、 *ホーフゲノッセンシャフトの開始をおき違えている。*

注(19)  *Ed. Rothar. c. 238.*「主人の奴隷は自己の財産から……仲間において与えそして仲間において受け取る許可をもつであろう。しかし売ることは、家が減びないためにそれが家に貢献する限りで家自身の便益のために必要であるのではないならば、許されなご。」( *servus massarius licentiam habeat de peculio suo …… in socio dare et in socio recipere, vendere autem non licet, nisi pro utilitate casae ipsius necessarium est, quatenus casae proficiat, ut non deperat.*)。  *L. Wisig. V, 7, c. 16, fiscalini*にひびいて「ただ我々の奴隷たちによつて彼らの奴隷仲間たちが売ったものが調達されなご。」( *ut a servis nostris tantummodo, quod conservi eorum venderint, comparetur.*)。

注(20)  *Maurer, Fronh. I, S. 481-483, S. 366-374.*

注(21) Waitz II. 623. 624.

【以上、第十五章の注、終わり】  
 【以下、「E. 他の諸影響 第十六章 教会とゲノッセンシャフト」に続く】

### E. 他の諸影響

#### 第十六章 教会とゲノッセンシャフト

ドイツの法発展全体にとつてと同様に、とくにゲノッセンシャフト制度にとつてもまた、ゲルマン的な本質がキリスト教会との間に結んだ結合は、非常に大きな意義を有した。さらに大きかったのは、もちろん逆に、ゲルマンの民族性がその側から教会の形成に向けて及ぼした影響であった。それにもかかわらず教会の基礎はつねにゲルマン以前の基礎に留まつており、そして、その継続的形成においてもまた、ゲルマン的法理念と並んで、一部はローマ的な諸伝統が、一部は世界的宗教的な諸理念が絶えず作用したゆえに、団体 (Körperschaft) としての教会および教会の中に含まれる諸団体の法律史は、特別の領域に属しており、そして、ここではただドイツ団体法 (Vereinsrecht) への教会の影響だけが取り扱われなければならない。

キリスト教会はゲルマン人たちに外部からやつてきた。民族がそれを自ら生み出したのではなく、それはそこに存在しそして関連を要求した。このことからだけでもすでに、ゲノッセンシャフト的諸理念とヘルシャフト的諸理念の闘争においては、教会への加入は、先ず第一に決定的に後者の有利に作用せざるをえないことは明らかであった。

教会——とくにフランク王国によって受け入れられそして実現されたカトリックの形式における教会——は、し

かしその内部的組織においてもまた、自由なゲノッセンシャフトよりもドイツ的なヘルシャフト団体に類似していた。ゲマインデ組織については、教会においてはほとんどはや問題とはならなかった。そして、先ず第一に司教たちの総体が教会の担い手として現われた場合であつても、それでもやはり一方では、教皇主位権 (Primat) が前面に現われて観念されたのであり、他方では、フランク王国における王国および諸地方の公会議 (Koncilien) は、(王とその役人によるその招集と指揮のゆえに、「そして」世俗的な大物たちの集會とのその内的な結びつきおよび王に対する司教たちの地位のゆえに)、王国から独立した教会ゲノッセンシャフトの諸集會であるよりもはるかに多く、王国または王国の一部分の聖職者的な「大物たち」の諸集會であつた。

それゆえ、教会の中に、ただ(世俗的な諸団体の模範に従つて組織された偉大な天上の王国の、地上的な諸関係へと入り込む)部分のみを見出したドイツ人たちは、この神の王国および神の教会に向けて、ただゲノッセンシャフト的な法理念ではなく、ヘルシャフト的な法理念のみを譲渡した。すべての法とすべての権力は、彼らに、ここでは、上から下へと付与されたものとみなされ、そして、あらゆる下位のものたちによって上位者の名において、そして、最終的には神じしんの名において、行使されたのである。教会に属する者は、それによって偉大な神の王国、神の国の市民 (civitas Dei) に、この世でもあの世でもヘルシャフト団体の構成員として属したのである。神自身は天上の王であり、そして、神の息子と相続人たちはこの王国の共同王 (Mikoning) であつた。しかし彼らは、古代ゲルマンの民族王ではなく、信者たちがそれに忠実な下僕として仕えなければならず、そして、それに対して豊かな恩恵を報酬として与えたところの、偉大な主人たちであつた。それゆえに神との關係に従つてキリスト教徒たちの地位が段階づけられたのである。神の最も近いそして最も信頼される従者は聖人たちであり、そのとりなしが主人におけるよりも多くのことをなした強力な天上の臣下たちであつた。地上での代理人および官吏は、

世俗的な役人たちと同様に、しかし王国の支配的諸権利の単独占有においては世俗的な偉大者よりもさらに多く、さまざまな秩序と権限を有する、教会の高位高官者たちであった。彼らのもとは初めて、信仰告白をおして誓約した神の誠実な奉仕者であるが、しかし神の王国の政府への参加をもたない、世俗人たち (*pagani*) が成立したのである。全く類似して、教會的団体の編成が民族意識に代わって作られた。あらゆる個々の教会は、王の臣下がそれについての主人権行使した王のフロンホーフに比較しうる、より狭いヘルシャフト (支配) 的団体の空間的な中心点であった。世俗的な王国にとって王の宮廷が頂点であったように、次第にローマ教会が地上における神の世界の中心点となった。このためにある対立の中に立ち、そして、すべての時代に最も強力に教会におけるゲノッセンシャフト的な要素を代表した、唯一の教会の諸制度は、諸僧院 (*Kloster*) であった。しかしそれらもまた、この時代においては、少なくとも民族意識の中でのその解釈について言えば、決して自由なゲノッセンシャフトではなく、ヘルシャフト的な諸団体を意味した。それらはジツベまたはゲマインデと比較されるのではなく、それらは、家的な共同団体または家制度の模範に従って形作られた、その頂点に僧院長をおして代表される聖職者が立つところの奉仕団体である。それらは、それゆえ、家族 (*familia*) であり、聖なる人と彼の代理人の *ministerium* であり、彼らは従者たちが主人の農場に属するのと同様に、僧院に属しており、そして、彼らは、ようやく次第に、ホーフゲマインデおよび奉仕ゲマインデと同様に、ゲノッセンシャフト的な組織と独立の総体権を獲得するのである。<sup>(1)</sup>

教会の下への世俗人たちと彼らによって住まれた地域の配分は、たとえ教区 (*Parochien*)、副僧正職 (*Archidiaconate*)、および、司教職 (*Episkopate*) がしばしば既存の民族区分および土地区分へと関連したとしても、全体においては、徹底して行政目的のために上から作られた区分の性格を担っている。それゆえ世俗人たちのゲマインデもまた、たとえ民衆 *populus*、平民 *plebs* などが、牧師 (*Pfarrer*) や司教 (*Bischof*) の選挙においておよびその

他の重要な教会の行為の際に、しばしば言及されているとしても、ゲノッセンシャフト的に組織された、自ら管理する教会ゲマインデの性質を持つものではなく、それらは、ヒエラルヒーの種類の行政的司教区 (Verwaltungs-sprengel) なのである。

それゆえ世俗人たちは、ただ受動的にのみ教会に属している。教会権力の共同の担い手の総体としてのより狭い意味における教会は、聖職者たちの世界的な奉仕団体に制限されている。地域の境界または民族の境界をおおしては制限されず、固有の法に従って生きるこの大きな団体は、民族に対して、閉じられた疎遠な統一体として対立している。しかし自由民たちの大きな平和と法のゲノッセンシャフトとしての民族との教会の結合が問題とはならないことは、教会が、それだけいっそう内面的にかつ多様に、王の宮廷からゲノッセンシャフトへと入り込まされている。"王国"のヘルシャフト団体と結びつけられている。王に対してもまた独立に登場せんがためにはまだ十分に強くないが、教会は、その総体においても構成部分においても王の家長権のもとに自らを放棄し、そして、そのようにして王国の構成部分となった。教会の高位高官者たちは授手托身行為をし、そして、特権を受け取り、ラントの教会は法の保護支配の中に入り、そして、皇帝の尊厳の再輸入以来、ローマ教会およびしたがってキリストリカトリック教会は、皇帝の保護支配のもとに参入した。教会に世俗的な支配権力が保証した地上的な保護のためには、教会は、教会がこの支配権力に付与した宗教的サンクションをおして、これに報いた。教会があらゆる主人権を神の命令に遡らせ、あらゆる世俗的な権力を天上の起源に遡らせることによって、教会は、自由なゲノッセンと同権的なゲノッセンの一致から由来する権力に、本来的に合法的な権利〔法〕としての上から導かれた権利〔法〕を対立させた。とりわけ教会は、王が地上における神の代理人であり、神から彼の民族に対するヘルシャフト(支配)を借用物についての神の奉仕職務として有するのである、と教えた<sup>3)</sup>。それどころか古い国民の土地すら、神が王に

与えた特権とされたのである。<sup>(4)</sup> 王の神的権利は、しかしもちろん王の臣下たちと官吏たちにおいて設定され、王の付与に遡られるあらゆる権力において存続し、それゆえ最も狭い範囲の中にまで民族宗教が、支配と奉仕という拡大された理念に、最も本質的な支えの一つを提供した。

しかしそのようにして教会がドイツ法のゲノッセンシャフトにまずもつて至るところでただ否定的にのみ対抗したとしても、教会は、間接的には、この時期においてすでに、ゲノッセンシャフト的な要素の拡張のために、すなわち、とりわけ、教会が非自由民たちの運命の改善を求めて獲得したところの法外な功績をおして、ドイツの自己管理（自治Selbstverwaltung）の基礎の拡大のために働いた。<sup>(5)</sup> ホーフレヒト（荘園法）とホーフゲマインデ（荘園ゲマインデ）の形成のために、教会は、そのインムニテート（治外法権）の中で最も早期に活動し、そして、それをおしてとりわけ、完全自由民のためにのみ存在した最も古いゲノッセンシャフトの被制限状態が克服されたのである。

【以上、第十六章、終わり】

【第十六章の注】

注(1) より詳細な証拠は、第三十一章、および、第二部において〔ある〕。

注(2) Landau, Territor. S. 367-392. 彼は、しかしはるかに行き過ぎている。

注(3) ——カピトゥラリアから証明しうる——フランク王国においてのみならず、アンゲルサクセンにおいてもまたそうである。例えばUrk. v. 772. Nr. 120 b. Kemble, Cod. dipl. I. S. 147:「神の救済が予定されるアンゲル族の王オッサ」(Ossa Dei praedestinatione rex Anglorum)。Urk. v. 854. Nr. 271. ib. II. 52:「万能の神によって私に委託された民

衆」(populi ab omnipotente deo mini collati)° Urk. v. 969. Nr. 555. ib. III. 39 : 「神の恩恵によってアングロ族の王は」(dei gratia rex Anglorum)°。Nr. 605. ib. S. 149 : 「王にたつたつたつたつた王」(rex a domino constitutus)°。Nr. 607. ib. S. 151. Nr. 1041. ib. IV. S. 88. d. 832. Nr. 1068. ib. S. 133. d. 888 : 「神の恩恵によって秩序づけられてメルキイ族の王の支配における代理人は」(gratia dei disponente procurator in dominio regni Merciorum)°。

注(4) 例えは、Urk. v. 860-865. Nr. 289 b. Kemble II. S. 78. v. 851. Nr. 271. ib. S. 52. を参照せよ°。

注(5) 以下にGfrörer, Volksrechte II. S. 1 f. を見よ°。

【以上、第十六章の注、終わり】

【以下、「第十七章 ローマの国家理念のドイツゲノッセンシャフトへの影響」に続く】

### 第十七章 ローマの国家理念のドイツゲノッセンシャフトへの影響

ローマの制度との最初の接触がゲルマン世界の形成に、そしてとくに法と組織の継続的形成に、及ぼした影響を、ひとが、いかに高くあるいは低く評価するにせよ、ヘルシャフト的諸団体とゲノッセンシャフト的諸団体の闘争において、ローマの法理念と国家理念の、古いゲノッセン団体(仲間団体)の速やかな破壊と主人権の拡大の上に及ぼした影響は、見誤られるべきではない°。

ゲルマン人には、死滅しつつある帝国の文化と法は、疎遠で理解しがたいものとして向き合った。しかし少なくとも外面的には、ゲルマン人は、過去の破壊行為に対する彼の課題を履行しようと欲したときに、それらを何らかの方法において自己の制度と結びつけなければならなかった。それゆえゲルマン人は、人間の結合の原理に関するゲルマン人の諸観念をもまたローマの地方居住者たちの中でそれについて生きていた諸思想にある程度接近させ、

そして、逆にこれらの諸思想を「ゲルマン」固有の体系に可能な限り適合させ、挿入させなければならなかった。

両者の関係においては、古いゲノッセンシャフトは、媒介をもたらすためにはほとんど適切ではなかった。ヘカエサリズムによってすべての自治を奪われ、法においても言語においても統一されて、国家またはゲマインデについてのすべての参加が上から受け取られた。ローマ人たちにおいては、法理念はほとんど生きておらず、ゲルマン人たちの自由、自治および選挙、彼らの総体権 (Gesamtrecht) (総有権) および総体財産 (Gesamtvermögen) (総有財産)、彼らの組織を伴うドイツ法的なゲノッセンシャフトを下から上に向かつてその中に見出すことができたかもしれない制度は、ほとんど存在しなかった。逆にこのゲノッセンシャフトは、自然の基礎をとおしてのその拘束性においては、ローマ人たちを自らに引き寄せる能力はほとんどなかった。なぜなら、ゲルマン的な完全自由および真正な固有財産に基礎を置く民族とその構成員の平和ゲノッセンシャフトおよび法ゲノッセンシャフトにおいては、その本質が破壊されない限り、そして、破壊されない限度では、ローマ人たちはただ保護ゲノッセン (保衛仲間) としてのみ余地を有したに過ぎないからである。固有の法に従って生活する他の部族団体として、彼らは、ゆるい保護結合をとおしてのみ彼らと結びついて、ゲルマン的ゲノッセンシャフトに対立したのである。

王と王の臣下たち、グルントヘルおよびグルントヘルに従属する人々のヘルシャフト的団体に關しては、事情は違っていた。家および農場、従者、奉仕団体および王国におけるドイツの主人権 (deutsches Herrenrecht) は、ローマの帝国 (imperium) とその官僚制度 (Beamtenhum) の中央集権化された国家の全能性から、限りなく異なっていたが、それらは、少なくとも、それら両者が統一体から出発しそして統一体から多数者の権利を導出した点、それら両者は上から下への組織を意味していた点において、相互に通ずるところがあった。そして、他方では、ドイツのヘルシャフト団体は、外国人、ローマ人を排除せず、彼の参加を、民族仲間の参加と同様に、許しま

たは強制した。それゆえローマ人たちが、より高い範圍とより低い範圍において、容易にゲルマン人たちのヘルシャフト的結合に入り込んだのに対して、ゲルマン人たちは、その側では、ローマ帝国の諸制度の中で、ヘルシャフト（支配）と奉仕に関する固有の理念を再び見出すものと信じた。このことは、かつて極めて暴力的にゲルマン人たちに対立したローマ帝国が、その没落の時代においてもまた、ゲルマン人に対して、依然として、彼らが知っていたきわめて高度な政治的な創造物として現れただけに、それだけ一層重要なものとなった。長い慣習をおおして神聖化された帝国に対する深い畏敬の念が、ゲルマン人の心情の中に生きており、彼の世界支配を求める理念的な要求は、必ずしも全く色あせてはいなかった。キリスト教世界全体の臣下に対する最上位の主人をひとは皇帝 (Kaiser) に認めたように、ひとは、西ローマ帝国の崩壊後ですら、遠いビザンツにおける無力な皇帝 (Imperator) に認めた。ゲルマン人の王たちがローマの称号を自らに付与させ、または彼らの尊厳を確証させたとき、これによつてとりわけ〔ローマ人の〕地方居住者たちに対する王の権力のための支配の称号が獲得されたのであるが、しかし固有の民族の自由な完全ゲノッセン（完全仲間）にもまた、王は、これをおして権力を獲得したのであつて、かつての世界帝国の皇帝から導き出された支配者の権利は、王にとつても、選ばれた部族王の民族的な権利よりも、より合法的に見えたのである。この見かたは、帝国の頂点にとどまったのではなく、官吏の組織において、および、地域の区分においても存続しつづけた。国家の官僚であるというローマ的な諸理念、行政の管轄地域、および、対応する専門語は、一部はゲノッセンシャフト的な、一部はヘルシャフト的な、ゲルマンの官吏たち、および、彼らに対応する地区ゲノッセンシャフトおよび地区団体と結びつけられた。そして、そのようにしてこの結びつきが外面的であつたかもしれないとしても、それは、それでもやはり高い程度において公的権力の強化のため、そして、公的権力の主人権への最終的な上昇のために、ともに作用したのである。

それゆえ、八〇〇年に非常に偉大なフランク王国の王が祝祭的な方法において対外的にもまた皇帝たちの相続人たる地位 (Erbschaft) に着いたときに、それは、けつきよく最終的には空しい形式ではなく、我々の民族の発展の内容豊かなそして重要な側面の終結であった。神の代理人としての教皇によって実施されたカール大帝の皇帝戴冠によって、民族の觀念に従えば、キリスト教徒の最上位の主人権が王に移行した。合法的な法と神的な法によりドイツ人とローマ人が彼「カール大帝」に直ちに服するところの主人の称号が彼に獲得され、そして、世界支配を求めめる觀念的な要求が彼のために基礎づけられたのである。教会そのものは、すべての地上の関係において、教会が後になって要求したようには、まだこの皇帝の支配と並んでまたは全く優越せず、この皇帝支配の下に立っていた。そして、教会の最高の精神的な首長すら皇帝によって指名されまたは確証された。ドイツ的な支配理念 (Herrschaftsidee) は、そのようにして教会の影響とローマの影響のもとにその最高の段階を達成していた。それは、あらゆる他の主人権のための最終的な源泉と思われたところの神によって直接に付与された世界支配の理念となっていた。中斷されない一千年間の前進において達成したところの、自由の発展と統一とヘルシャフト (支配) への分散は、その頂点に到達し、そして、我々は、それゆえ八〇〇年をもって我々の国民の最初の時代を完結したものとみなすことができる。我々が、それにもかかわらず、引き続き時代に移行する前に、我々はこの時期の終わりに設定される帝国を全体として観察し、そして、そのように速やかなその帝国の瓦解およびそれによって——外観上は少なくとも——法発展および組織発展における後退的な運動を招来したところの諸理由を挙げなければならぬのである。

【以上、第十七章 終わり。第十七章には、注はない。】

【以下、「F. 全体としてのカール大帝の帝国 第十八章」に続く】

## F. 全体としてのカール大帝の帝国

## 第十八章

先行する状態と引き続く状態の狭間にあつてカール大帝の帝国は、いつでも驚嘆すべき何ものかを保持するであらう。多くの関係において、事実、この力強い建造物は、封建王政 (Feudalmonarchie) または十五世紀の帝国すらよりも、我々の近代的な諸観念により近いものである。しかしながらひとは、あまりに多くわれわれの近代の国家思想を持ち込みすぎること、すなわち、そうすることで引き続く時代を理解したい後退と思わせる手続、に警戒しなければならぬ。通常、ひとはフランク王国において〈その中で統一的な国家理念が支配し、国家権力が存在し、国家の組織がその構成員に対する総体の関係を規律したところの〉真の「国家」を見出すのがつねである。ひとは、国家の官僚制度について、国家の臣民団体 (Untertanenverband) を、すなわち、我々の意味における政府を考える。実際には、これらすべてのものについてたぶん存在したかもしれないところのものは、それでもなおかつただローマの法理念および国家理念の余韻として個々人の頭の中に存在したにすぎないものであった。ゲルマンの法意識にはこの時代における国家理念はほとんど登場せず、引き続く数世紀においても登場しなかった。いかにして一つの民族からいったん獲得された国家理念が再び失われてしまうことがありうるかは、事実においてもまた、説明しがたいことであらう！。フランク王朝がその全盛期において我々に国家の外観を喚起することの理由は、そこにおいてすべての先行する発展形態がその中に結合され、相互に格闘する時代思想がより高い統一体をおして一定の和解へともたらされたところの、独特の仕方の中にある。しかし諸対立の真の調停は行われなかった。それは、ただ外形的ののみ一つの偶然的に幸福な関係の中で混合されたにすぎず、そして、それらの上にあるより高い統一体は、諸関係それ自体から起因しそして帝国のすべての諸民族に浸透する必然的な理念ではなく、偉大な

王朝の強力な人格であった。

カロリング王国は、ゲルマン人には、ローマ人に対してとは違って現れた。王国を聖職者たちと世俗人たちは異なつて理解した。次第しだいにゲルマン人自身の間に自由な農民たちと王の臣下たちの相容れない見方が成立した。あらゆる人々に承認された中心点であり、そして、それゆえ最終的にすべての理解を合わせ見出したところの偉大な支配者は、この諸対立の闘争を一時的には除くことができた。しかし彼は、彼の死後相容れないものが崩壊し敵対的なものが相戦うことを妨げることができなかった。そして、そのようにして、建造物の基礎は外観的のみ確認としていたにすぎず、そして、諸対立の外観的な和解の中に基礎の崩壊の芽が存したのである。

ゲルマン的な民族性とローマ的な民族性の間の和解は、まずもつて外観的なものにすぎず、結合は外面的なものにすぎなかった。おそらくドイツ人は、彼の王 (König) が同時にローマの皇帝 (Imperator) であることを知っていた。しかしドイツ人にとって彼の王は、それでもやはり、まず第一にはただ王であるにすぎなかった。そして、現在では支配者が多くのことを巡つてより近い存在であったローマ人は、しかしながらそれをおしてはゲルマン的な本質に自らは接近しなかった。それが後にローマ諸民族の国民性、言語、習慣および法において成就されたごとき、死滅した古代とドイツの民族性の内的な融合は、まだどこでも達成されておらず、そして、それゆえカール大帝の後継者たちの間で帝国の諸国民の再び生じた対立が帝国を永続的に分散させ、そして、次第に(ドイツ的な本質がそこで純粹に保持され続け、そして、それがその本質のゆえにローマ的な本質の中で没落することになる)諸地域が確定されたのである。

国家と教会は、まだ対立に至っていないが。しかし地上における神の王国という二つの宣言としての両者の解は、皇帝が、同時に教会の地上的な支配者であることを辞めるや否や、必然的に勃発せざるを得なかった彼らの

将来の闘争の芽を含んでいた。

とりわけしかしゲルマン的法意識そのものの中に、まだ完全にそして鋭く（歴史の開始以来、二つに分裂した結合の形式、および、それと関連する国民の全体的な外的生活と精神生活の二つに分裂した方向、を生み出した）あの原始の対立、すなわち、ゲノッセンシャフトとヘルシャフトの対立が、存在した。両者には、ほとんど同一の領域が割当てられるように見えたが、しかしゲノッセンシャフトは没落の中に、ヘルシャフトは繁栄の中にあり、そして、いかなる支配者の力もゲノッセンシャフトの没落を止め、ヘルシャフトの拡大を止めることはできなかった。まだゲノッセンシャフトの要素が帝国の本来の基礎であった。村およびマルクにおける自由なゲマインデは、いまだ例外とはなっていないかった。フンデルトシャフト（百人組）は、ただ重要でない範囲において初めてインムニテートをとおして細分化され、代替された。さらに徹底して自由な民族ゲノッセンシャフトの原則に基づいて国家組織一般の核心を構成したガウ組織は、それによってほとんどまだ影響を受けていなかった。そして、帝国の個々の諸民族と諸部族は、まだ全く古い意味において民族および部族の自由なゲノッセンの大きな平和団体および法団体として妥当した。自由な農民に対しては、現在もなお、帝国それ自身が（農民にまで下ればより小さなゲノッセンシャフト的な範囲の数へと自らを狭めることになる）最も広いゲノッセンシャフトとして現れ、そして、王と王の官吏たちは、これらの団体のゲノッセンシャフト的な代表者たちとして現れている。

しかしながら、ヘルシャフトの理念と奉仕の理念は、王の宮殿からそして主人の農場から民族の最も内的なマルクへと、自らをすでに深く沈殿させてしまっていた。古いゲノッセンシャフトそのものから、政治的に重要なゲノッセンシャフトは、そしてしかもこの重要性に対する直接の割合において、支配的な頂点を受け取っており、王は、徹底してすでに帝国の主人であり、ヘルツォーク（Herzog 将軍、大公）、グラーフ（Graff 伯爵）およびツェン

テナール (Centenar) は、総体の委託よりもすでにより多く付与された主人権または固有の主人権を行使した。

しかし、古い組織に対してもっと危険であったのは、絶えず増大する範囲をもち絶えず高まる意味をもつ支配的諸団体の全く固有のそして独立したシステムが、諸ゲノッセンシャフトの間に、そして、諸ゲノッセンシャフトの中へと、自らを押し込ませたことであり、そして、次第しだいに王において頂点をなすこれらの諸団体が帝国の本来の担い手とみなされたことである。階級制度、官僚制度、軍隊制度、裁判所組織、土地占有の分配は、すでに従士 (Gefolgsleuten) の団体、臣下 (Vassallen) および騎士に叙せられた従士 (Ministerialen 上級従士) の団体、より低い種類の宮廷人 (Hofleuten) および従者 (Dienstleuten) の団体をとおしての完全な組織改変の中で把握されていた。そして、すでに拡大したインムニテートの中で、ヘルシャフト的な団体が、全体組織の独立した基礎として、ゲノッセンシャフトと並んで自らを構成する手段を見出していた。しかし、他方において、すでに至る所でヘルシャフト団体は、諸ゲノッセンシャフトを自らの中に創出し始めており、そして、そのようにしてヘルシャフト団体が、将来そこで崩壊するであろう道が示されたのである。

そのようにしてゲノッセンシャフトとヘルシャフトは、内的に融合してはななくただ外的にのみ混合して、対立した。そして、カール大帝がゲノッセンシャフトの没落を、そしてそれによって共通の自由の没落、自治および公法の没落を、一時的に食い止めたとき、彼の死後、ヘルシャフトをとおしてのゲノッセンシャフトの解体におけるそれだけより速やかな進歩が登場したのである。ゲノッセンシャフトは、まさに、より近くそれらが我々にそれらの諸概念のいくつかにおいて立っている限りで、その古い形式においては時代を満足させる能力がなかった。偉大な国家を創造するのに適切ではなく、しかしまた、より狭いクライスにおいて自らを人間的結合のたんに自然的な基礎から解放するのにも役に立たず、ただ自由民のためにのみ存在し、そして、それゆえその平等原則にもかかわ

らず、あるいは、むしろまさに平等原則のゆえに、民族の個々の諸要素の差異を緩和せずに激しくし、自由の感覚と男子の誇りという美德をもって、同時に一定の狭量さと農民的偏狭さを養つて、古いゲルマン的ゲノッセンシャフトは、独自の力に基づいて新たな時期を切り開くことができなかつた。このことはしかしながら、ヘルシャフトの団体、すなわち、その中に存在している統一体の原理をおして最も普遍的な諸団体を創造するのに適していた団体、すなわち、自然的な基礎をとおして結合されておらず、あらゆるひとに自由な関連を許した団体、そしてすなわち、とりわけ「自由と非自由の間の裂け目を補充しそして《確保されてきた奴隷制をおして責任を負わされた古代の運命の前に我々を保持するところの諸階級の段階を創造する》という力強い力を自らの中に担っている」団体、さらにすなわち、最後に誠実と献身という美德と並んで、堂々たる理解と理想的な努力を生み出したところの団体、にのみ可能なのであつた。しかしもちろん、いくつかのものは、それによつてわれわれの法から失われた。それは、後になつてようやく再び獲得しなければならなかつたか、あるいは、今日、いまだ再び獲得されてはいないのである。

ゲノッセンシャフトとヘルシャフトの諸対立のように、最後に、カール大帝の王国における家父長的・人的な結合と土地から流出する結合との諸対立もまた、和解されず、並行的に外的な混合において存在した。同様に、ヘルシャフト的諸団体は、ゲノッセンシャフト的諸団体のように、それらの関連の紐帯を土地の中へと置き換えるといふ抵抗しがたい傾向から理解される。その結果として、土地占有が、すべての権利の、すなわち、ゲノッセンシャフト的な権利およびヘルシャフト的な権利の基礎となり始め、そして、すべての法は、すなわち公法も私法も、土地占有の性格、従つて財産権の性格を認めるべき概念の中に立っている。しかしこの発展は、それでもなおかつ、はじめは、個々の関係を捉えたにすぎず、そして、とくにただより狭い生活範囲においてのみ浸透する結果を有し

たにすぎない。なるほど自由な諸ゲマインデもホーフゲマインシャフトも、すでにマルク団体およびフーフエ団体となつてゐる。しかし、それと並んで、独立の意義において、農民相互間の純粹に人的な共属、農場人の主人との、そして、やがてそれら相互間での人的な共属關係が維持される。人的な關係は、現在もなお、ガウおよびフンデルトシャフトにおいて、インムニテートにおけると同様に、それらがすでに（そこでの人間の結合が彼らの帰属の結果として地域とみなされるところの）領土的な地区となつてゐるにもかかわらず、重要である。部族と民族においては、最後に、なるほど、地域は、同様に、すでに組織を条件づけはじめ、そして、土地占有がすでに政治的な權利を決定している。しかしここでは、それでもなお、人的な要素が、さらに徹底して、もともとの要素として圧倒的な要素とみなされる。いまだ民族の概念は、民族によつて居住された土地および民族に従つて名づけられた土地の概念から、独立している。いまだその權利は徹底して人的である。すなわち、いまだ貴族性 (Aristokratie) は、眞の土地貴族 (Grundadel) ではなく、自由の減少は眞の土地隷属 (Grundhörigkeit) ではない。いまだ裁判所は、ラント裁判所より大きな民族裁判所である。いまだ王は、民族の王であり、そして、王によつて支配されるラント (Land) に従つてよりも、しばしば民族に従つて名づけられている。

しかし絶えざる前進において、物化の理念は、すべてのこれらの諸關係において存在する。人的原則と物的原則の（我々の今日のシステムを特徴づける）あの和解は、いまだ見出されず、そしてそれゆえ、両者のさらなる闘争は避けることができない。そして、その闘争は、封建国家 (Patrimonialstaat) における物化の勝利をもつて終わる闘争である。

【以上、第十八章 おわり。第十八章には、注はない。】

【以上「第一期」完。以下、「第二期 八〇〇年ないし一二〇〇年」開始。「第十九章 封建システムの性格」に続く。】

第二期 八〇〇年なごし二二〇〇年

第十九章 封建システムの性格

カール大帝の王朝が劣弱な後継者たちの下で解体の一途をたどって以来、「そして」その王朝がその後実際に瓦解し、そして、ドイツ帝国が、ドイツ的なるもの (Deutschthum) がその中で勝利したところの王朝の唯一の構成部分として、その固有の道を歩んで以来、古代ゲルマンの民族の自由 (Volkstfreiheit) に反対して闘う法と組織の諸原則の長い間にわたって妨げられてきた発展が、絶えることなく進展した。

一つの運動が、上から下への方向において、民族の自由をヘルシャフトと奉仕をとおして駆逐し、ゲノツセンシャフトをヘルシャフト団体をとおして駆逐したのに対して、もう一つの運動が、下から上への方向において、すべての権利を土地の中へと沈下させ、土地占有に従属させ、土地占有との関連におき、そしてそれとの類推において取扱ったところの、二つの運動は、自らを完成させ、そして、一つの潮流に合一した。このことが起きたときに、封建国家が完成されて存在したのである。なぜなら、まさにヘルシャフト (支配) と物化 (Verdinglichung) の融合において、封建国家の特徴的なメルクマールが存在したからである。

I. 「支配 (Herrschaft) と奉仕 (Dienst)」は、たんに法にとつてのみならず、国民の外的生活と内的生活の全体にとつて、駆動的かつ形成的な思想となつた。時代の宗教、文学、慣習および道徳性の中に、ひとは、奉仕の思想のもとでの神に対する人間の、臣下 (Mann) に対する臣下の、愛人に対する男性の、すべての諸関係をもたらし、そして、それらの諸関係を (その主人に対する奉仕者の古い誠実奉仕 (Treuepflicht) に従つて形成された) 形式の中へと包んだ。一方では、自己忘却的な献身と絶えざる広範な奉仕、服従と誠実とが、他方では、恩恵と寵愛、

保護または利益の保証が、至るところでそのような諸関係の内容となった。

政治的な関係においては、「誠実奉仕」は、国家全体を束ねる紐帯となった。しかし、一樣な奉仕紐帯(Ordnungsband)がすべての人々を王国の支配者(Haupt)と直接に結びつけたわけではなかった。むしろヘルシャフト関係および奉仕関係は、主人と奉仕者の地位に従って、そして、権利と義務の内容に従って、非常にさまざまに形成されていた。そして、さらにあらゆる主人は、同時により上位の主人の奉仕者であったのであり、他方では、逆に、奉仕者は下位の奉仕者の主人でありえたのである。そのようにして、(それぞれがその首長をとおしてより包括的な奉仕団体の一部であったところの)さまざまな奉仕諸団体の段階形式で整理されたシステムが生み出された。間接的なヘルシャフトと間接的な服従という著しく錯綜した諸関係が生じた。「そして」古い公的権力を、(神から皇帝に、皇帝から帝国の臣下に、帝国の臣下から彼らの臣下や人々に、そして、そのようにして下は最も重要でない強制権(Gewaltrecht)であると)してもそのあらゆる個々の担い手に至るまで及んだ。奉仕職務の形式において上位の主人から付与されたヘルシャフトとみる解釈が生じた。奉仕のこの世俗的なヒエラルヒーと並んで、しかし、類似の組織において、多様にそれと交錯してそしてしかながらまさに内的な親近性のゆえに、危険な競争者である教会のヒエラルヒーが成立した。

II. そのように形成された帝国において、いまやしかし、第二に、九世紀の、そして一部分さらに十世紀の移行期が経過して以来、「すべての権利の土地への従属性」が最高度に高められた。ひとが土地そのものを擬人化すること、「そして」ひとが土地を権利と義務の担い手に高め、人間をその代表者におとしめることについて、多く欠けるものはなかった。そのようにしてなぜならとくにあらゆるヘルシャフトおよび奉仕もまた、土地または地域の付属物となり、土地または地域から切り離される場合、独立の不動産物権(Immobilienrecht)となった。その必

然的な結果は、すべての公法的権利の財産法的理解であり、封建的権力のシステムであった。上からは奉仕義務とみなされ、下からはヘルシャフト権とみなされて、あらゆる官職とあらゆる強制権は、相続可能、譲渡可能、そして、量的および質的に分割可能なものとなった。すべての権利は、そのようにして私法の性質を受け取った。契約がすべてであり、法律は何ものでもなかった。ただ、いまなお個人と個人の間の法律関係だけが存在した。臣下制と恩恵制度の融合から成長した封土制度 (Uehnwesen) がシステムの頂点として、グルントヘル制、農場組織およびインムニテートがその基礎として、一様に、この同じ思想の上に基づいたのである。

Ⅲ. その出発点が、以上において、すべての共同体の諸形式の内的関連の解明のために、そして、諸対立のより明確な認識のために、詳細に触れられなければならないところの、この発展の叙述は、我々の課題には入らない。ここでは、諸運動は、それがひとたび流れに入るならば、全体として変わることはない方向において前進するということを確認することで足りる。詳論の本来の対象を構成するのは、それとは反対に、この時期にとつては、まさに、法と組織において支配的な原則とは反対に立つ諸制度である。それは、封建システムの制度について取り扱うことではなく、まさに、その制度が完全な首尾一貫性を達成しない諸点について取り扱うことである。なぜならヘルシャフト的諸団体は、ゲノッセンシャフト的諸要素をそれ自体として含んで「おらず」、それらの要素がそれら(ヘルシャフト的諸団体)の外に存在したところで、これらの要素に対立したからである。三つの方法において、しかし、この時代においてもまた、指導的な組織理念にも「かかわらず」、ドイツの「ゲノッセンシャフト制度」は意味を有し続けた。すなわち、第一に、さまざまに制限され変化されてではあるにせよ、より狭い生活範囲の大部分において、「旧来のゲノッセンシャフト」が存続し続けた。第二に、その模範に従って、たとえヨリ非独立的な態度においてではあれ、ヘルシャフト諸団体の内部で自ら「従属的ゲノッセンシャフト」が形成された。最

後に、第三に、この完全な時期をとおして、すでに——〈ドイツのゲノッセンシャフト制度に輝かしい再生のための助けとなり、そして、封建システムを打ち破ることを決定されていたところの〉「自由なアイヌング (Freie Einung) とイウ」——全く新しい団体形式 (Vereinsform) が有効となった。はじめに、この時代をとりわけ特徴づける団体形式である、従属的ゲノッセンシャフトまたはヘルシャフト的ゲノッセンシャフトについて詳細に取り扱われなければならない、それに続いて、手短かに古いゲノッセンシャフトの残りが、最後には、より詳細に新たなゲノッセンシャフトの芽が述べられなければならない。

【以上、第十九章、終わり。第十九章に注はない。】

【以下、「A ヘルシャフト的ゲノッセンシャフト」】「第二十章 ヘルシャフト的ゲノッセンシャフト一般」に続く】

#### A. ヘルシャフト的ゲノッセンシャフト

#### 第二十章 ヘルシャフト的ゲノッセンシャフト一般

我々は、以上において、どのようにしてすでにフランク王国の時代にゲノッセンシャフトの理念が、ヘルシャフト的団体の所属員の間で成立したか、そして、その理念が、ホーフロイテ (莊園農民Hofleute)、上級従士 (Ministerialen) および臣下 (Vassallen) たちの固有の権利と固有の裁判所の形成との関連において、発展したかを、みてきた。これらの新しい団体形式のより完全な展開は、ようやく九世紀および十世紀へと帰するが、その団体形式は、十一世紀および十二世紀において最盛期に到達し、その後は、しかし、〈それが、一部分は解体され、一部分は次第的にそれらのさまざまな形態において自由なゲノッセンシャフトに同化したことによって〉次第に消滅した。ヘルシャフト的なゲノッセンシャフトの特徴的なメルクマールであると我々がみなしたのは、そこにおいて

は、(主人だけのヘルシャフト団体におけるすべての人々の集会という純粹のゲノッセンシャフトの中に示される)法的な統一体が、主人と総体の間に(いつでも割合 (Proportion) が立てられうるように、主人権が元来の権利であり、総体の権利は導出された権利であるとみなされる)というように區別されたことである。自由なゲノッセンシャフトにおいてもまた、我々は、早期に、独立の主人権がそこから發展したことによって、法的な統一体の一部が総体から主人へと移行したのを見た。しかしながらここでは、総体権がヘルシャフトの源泉であつたという意識が保持された限りで、われわれは、なるほどゲノッセンシャフトの中のヘルシャフトについては語ることができ、しかしヘルシャフト的なゲノッセンシャフトについては語ることができなかった。他方、もちろん、この意識が失われるや否や、ゲノッセンシャフトは(ゲノッセンシャフト的な総体権 [Gesamtrecht] 総有権)がそこではただ導出された権利としてのみ存在しえたところの)ヘルシャフト諸団体のクラスの中へと移つたのである。

ヘルシャフト的ゲノッセンシャフトの形成は、ドイツ全体の發展にとつて非常に大きな意味を有した。なぜなら、ヘルシャフト的ゲノッセンシャフトは、それが主人権に総体権を、任命に選挙を、命令に法意見を、処分に統治への参加を対立させたことによつて、封建システムの支配のもとで、より高いクライスとより低いクライスにおける民族に力強い自治を確保し、そして、それら(ヘルシャフト的ゲノッセンシャフト)によつて初めはただ修正されただけであつたレーン(封土)組織の最終的な克服を準備したからである。ヘルシャフト的ゲノッセンシャフトは、(それらが、しかし、さらに、ヘルシャフト団体が自由を必要としなかつた一方で、たとえ必ずしもすべての自由権ではないとしても、若干の自由権を要求し、そして、ヘルシャフト団体が非常にさまざまな人々のクラスを合一させることができた一方で、少なくともゲノッセン(仲間たち)の大体の人的平等性を導いたことによつて)、民族法的な諸階級と交差し、混合し、そして、最後にそれに取つて代わつたところの(奉仕關係から成長した)新し

い諸階級の完結への主たる梃子となった。階級の平等性は、あらゆるゲノッセンシャフトにとって極めて本質的であり、ゲノッセンシャフトは階級の平等性の極めて当然の結果であつたので、「ゲノッセンシャフト」の概念と「階級」の概念は、しばしば相互に移行している。すなわち、ゲノッセンシャフトの構成員は、当然に、階級的に平等とみなされ、そして、同僚たち (pares)、仲間たち (compares)、階級仲間 (Standesgenossen)<sup>(2)</sup>とみなされる。すなわち、民族のあらゆる階級は、逆に、ひとつの大きなゲノッセンシャフトとして現れ、同一階級者 (der Standesgleiche)<sup>(3)</sup>は仲間として、非同階級者 (der Standesungleiche) は仲間でない者、そしてそれも、彼がより高い地位にあるか低い地位にあるかに従つて上位の仲間または下位の仲間として、現れている。階級形成とゲノッセンシャフト運動の緊密な相互関係は、それゆえ自ずから説明される。

ここから、直ちに、ヘルシャフト的ゲノッセンシャフトの成立をとおして主人諸団体がたんに内的に変形されざるを得なかつたのみならず、外的にもさまざまなクライスへと解体されざるをえなかつたことが、明らかとなる。主人は、統一的な中心点として〈主人に間接または直接に服し、主人により近くまたはより遠く結びつけられる〉すべての人々を結合させた。すなわち、ゲノッセンシャフトは、この団体の同一階級者たちをこの団体のその他の構成員たちに対して排除した。フルストの臣下と王の家臣は、同一のヘルシャフト団体の構成員であつたが、しかし、彼らは、もはや断じて同一のゲノッセンシャフトに属することはできなかつた。

それゆえ奉仕をとおして、先ず最初に、異なる権利を伴う諸階級の三つのグループが成長したように、形成された諸ゲノッセンシャフトの三つのグループが区別される。

1. ホーフレヒト (荘園法) のまたは隷属制 (Hörigkeit) の諸ゲノッセンシャフト。

2. 奉仕法 (Dienstrecht) のまたは上級従士 (Ministerialität) の諸ゲノッセンシャフト。

## 3. レーン法のまたは臣下制 (Vassallität) の諸ゲノッセンシャフト。

最初は、もちろんこれらの個々のグループの内部では、もともとの階級の諸相違はいまだ極めて著しくそして効力を有したので、同一のヘルシャフト団体の中に、一つのグループのさまざまなゲノッセンシャフトが、非同一階級のゆえに成立することができた。そこで、例えば、王国宮中伯ゲマインデ (Palatinengemeinde) または王国収税官吏ゲマインデ (Fiskalengemeinde) が、それらが司教または別の主人に譲渡された場合にもまた、しばしばさらに長い間、莊園ゲマインデまたはインムニテートゲマインデにおける特別の構成部分として存続した<sup>(5)</sup>。部分的に莊園法に服させられた自由なゲマインデは、それゆえに隷属する莊園ゲノッセンシャフトと融合しなかつた<sup>(6)</sup>。そして、階級法の差異に従って、しばしば、同一の莊園における共同の莊園隷属者 (Hofhörige) のゲノッセンシャフトと並んで、より良い法の Wachszinsigen<sup>(7)</sup>、ラーテン (Laten)、莊園自由民 (Hoffreien)、Kemmeringen<sup>(8)</sup>、またはその他の隷属民たちの固有の諸ゲノッセンシャフトを構成するのがつねであつた。それにもかかわらず、さまざまな非自由民階級と半自由民階級の接近によって、このような諸団体は、大部分のフロンホーフにおいて唯一の莊園ゲノッセンシャフトへと融合し、より上位の夫役法の諸ゲノッセンシャフトは、前者からそれだけ一層分離され、そして、莊園法、夫役法およびレーン法に従う階級の差異は、絶えずより確固としたものとなつた。——非同一階級であること (Standesungleichheit) は、しかし、一人のヘルシャフト (Einer Herrschaft) へのいくつかのゲノッセンシャフトの形成へと導いた唯一の事情ではなかつた。すなわち、領土のおよび経済的諸条件は、さらにはるかに豊かな編成をもたらした。一人のヘルシャフトにはいくつかのフロンホーフ (Fronhofe) フロン莊園が属し、あらゆるフロンホーフにはいくつかのホーフマルク (莊園マルク) が属した。それゆえ同一の主人の下に、多くのホーフマルクゲマインデが成立し、そして、しばしば個々のラント部分のさまざまな従士諸団体または臣下

諸団体もまた、成立した。同様に、共通の奉仕（夫役Dienst）または共有の官職（Amt）は、天職と諸利益の共通性をもって、同一の官職を与えられた莊園人（Hofmannen）、従者（Dienstmannen）または封土人（Lehnsmannen）の特別のゲノッセンシャフトを惹起したのである。

それゆえ、あらゆるヨリ大きなヘルシャフト団体は、時代の経過の中で、ヘルシャフト的諸ゲノッセンシャフトのつねに増大する数へと帰したのである。最も多くはもちろん、ひとがこれを皇帝のヘルシャフト的団体として理解しえた限りで、帝国である。次第に多く、しかしまた、聖職者の指導者たちと世俗的な指導者たちのヘルシャフト諸団体でもある。これらのゲノッセンシャフトは、相互間で関連の中に立っていない。ただ共通の首長だけを、それらのゲノッセンシャフトは共通にしている。しかし主人に対しては、それらのゲノッセンシャフトは、（主人との個々人の、以前は唯一の結合の代わりに、または、これと並んで）次第しだいに総体権（総有権）と総体義務（総有義務）を伴う独立の統一体となったのである。そのようにして（瑕疵ある諸原典資料からはもはや再構成されない）かなり複雑な関係が成立した。なぜなら、一方では、ヘルシャフト的団体は、その総体において（すべてヘルシャフト的団体に服する人々を対外的に排除し、そして、これらの人々の家族的、財産法的小および政治的取引をただ彼ら自身の間でのみ自由に許し、対外的には主人の協働に依存させた）厳格な統一体であったからであり、他方では、この団体の中における諸ゲノッセンシャフトの綴じ込みは、一部は、法的取引を（彼らが仲間でない者であった場合には）同一のヘルシャフトの所属員間に制限することを、一部は、対外的なヘルシャフトの伸立ちを打ち破ることを、惹起したからである。上から下へと段階づけられた、団体全体を把握するヘルシャフト法と並んで、いまや（ヘルシャフト法と交差しこれを制限する）より狭いクライスのゲノッセンシャフト的権利が形成された。以前の同等性を実現するために、同心円の古いシステムが自らを変化させた段階の多いはしご段において、

同一の段階または隣接する段階に属する諸要素が、(その側でそれらの諸要素によって把握されるはしご段の部分)を平等にすることを求め、そして、最後に事実、平等化したところの(円環の形式において新たに結合したのである。

人的ならびに物的な関係における一人の主人のヘルシヤフト的団体全体は、ヘルシヤフト、ドミニウム (dominium)、ドミニカートゥス (dominicus) として、インムニテートとして、あるいは、ラント、テルラ (土地)、レーギオ (地域) などとして、そして、主人の特別の地位に従って、インペリウム (帝国) またはライヒ (帝国) として、ビストゥーム (司教区)、ヘルツォークトゥーム (公国)、フュルステントゥーム (侯国)、グラフシヤフト (伯爵領) などとして、総括された。そのような団体に属する人々の総体を、ひとは、主人の臣下 (subdit)、従者 (Unterthanen)、ごい (homines)、使用人 (Leute) などと名づけた。本来の奉仕関係から(なるほど)から由来するがしかし自由と分類される(諸関係へとはまだ高められていないこれらの人々の総体を、ひとは、ドイツの、ゲジンデ (Gesinde) 従者、扈從) がそれに対応したところのファミリア (familia) 郎党) として総括した。それゆえ、それに属したのは、これらの全時期の間、重臣および良臣 (familia major et melior) として下級臣下、<sup>(9)</sup> 奴隷臣下あるいは裁判所の臣下 (familia humilior, servilis, oder curiae) から区別するのがつねであったところの、<sup>(9)</sup> 廷臣 (Ministerialen) もまた属した。それゆえ狭義におけるファミリア (familia、郎党) は、本来的に土地農奴 (Grundhörige Leute) のみを称したのである。<sup>(10)</sup> ファミリアそのものはゲノッセンシヤフトではなく、その対立物であった。なるほどあらゆる個々のゲノッセンシヤフトは、それがファミリアの一部分であったゆえに、ファミリアとも名づけられていたが、より正確な言い回しでは、しかしゲノッセンシヤフトは、ファミリアに、ソキエタス (societas 組合)、コンソルティウム (仲間、団体 consortium)、ゲノスシヤフト (genosschaft)、ゲノッサーミ (genossami) などとして対立させられていた。

ヘルシャフト的団体とヘルシャフト的ゲノッセンシャフトの関係、すなわち、ファミリアとソキエタスの関係に関する最も明瞭な解明を我々に与えているのは、一〇二四年の司教ブルクハルトのウォルムス荘園法 (Wormser Hofrecht des Bischofs Burkhard von 1024) である。それは、司教によって、彼の団体のすべての構成員、すなわち、聖職者および世俗人、後者の中の従者たち (Dienstmannen) ならびに荘園農奴たち (Hohorige) を加えて、聖ペトロのファミリア (familia sancti Petri) として総括されている<sup>(11)</sup>司教区に属する人々の総体のために与えられた法律である。それは、したがって、ファミリアの法 (lex familiae oder jus familiae)<sup>(12)</sup>、すなわち、ヘルシャフト的団体の法を含んでいる。しかし、それは、同時に、明示的に言及されているように、ファミリアの中に相互に平行して存在している<sup>(13)</sup>、個々のゲノッセンシャフトの特別法を包含している。何が諸ゲノッセンシャフトとして諸ソキエタス (societas) のもとに理解されたかは、確実性をもっては確定されるべきではないが、それでもしかし、荘園法 (Hofrecht) のその他の内容に従えば、ほぼ以下のことが認められる。主として、ただ限定されるべき奉仕に義務づけられたフィスカリーニ (Fiscalinii) たちの一つまたはいくつかのゲノッセンシャフトと、より僅かな権利をもつヘーリゲ (Horige 奴隷) たち、すなわちダゲヴァルディ (dagewardi) たちのゲゼルシャフトとが、区別されている。それと並んでコンキーヴェス (conciues 同市民) すなわち、ゲノッセンシャフト的に結合した自由な都市住民たちもまた、彼らが司教に地代を支払わなければならないゆえに、司教によって彼のファミリアに数えられている<sup>(15)</sup>。最後に、キヴィタスにおけるファミリア (familia in civitate) に対して、土地の司教区ヘーリゲが、特別の荘園ゲマインデ (Hofgemeinde) として、ミニステリアール (廷臣) たちから任命された独自の代表者たち——場所の従者たち ministri loci——のもとに結合されているようにみえる<sup>(16)</sup>。司教の従者たちと廷臣たちがゲノッセンシャフト的に組織されているかどうか、そして、それらがそもそも (法律がそのために存在している) ファミリア

に数えられているかどうかは、必ずしも明白には言明されていない<sup>(17)</sup>。それについては、たとえばどうあるにせよ、個々のゲノッセンシャフトは、いずれにせよファミリアのさらなる平和と法の内部では、ただ支配者のゲマインシャフトをとおしてのみ相互に関連する特別の平和クライスまたは法クライスとして自らを表している。それゆえあらゆるゲノッセンシャフトもまた、その本来の司教を代表する首脳部とそれ独自の裁判所を持っていた。司教じしんによって彼の城(curtis)の中に設置されている廷臣たちによって構成される従者たちの裁判所と並んで、<sup>(18)</sup>こにおいてはただその仲間たちだけが参審員および判決発見者として勤務することができ、ただ仲間たちだけが証人および宣誓補助者として立ち会うことができたところの<sup>(19)</sup>。その他の諸ソキエタスの裁判所が存在した<sup>(18)</sup>。個々のゲノッセンシャフト間の取引は必ずしも完全に自由なものではなかった。なぜなら、たとえ主人の仲介なき家族法的取引と財産法的取引の完全な排除は全くファミリアに属さない人々に対する関係でのみ存在したとしても、<sup>(19)</sup>それでもなお同じゲノッセンシャフトの構成員の間でのみ婚姻が完全に適法であり、ウンゲノッセ(仲間でない者[genosse])の間の婚姻においては子供たちは悪魔の手(ärgere Hand)に従ったからである。最後に、ゲノッセンシャフト的な関連は、とくに、ゲノッセに対する違法行為(Vergehen)がウンゲノッセに加えられる不正とは別に判断されそしてより厳格に償わせられたことにも示された。それは、すなわち、最も二義的ではなく、「一義的に」ただだんに主人のゲマインシャフトからのみならず独立した平和ゲマインシャフトおよび法ゲマインシャフトからもまた流出するひとつの結合を確認する諸規定である。

ウォルムスにおけるように、しかしその他の諸ヘルシャフトにおいてもまた、さまざまな従属的諸ゲノッセンシャフトは、固有のゲノッセンシャフト的な平和と法をもつ特別のクライスであり、それらは、それらに固有の代表者(Vorsteher)<sup>(23)</sup>と裁判所をもち、<sup>(24)</sup>そして、それら相互の間では、完全な取引の自由を欠いていたのである<sup>(25)</sup>。

【以上、第二十章 終わり。】

【以下、第二十章の注】〔注番号18が重複しているが原著のまま掲げる。訳者記〕

注(1) 上述、第十五章を見よ。

注(2) Urk. v. 1195. Lacomblet I. 383 : 同僚たぎ (pares)。Grimm, Weisth. I. 693 : 仲間たぎ (compares)。ブラッケルの荘園法 (Hofrecht von Brackel) (Maurer, Fronh. IV. S. 2. Note 12) : 階級仲間 (Standgenossen)。

注(3) 例えば、サクセンシュビーゲルの注釈 (Glosse zum Sachsensp. III. 58) : 「それを我々はヴォルステゲノートと呼ぶ。」(den heiten wir forste-genot)。シトフォーレンシュブーゲル (Schwabensp. (Labb.) c. 79. II. III.) : 「つねに自由なる人は、どのような仲間であれ、彼の仲間を要求する。」(welch sempe rreyer man ein sein genosz. anspricht)。Sachsensp. I. 51. 84 : 「仲間」(genot)。サクセンシュビーゲルの注釈 I. 51 : 「同等に……とは、同じには必要な限りづを意味する。」(ebenbürtig ---- heisst hie so viel als notschaft)。Schwabensp. c. 319. 325 ec.

注(4) Schwabensp. c. 253 : 「上位仲間」(ubergenoz)。Ib. c. 79. II : 「あつぬ人は彼の下位仲間と闘わなかつた」ところの者を拒否した。あつぬひとは彼の仲間と闘わなければならぬ。」(eyn yechich man geweigert wol das er nicht kempfet mit seinem undergenossen. Ein yechich man muz kempfen mit seinem genosz.)。Ib. c. 253 : 「けれど彼は、彼が彼と闘わなければならぬゆえに、彼の下位仲間でもある。」(und ist er ouch sin undergenoz, wil er, er muz mit im kempfen)。Ib. 325 : 「彼女の仲間または上位仲間が取得した (diu ir genoz hat genomen oder ir ubergenoz) 相続財産は娘だけがこれをもつべきである。」

注(5) 一〇二四年の聖ペテロの leges familiae (ファミリアの諸法律) (b. Grimm, Weisth. I. S. 804 f.) 十三条、二十二条などによるヴォルムスにおけるフィスカリーニは、さうである。チュリーッヒにおおつては、Bluntschli, St. = u. R. G. I. S. 49 f. 第二十九章を参照せよ。

注(6) 例えば、司教座のある諸都市における自由なゲマインデは、それらが一時的な管区の下にあった限りで、ヘルシャフト権に服した。しかしそれらは、以前同様に、本来の荘園法的なファミリアからも、ミニステリアーレンからも、奴隷(Hörigen)からも、区別された一つのゲノッセンシャフトを構成した。第二十九章を参照せよ。

注(7) それゆえ、例えば、オエトマルゼンOetmarsenにおいては、〈それらのそれぞれがそれ独自の権利をもったところの〉、宮廷自由人たるエヒテ、真正な後の奴隷、および、侍従またはお付の者、という三種の異なるエヒテ(hoffrye echte, die echte ofte hoerigkeit und die kernerlings oder kaemer echte drei verschiedene Echten)またはゲノッセンシャフトが存在した。Maurer, Frohn, IV, S. 7, Note 58, 59, 60, S. 12, S. 15, Note 13, 14, フォンスター司教区に属したのは、ワックスツインジゲンWachsinsigenのエヒテたち(Echtem嫡出子)および(カールメーデKurmedeへと義務づけられた)その他の荘園奴隷たち(Hoffhörigen)のエヒテ(嫡出子)たちであった。Kindlinger, Münster, Beitr. II, S. 338:「同一のエヒテにおいて。…オルロフは、しばしばフステインジゲンの人間でない者に特別のブロックを与え、これを欲し、彼の主人のフルホルトは、しばしば別のエヒテでない者の中へと特別のブロックを与えることを欲する。」(in derselben echte:—oft en waszinsich mensche sunder orloff oft vulbort sines heren sich moge geven zunder brocke in en ander echte)。: S. 341 f. また Kindlinger, Hörigkeit S. 27, 28. を参照せよ。エッセン司教区において、ひとは、hovener (荘園人)のゲノッセンシャフト、hilligen lude (聖職者)のゲノッセンシャフト、hyen (保護奴隷Schutzhörigen)のゲノッセンシャフトを区別した。Grimm, W. III, S. 877, 878, Weisth. v. 1324 b. Kindlinger, Hörigkeit S. 382, 384. コッッケン(Bücken)の司教区におつては、godeshuslde (神の家の人々) sunderhuslde (特別の家人たち)およびvrige godeslde (自由な信者たち)とフンニのヒトが並行して存在した。Maurer, Frohn, IV, S. 8, Luttingen Laten (ルッチャインゲンの人々) koermudige Leute (コホルムードの人々)におつて。La-comblet, Archiv I, S. 166, Note, S. 202, c. 9.

注(8) Maurer, Frohn, IV, S. 13.

注(9) 例えば、Kindinger, *Hörlt* S. 223. における1015年の証書：「彼のファミリアの一緒に招集されたより多くのそしてより良し人々に」(majoribus et melioribus familie suae convocatis).<sup>7</sup> Guden. I. S. 395における約1111年頃の証書：「より低い一般のファミリアとともに同じミニステリアールン(廷臣たち)を、すなわち……ミニステリアールンおよびファミリアと共に」(ministeriales ejusdem cum universa familia humiliori…… cum ministerialibus et familia).ib. S. 61における1124年の証書：「ミニステリアールたち……およびすべてのファミリアとともに」(cum ministerialibus…… et familia tota.)：1130 u. 1131 ib. 92. 99. ———)れとは反対に、Trad. Corbecens. 840における「奴隷のファミリア」(familia serviis).<sup>8</sup> 1071年の証書における「裁判所」(curiae)。Cod. Lauresh. I. 194. を参照せよ。

注(10) 例えば、聖ペテロの諸法律 (leges s. Petri initio) は、「聖職者と兵隊および全てのファミリアの協議会をもって」(cum consilio cleri et militum et totius familiae)とどう開始によつて、そうである。

注(11) 『私ウォルムス教会の司教ブルクハルトは、悲惨な人々の不断の嘆きおよび「過酷な慣習によつて」聖ペトロのファミリアを破壊した」(矛盾する諸法律を彼らに課しそしてより無力な人々を彼らの裁判所において圧迫する)多くの人々のたび重なる奸計のゆえに、誰かある弁護士、あるいは、教皇執事、あるいは、ミニステリアールスではなく、あるいは、(上述の諸ファミリアの、それらの者の中のだれかある雄弁の人ではなく)、聖職者および廷臣およびすべてのファミリアの会議に基づいて、これらの人々が命令の諸法律を書くことという条件のもとに、上述のファミリアに誰かある人を付加することができるが、しかし、「一つのそして全く同一の法律」、すなわち、目前に置かれた(区分され貧しくされた者の)法律が、すべての人々にとつて共通であることを、認識した。』

(Ego Burchardus Worm. ecclesiae episcopus, propter assidas lamentationes miserorum et crebras insidias multorum qui more canino familiam s. Petri dilacerabant, diversas leges eis imponentes et infirmiores quosque suis iudiciis opprimentes, cum consilio cleri et militum et totius familiae has jussi scribere leges, ne aliquis advocatus aut

*vicdominus aut ministerialis, sive inter eos alia aliqua loquax persona, supradictae familiae novi aliquid subinferre posset, sed una eademque lex diviti et pauperi ante oculos praenotata omnibus esset communis)*。

注(12) 参照せよ。第二条、第七条、第十一条、第十八条、第二十三条：「法は家族のものであるとあるべきである。」(*lex erit familiae*)。第八条、第九条：「権利は家族のものであるとあるべきである。」(*ius erit familiae*)。

注(13) 第八条「もし誰かが……誰かある者に彼のソキエタスから何かある物を不正に与えたときは」(*si quis……aliqui ex societate sua aliquid injustitiae fecerit*)。第十三条「不衡平が行われたところの者に対して、もしその者が同じソキエタスの者であるならば、彼は五枚の金貨を与える。そして、もしその者が彼のソキエタスの外にある者であるならば、彼は一ウンキアの保証金をもって法廷に召喚される。」(*quinque solidos componat, cui iniquitas facta est, si de eadem societate est, et si extra suam societatem est, una uncia vadetur*)。

注(14) とくに第九条、第十三条、第十六条、第二十二條、第二十九條を参照せよ。

注(15) 第二十六条「法は同市民たちのためにあるであろう。」(*lex erit concivibus*)。都市の特別な空間的な平和を確定している、第二十七条および第二十八条もまた、市民たちに関係している。

注(16) 第二十条「ウォルムス市民における鬭争について」(*de sol*)：「しかしファミリア内部の市民のほかに」(*20 sol*)。第十二条「もしファミリアの誰かが彼の仲間 (*socius*) との間に、耕地またはワイン農場について、あるいは、軽微な問題において、争いを有し、そして、地域のミニスター (*minister loci* 地方長官) のもとに訴えるときは、このミニスターは、彼の同市民のスピーエクトゥスたちとともに (*cum subjectis concivibus suis*) 宣誓なしに判決すべきである。」。第二条、二十四条、第二十五条を参照せよ。

注(17) 第三十条「もししかし我々の城にいるところの我々の従僕、または、そのような我々のミニステリアーリスが推測することをおえてしようとするならば、我々は、そのような推測が要求されるように、このことが我々の信者たちの権力と助言においてあることを欲する。」(*si autem noster servitor, qui in nostra curte est, aut noster ministerialis*

talta audeat praesumere, volumus, ut hoc sit in nostra potestate et consilio nostrorum fidelium, qualiter talis praesumptio vindicetur.)。それによれば、ミニステリアーレンは、信者たちのゲノッセンシヤフトとして本来のファミリーから区別されているようにみえる。

注(18) 第三十条(注(16))。

注(18) 【同一番号で異なる内容の注】第七条「もし誰かが誰かある者の犯行から彼のソキウスたちの裁判を伴う司教の手に陥るとは」(si quis ex aliquo commisso in manus episcopi cum iudicio sociorum suorum pervenerit)、第十二条「彼の場所のミニスターが彼の同市民のスピーエクトウスたちとともにこのことを決定するために」(ut illius loci minister cum subjectis concivibus suis... hoc determinet)、第十七条、第十八条「おのおのが彼のソキウス〔仲間〕とともに一つの手をもつて誓う。もし反目があるならば、七人および司教とともに同様に〔誓う〕」(ut unusquisque cum socio suo juret cum una manu, si propter laidam erit, cum septem et episcopo similiter)。第二十二条「陪席判事たちの裁判をもつて」(cum iudicio scabinorum)。第三十一条。——その上、すでに当時司教に譲渡されていた公的な裁判管轄権の行使のための管区裁判所が存在し、その下に、ファミリーアの保護または土地に隸属する人々に属さなかつたところのインムニテートの住民が服していた(第三十条)。

注(19) 第十五条、第二十一条。

注(20) 第十六条。第一条もまた、婚姻の財産権に関してなされた諸規定のために、夫の妻は仲間(Genosin)であることを前提としている。すなわち、「もし誰かがザンクト・ペトリのファミリーアから彼のソキウスへと合法的に来るであらうときは」(si quis ex familia s. Petri ad sociam suam legitime venerit)と。

注(21) 第十三条「不都合がその者に対して行われた者が、もし彼が同一のソキエタスの者であるときは、彼は五枚の金貨を集める。そして、もし彼が彼のソキエタスの外にあるときは、十二分の一が支払われ、そして、彼は何も宣誓しない」(quinque solidos componat, cui iniquitas facta est, si de eadem societate est, et si extra suam societatem est,

una uncia vadetur et nihil iuret)。第八条「誰かが他の人々とともに彼の仲間たちを導き、彼のソキエタスからの他の誰かの人々が不正な何かあることを行ったであらうとせば」(si quis cum aliis quos suum adduxit, alicui ex societate sua aliquid iniustitiae fecerit)。第三十条、を参照せよ。

注(22) それゆえデイトマルシェンにおいては、莊園自由民(Hoffreie)、宮廷侍従(Kemmerlinge)、莊園奴隸(Hoffhörige)は、それぞれ彼らの固有の権利を持っていた。注(7)を参照せよ。シュンスターにおいては、特別の莊園法とは異なるワックスツインジゲンの諸法が存在した。Urk. v. 1164 bei Lacombl. I. 181. 聖パウロのケロケンスアーレスの諸権利とワノストローマー(Rechte und Weisth. der cerocensuales s. Pauli bei Kindlinger, münster. Beitr.; v.J. 1142-1150 II. 2. S. 172 f.; v. 1279 ib. S. 268 f. (我々のケロケンスアーレスたちの普通法 jus commune cerocensualium nostrorum): 1372 S. 327 f. 1405 S. 332 f. 1406 u. 1407 S. 336 f. 1607 S. 398-406 「ケロケンスアーレスたちの諸特権の一定の階級へと制限された更新」(Renovatio privilegiorum cerocensualitatis in certum ordinem redacta)。それに ついては、Bd. II. I. S. 114-124 und Hörigkeit S. 26-28. メッペン(Meppen)に於いては、特別のリーテン法、jus litonicumが存在した。Grimm, W. III. 179. 固有のリーテン法をラコンブレ(Lacombl. Archiv I. 162 f. 205)もまた、報告している。

注(23) 例えば、九四七年の証書(Urk. v. 947 b. Neugart I. 591): 「*magister magister* フマニリアのニコスターとマギスター」(minister magisterque der verschiedene Familien)、『*Magister*』注(23) (Urk. v. 1164 cit. Note 22) に引用された一六四四年の証書: 「捺印料のマギスター」(magister cerariorum)、『*Magister*』を参照せよ。

注(24) Grimm, W. I. 373: 「*selbst*」全ての財産を人々は、しかも人々はこれらの裁判所において要求されることなしに証明して、彼自らが、それぞれ、彼がそれ「判決」を聴くところの裁判所に赴くべきである。」(und sollend all aigen lüt und ouch behelend lüt äne gebeyeten in diesen gedingen sin und selv komen, jeglicher in das geding da er in höret)。Ib. III. 246. § 11.

注(25) Grimm, W. I. 376. III. 213. 245. § 8.

【以上、第二十章の注、終わり。

以下、「I. ホーフレヒト(莊園法) 的な諸ゲノッセンシャフト 第二十一章」に続く。】

## I. ホーフレヒト(莊園法) 的な諸ゲノッセンシャフト<sup>(1)</sup> 第二十一章

I. 眞の莊園法に服する諸ゲノッセンシャフトのうちで、最も重要なそして同時に(最も長い間ほとんど変わらない形式において自らをとどめた)ゲノッセンシャフトは、ラントの莊園マルクの住民によって構成される本来の「ホーフゲマインデ(莊園ゲマインデ)」であった。それらの發展は、ただヘルシャフトの団体に属したことをとおして変容されたのみで、自由なゲマインデの發展に完全に類似していた。それゆえ自由なゲマインデにとつては、既に長い間ドルフマルク〔村落マルク〕とその編成が人的結合の本来の基礎となっていたので、莊園ゲマインデにおけるゲノッセンシャフト的要素にとつてもまた、主としてフロシホーフから、そして、構成部分としてそれに属するフーフエからなつたところのホーフマルクが基礎と条件であつた。しかし、民族法におけるように、最大の物の諸時代においてもまた、人的な結合が、地域に対していづれにせよ若干の独立性を保持しそして本来の人的な法領域の出発点に留まつたので、ホーフゲマインデもまた、一度も完全に物的なものとはならず、諸条件と諸結果においてたえず独立の人的諸モメントによつてもまた規定されていた。すでに、ひとが莊園人の複合体に与えた名称が、ひとが団体の本質を人的関係へと置いたように、権利と義務の共同体をフーフエの占有とマルクゲマインシャフトの中においたことを証明している。ひとは、ゲノッセンシャフトまたはゲノスアームト(Genossamt)に

ついで語り、ゲマインデまたはメンゲ (Menge 集合体)、農民団体 (Bauerschaft)、近隣関係 (Nachbarschaft)、  
 レートシャフト (Laetschaft 隷属者団体)、またはフーバーシャフト (Huberschaft フーフエの田地を有する農夫団  
 体)、ホーデ (Hode)、ビーエ (Hye)、プフレーゲ (Phege) (すなわちフートゲノッセンシャフト Hutgenossenschaft、  
 ヘークゲノッセンシャフト Hegenossenschaft、プフレークゲノッセンシャフト Pflegegenossenschaft) に「フ  
 アームト (Amt 職務)、エビテ (すなわち法的結合)、クルップ (Klupp)、ヘーレ (Hore)、隷属 (Hörigkeit)、正  
 義 (Gerechtigkeit) について、フランス語ではコテリー (cotterie) またはテユルブ (turbe 調査団による調査、慣  
 習法についての陪審制度)、ラテン語ではソキエタス (societas 組合)、コムニタス (communitas 共同体)、ウニヴェ  
 ルシタス (universitas 一般団体)、コンソルティウム (consortium 仲間団体)、オフィキウム (officium 公務) など<sup>(2)</sup>  
 について語る。そして、ゲマインデの個々の構成員をひとは、彼らの地位、彼らの権利、彼らの奉仕義務または彼  
 らの土地占有 (例えば、ラーテン Laten、ワクスツィンジゲ Wachszinsige、農民 Bauern、クールメーディゲ Kur-  
 medige、フーバー Huber、マンソナーリイ mansonarij) などに従つてのみならず、人は、彼らをまた、ゲノッセン  
 (Genossen 仲間)、シュトゥールゲノッセン (Stül)、『フープゲノッセン (Hub)』、『ホーフゲノッセン (Hof)』、『莊  
 園仲間)、ハウスゲノッセン (Haus)』、『家仲間) またはシュタンドゲノッセン (Stand)』、『階級仲間)、同胞たち (con-  
 sortes)、同僚たち (socij)、仲間たち (pares)、仲間たち (compares)、奴隷仲間 (conservi) および類似の方法  
 においても名づけた<sup>(3)</sup>。しかしさらに莊園法そのものの内容をおしてもっと明らかになることは、ゲノッセンシャ  
 フトがその総体においてフロンホーフおよびそのマルクの単なる付属物であるのみではなく、主人との直接の人的  
 な関係に立っていたこと、そして、個々の仲間が相互の間でマルク占有とフーフエ占有をおしてのみならず、独  
 立的な紐帯をおしてもまた、結びつけられていたことである。

それゆえ先ず第一にすでにゲノッセンシャフトにおける構成員性は、なるほどホーフマルク (Hofmark-荘園マルク) における土地占有に基づいていたが、しかし、一方では、ゲノッセンレヒト (Genossenrecht 仲間権) を基礎づけるためには、さらに別の純粹に人的なモメントが付け加わらなければならず、他方では、物的に結合されていない者にもまたゲノッセンシャフトへのある参加が許されたのである。完全なゲノッセンレヒトは、ホーフマルクに属する完全なフーフエについての荘園法的なゲヴェーレ (Gewere) に依存し、そして、その付属物とすらみなされた。しかしながらゲノッセンシャフトの人的な諸権利と諸義務の成立のためには、そのようなフーフエの取得のほかに、ゲノッセン団体への人的な採用が必要であり、そして、ゲノッセン団体への人的な採用は、その側からみれば、再びゲノッセンシャフトがそれに属したところのヘルシャフト団体への採用を、前提とした。フーフエをホーフマルクにおいて取得した他国人は、それゆえ、ゲノッセンとなるためには、「第一に」主人に対してワインカウフ (Weinkauf 手付金) または貢物 (Ehrschatz) の納付と引き換えに財産を伴う封土授与 (Belehnung) を受けなければならなかったのみならず、自らを主人に身体的 (persönlich) にも服従させ、自らを彼の奴隷となし、彼に忠誠を誓い、そして、慣習的な加入金 (Aufnahmegeld) をそれに対して支払わなければならなかった。<sup>(6)</sup>「第二には」、しかし、ゲノッセンシャフトそのものの中へもまた、自らを形式的に収容させ、<sup>(7)</sup> 後にはそれについて作成される固有の登録簿または諸帳簿の中へと自らを記入させ、<sup>(8)</sup> そして、そのために、ゲノッセン (仲間たち) またはその代表者に転入金または登録金を払込み、<sup>(9)</sup> おそらく祝いの宴会をもまた開催しなければならなかった。<sup>(10)</sup> ヘルシャフト団体へのそしてゲノッセンシャフトへの明示的な採用は、その他の点では外形的には大部分同一の行為に帰着したのであるが、しかしながらしばしばホーフマルクにおける家所有的定住とおして、とくに、<sup>(11)</sup> 空気は所有を作る (die Luft macht eigen) と、<sup>(11)</sup> という原則が妥当した場所で、代替された。すでにヘルシャフト団体に属した人々もま

た、すでに完全なゲノッセンレヒトをもつことなしには、この完全なゲノッセンレヒトを必ずしも直ちには、フリーエの取得 (Erwerbung)、讓渡 (Ueberlassung)、売買 (Kauf) またはその他の取得 (Erwerb) をとおして獲得しなかつた。むしろ彼らもまた、自らを莊園財産 (Hofgut) をもつて封土授与させなければならず、そして、その場合に通常の租税を支払い、自己の世帯を基礎づけ、そして、(自らをゲノッセンシャフトへと「取り成す」<sup>(12)</sup>か、または、その他の方法で明示的又は黙示的な採用を獲得するためには)、莊園裁判所において出頭しなければならなかつた。

そのようにしてフリーエ占有だけでは、ゲノッセンレヒトを調達するためには、十分ではなかつたのに対して、ひとは、他方では、土地占有なしに、あるいは、完全なゲノッセンレヒトのためには十分でない土地占有の場合にもまた、ゲノッセンシャフト的な諸権利と諸義務への参加を許した。ひとは、それゆえ、なるほど、完全な権利を有するゲノッセであるためには、(そこでは、しばしば財産の一定の大きさが最小限度として規定され、<sup>(14)</sup>そして、ただ完全な権利を有するゲノッセンだけが社団の積極的な担い手であつたところの) 莊園主人 (Hofherr) の莊園財産または莊園財産の一部を莊園法的なゲヴェーレのために占有しなければならなかつた。<sup>(13)</sup>しかし完全ゲノッセンに属さなかつた莊園奴隷たちもまた、フロンヘル (Fronherr フロン主人) との彼らの結合のほかに、やがてゲノッセンシャフトに対してもまた、民法法の対応する諸制度に模倣されたところの關係の中に入った。それゆえ彼らは、主人の保護奴隷としてのみならず、保護ゲノッセンとしてもまた、そして、事情によっては莊園ゲノッセンシャフトの僅かな権利しかもたない構成員としてすら、妥当した。とりわけ下男たち (Dienstboten)、婦人たち、ならびに、父の家制度からまだ切り離されなかつた息子たちは、彼らを代表する家族父 (Familienvater) の手段をとおしてゲノッセンシャフト的な結合へと参加した。<sup>(15)</sup> 個々の完全ゲノッセンの家制度に属さなかつたところのその他の

土地占有をもたない人々は、(彼らが莊園団体に服し、そして、保護義務、奉仕義務および人頭税の義務があった限りで) 莊園ゲノッセンシャフトにも服しており、そして、その権力とその保護のもとに立ったのである。<sup>(16)</sup> 土地占有を持たない人々とは、(なるほど財産を占有したが、しかし直接主人からではなく、農民の子孫 (Hintersassen) として所持したところの)、<sup>(17)</sup> そして、(彼らがその人格をもって同一の団体に属したのに対して) その財産が莊園団体の外部に存したところの、莊園の人々は同列に立っていた。<sup>(18)</sup> なぜなら、彼らには完全なゲノッセンレヒトの前提条件であったところの独特の莊園法的なゲヴェーレが欠けていたからである。なるほどホーフマルクに属したが、しかし必要な大きさをもたなかったそのような土地の所有者は、とくにそれゆえ百姓小屋 (Koten) および個々の家や場所の所有者は、彼らが莊園奴隷であったことを前提として、より僅かな権利のゲノッセンとみなされた。彼らには、裁判所における議決権はなかったが、しかし彼らは、より僅かな持分であるにせよゲマインデの用益権、および、最も僅かなものにせよ奉仕義務 (Dienstpflicht) と公租義務 (Zinspflicht) を有した。<sup>(19)</sup> 最後にしかし、ホーフマルクにおいてもまた、完全ゲノッセンとしても保護ゲノッセンとしても隷属的なゲノッセンシャフトに属さず、彼らがいまや定住しているにせよいにせよ、他国人 (Fremde)、客人 (Gäste)、アウスロイテ (Ausleute)、賓客 (hospites) として、あるいは、いわゆる特別人 (Sonderleute) として、<sup>(20)</sup> 莊園において生活したところのひとびともまた、存在した。彼らは、莊園裁判所 (Hofgericht) の下に服さず、莊園役人 (Hofbeantien) のもとにも服さなかった。なぜなら、彼らは、まさしくフロンホーフの主人の奴隷 (Hörige) ではなく、自由民 (Freie) であるか、または、莊園主人のあれランデスヘルのであれ農奴 (Leibeigene) であったからである。それゆえ、彼らは、隷属者のゲノッセンシャフトには参加せず、自己のゲノッセンシャフトに合一されるか、<sup>(21)</sup> あるいは、それが原則であったように、あらゆるゲノッセンシャフト的な結合の外に立っていた。同様に、後者の人々には、(莊園

団体 (Hofverband) の中へと採用されるかまたは黙示的に奴隷となることなしに、フロンハイツヘル (Fronheits-her) およびゲノッセンの同意によつて、または、そうでないとしても法律上有効な方法で荘園財産を獲得したところのマルクの外に居住する自由民または貴族たち、都市市民、ケルバーシャフテン (諸団体) および聖職者たちは、もともと参加していなかった。彼らは、ただ物的な関係においてのみホーフマルク団体に入り、荘園裁判所のもとに服したが、人的には、結合されないままに留まったのである。<sup>(22)</sup> しかしながら、通常、彼らは、自らのために、彼らに代わつて (主人に忠誠を誓い公租を支払いそして奉仕すべきであるところの、そして、その後ゲノッセンシャフト的な諸権利を取得し諸義務を負担し、裁判 (Ding) と集会 (Ring) に出席し、ゲマインデの負担を担い、そして、マルクを利益するところの) 代理人——いわゆる担い手 (Träger) または担当者 (Hulder) ——を任命しなければならなかった。<sup>(23)</sup> フロンホーフ主人に対すると荘園財産の本来の占有者に対するとの、二重のヘルシャフト団体において立つ、これらの隷属的な小農たち (Hulder) は、なるほど完全な権利ではあるが、導出された権利で、荘園のゲノッセンシャフトに属した。

〈二部分は物的な諸要素に一部分は人的な諸要素に基づいた〉そのように構成され編成されたゲノッセンシャフトは、ところで、その総体において、主人に対する関係で、一定の程度において独立した統一体を意味し、その統一体が次第しだいに総体権〔総有権Gesamtrecht〕および総体義務〔総有義務Gesamtpflicht〕の担い手となつたのである。それは、なるほど、その個々の構成員と同様に、その総体においてもまた自由ではなく、(いまや保護奴隷的であるにせよ土地奴隷的であるにせよ) 隷属的であり、そして、それゆえそのゲノッセンシャフト的な諸関係においてもまた非従属的ではなかったが、しかし、それは、全てのこれらの諸関係において、それでもやはりもともとの主人権の一部を自らの中に獲得してしまつていた。それは、それゆえ、なるほど、かつての自由なゲマ

インデのように、完全な自治 (Selbsterwaltung) をもたなかったが、しかし、それと同様に、主人は、それを引き込むことなしには、その諸案件を完全には規律することができなかった。むしろゲノッセンの総体は、(彼らが一部分は要求され、一部分は要求されない荘園日 (夫役日 Hofage) に、直接または荘園審判人 (Hofschoffen) をとおして行使したところの) 行政の諸問題、裁判所の諸問題および立法の諸問題において奪うことのできない協働権 (Mitwirkungsrecht) を獲得した。<sup>(24)</sup>

ゲノッセンシャフトの長 (Haupt) と幹部 (Vorstand) は、固有のヘルシャフト的権利から、フロンホーフの主人であった。彼は、それゆえ、自己自身から、自由なゲノッセンシャフトの選ばれた裁判官と指導者に委ねられるのが常であった、全ての諸権利を有した。そしてしかも、彼はこれらの権利を人格においてまたは代理する役人をおして行使することができたのである。そのような役人を、彼はもちろん、最初は全く自由に指名しなければならなかった。<sup>(25)</sup> 時代とともに、しかしながら、彼のヘルシャフト的な指名権に対しては、(ゲマインデが村長 (Schultheiß)、代官 (Vogt) または裁判官 (Richter) を自由に選任し、または、そうでないとしても、彼の選任の際に共働しなければならなかったことによって、または、少なくとも役人が隷属するゲノッセンのクライスから採られなければならないという原則が課されることによって)、<sup>(27)</sup> より高いまたはより低い程度における選択についてのゲノッセンシャフト的な原則が承認を獲得した。同様に、その多くの者がまさにゲノッセンシャフト的な役人となった<sup>(28)</sup>ところのすべての下位に従属する役人についても、そして、審判人制 (参審員制 Schöffenhum) が官職となつて以後は、審判人についても、<sup>(29)</sup> そうであった。加えるに、荘園におけるヘルシャフト的ならびにゲノッセンシャフト的役人または混合的役人も、時代の一般的傾向に従つた。すなわち、それらは、次第に官職レーン (Amtsleh) のみであった一定の財産の付属物となった。すなわち、それらは、相続可能、譲渡可能、そして、

分割可能となつた。<sup>(30)</sup>ただ、ここでの發展は、王国の官職および民族の官職におけるよりもずっと遅れて登場した。それゆえまた後になって初めて古い諸關係を解消したのである。<sup>(31)</sup>

主人とその役人たちは、しかし、自由ゲマインデの裁判官と同様に、対外的代理、裁判所における議長職、集会の招集、走っている業務の管理および全体の実行を有したのみならず、彼らはもともと法の宣言〔判決〕、立法および行政そのものを有した。極めて早期にすでに、それにもかかわらず、全てのこれらの点において、隸属するゲノッセンまたはそうでないとしても、ゲマインデの奪うことのできない権利のための主人の任意へと設定された慣習から、彼らのうちの若干の者の引き込みが〔生じ〕、そして、非自由民が隸属民へと高まり自由民が隸属民へと沈み込み、そのようにして形成された法クライスがグルントヘルおよびインムニテートをとおして閉じられ、そして、小さな国家がそれ自体として拡大されたのと同じ程度において、裁判所、法および行政におけるゲノッセンシャフト的な要素の意義が高まつた。

フロンホーフの裁判所<sup>(32)</sup>は、それゆえ、なるほど、〔主人が眞の裁判所主人であり、そして、裁判所を自ら執行うかまたは代理人をとおして行わせた限りで〕、〔それが彼の宮廷〔Hof〕に召喚されえた限りで〕、〔主人が裁判所を保護しそして封鎖し、すなわち特別のヘルシャフト的な平和のもとに置かなければならなかつた限りで〕、〔彼へと裁判所の収益が帰属した限りで〕、ヘルシャフト的裁判所に留まつた。しかしながら、他方では、これらの裁判所は、〔判例〔法の宣言〕そのものが、いまや事情としての総体のもとであれ、<sup>(36)</sup>なるほどもともとは大部分主人によつて指名されたが、しかしただゲノッセンからのみ採用されることができたところの〕<sup>(37)</sup>特別の判決発見者および審判人のもとであれ、ゲマインデの下であつた限りで〕、〔さらにそれらの裁判所の前では、ただゲノッセンだけが証人であり、宣誓補助人であり、弁護士であり、後見人であり、<sup>(38)</sup>それどころかしばしばただゲノッセンだけが

それらの裁判所において、主人に代わる裁判官であることが許された限りで、(最後に、その権限が荘園ゲノッセンシャフト的な案件と訴訟の範囲をとおして制限されていた限りで)ゲノッセンシャフト的な裁判所となった。しかしそれらの案件と訴訟には、とくに、ゲノッセン間の訴訟、ならびに、主人と個々のゲノッセンまたは総体としてのゲノッセンシャフトの訴訟、および、他国人とのいくつかの訴訟、生殺与奪権 (Blutbann) 以外の刑事裁判権、および、非訟事件が、(荘園の財産が問題となるか、または、ゲノッセンの人的な法的地位が問題となる限りで)、数えられた。

裁判所の継続的形成との関連において、荘園の法もまた、ただ主人の意思にのみ基づく法に代わって、ひとつのゲノッセンシャフト的な法となった。そして、それゆえ、もはや一方的に主人によって命令されそして変更されることはできなかつた。<sup>(41)</sup> それゆえ、次第に多く、法源として、主人の黙示的または明示的な命令または付与と並んで、法のゲノッセンシャフト的な慣習<sup>(42)</sup>、および、法のゲノッセンシャフト的な指示と選択が登場した。その場合、他方では、主人の同意が必要であり、主人の共働が排除されなかつたので、諸規約 (Satzungen) は、しばしば、主人とゲマインデとの間の協定、和解または契約として現れた。カール大帝がそれをとおして彼の別荘地 (Vilte) の組織を命令したカピトゥラリア (Kapitularen) は、ヘルシャフト的立法の現実の諸記録であった。そして、フロンホーフヘルたちのその後の諸命令は、次第に多く荘園の人々 (Hofleute) の照会と助言に従って発布された。諸特権は、大部分、ただ古い、非常に長い間確固とされた慣習法だけを確認するにすぎない。そして、最後に、(書面の記録と確定の需要がここでは最大であったゆえに、われわれにまさに隷属者のゲノッセンシャフトから最も多く保持されている) ヴァイストゥーマー (Weistümer 判決例) は、極めて広範でそして本来ゲノッセンシャフト的な案件においてほとんど制限されないホーフゲマインデの自治を示している。<sup>(43)</sup> それゆえ諸荘園において、ラ

ント法に従って形成された固有の、絶えず大きくなる自由を増大させる法、莊園法または農民法が、形成された。そして、その法は、その基礎においてならびにその性格において、ラント法と同様に、ゲノッセンシャフト的な法であった。<sup>(44)</sup>

訴訟裁判権および非訟裁判権について、および、莊園法の形成についてと同様に、しかし莊園の人々のゲノッセンシャフトが、本来の行政についてもまた、次第に多く参加した。ことごらの性質上、全ての行政問題においてヘルシャフトの権利がより強いものとどまったが、<sup>(45)</sup>それでもしかし、莊園政府は、莊園ゲノッセンシャフトの形成以来、もはや一方的に君主的な政府ではなく、ヘルシャフトと自治の間に分けられていた。<sup>(46)</sup>そして、特殊的にゲノッセンシャフト的な諸利益に触れたすべての案件において、主人またはその代理人がゲマインデまたはその審判人の同意に拘束されていた。このことは、それゆえ、たんに新たな構成員の採用において、新たな隷属者の忠誠<sup>(47)</sup>においてのみならず、莊園財産がゲノッセンレヒトの基礎であったゆえに、例えば、明け渡された財産の再貸与と引渡しの際に、または、失効した財産の取立ての際に、失効した財産の子供などへの分与または引渡しの際における<sup>(48)</sup>ように、莊園財産の処分の際にもまた、問題となったのである。同様に、ゲノッセンシャフトに属する人々は、ゲノッセンの同意なしには、譲渡され、解放され、そして交換されることができなかった。<sup>(49)</sup>新たな公課 (Abgabe) または奉仕の賦課については、絶えず、ゲノッセンシャフトの同意が必要であった。<sup>(50)</sup>ゲノッセンシャフトの同意が役人の選択の際に共働したことは、すでに言及されている。しばしば外部的にもまた、主人とゲノッセンシャフトの間の権力の区分は、新たなフーパー (Huber) フーフエに土地をもつ農民) の忠誠宣誓 (Huldigungseid) または役人の誠実宣誓 (Treuheid) が、主人に対してのみならず、同時に全ゲマインデに対してもまた、行われたことの中に認められた。<sup>(51)</sup>

少なからず、財産法においては、莊園ゲノッセンの総体 (Gesamtheit) が、主人に対する関係で独立の諸権利と諸義務の主体となった。総体は、家畜および貨幣について総体財産 (Gesamthabe) を有したが、しかしホーフマルクについての総手的所有権 (総有権 Gesamteigentum) をもまた、有した。なるほど総体は、個々人が彼らの財産に対するように、総体がマルク全体に対するように、決して真正の自由な財産を持たなかった。しかし総体は、ほとんど至る所で、莊園法的な総有ゲヴェーレ (Gesamtwere) を取得した。そして、それは、総体に、もともと不確実な、恩恵から付与される権利の代わりに、保護された奪うことのできない権利を付与したのである。この物的な総体権 [総有権 (Gesamtrecht)] は、マルクのさまざまな部分についてさまざまな性格のものであった。特別占有において存するフーフエについては、それは、一方では真正の所有権およびその中に存する主人のグルントヘルシャフト (土地支配) と、他方では代官の奴隷または土地奴隷の導出された所有権との間に、押しやられた〈ただたんに共同監視権——いわば導出された土地支配——においてのみならず、とりわけ団体からの譲渡の制限において通知される〉ゲマインデレヒトであった。なぜなら主人の同意なしにする他の者への譲渡は、以前から、許されなかったのに対して、いまやホーフゲノッセンの同意は、第二の要件として加わり、そして、ここからホーフゲノッセンシャフト的な先買権 (Vorkaufrecht) および撤回権 (Retraktrecht) が成立した。<sup>(52)</sup> ホーフゲノッセンシャフトの内部での家族法の形成とともに、親類のネーエルレヒトもまた導入を見出したので、〈この要求権がまず親類に、その後ゲノッセンに、そして最後に主人に要求されなければならず、そして、彼ら全てから場合によっては撤回されることができたことによって〉、いまや個々の財産に対する三重の要求権が基礎づけられた。<sup>(54)</sup> これらの権利のあらゆるものは、しかし、一つの異なる基礎に基づいていた。すなわち、最初の権利は、私的家族法 (Privatfamilienrecht) に基づき、最後の権利はグルントヘルシャフトに基づき、しかしホーフゲノッセ

ンの権利はホーフマルクについてのゲノッセンシャフト的な総体権〔総有権〕に基づいていた。最も強力に現れたのは、不可分に留まったホーフマルクまたはホーフアルメンデに関するゲノッセンシャフトの総手的所有権〔総有権 Gesamteigentum〕であつた。<sup>(55)</sup>これについては、なるほど主人に真正の財産 (Eigen) がその中に存する権力権 (Gewaltrecht) とともに帰属した。<sup>(56)</sup>しかしながら次第に多く、ホーフゲノッセンシャフトは、独立の用益所有権 (Nutzungsseigentum) を獲得したのであつて、それは、いまやレーン財産、地代財産または相続財産とみなされるときも、マルク用益の自由な処分、そして、それゆえ利用の種類と方法に関する諸規定、アルメンデのみしかするとあるかもしれない開墾に関する諸規定、対外的なマルクの閉鎖に関する諸規定、個々人間の用益の分配に関する諸規定、そして、したがつてマルク警察の大部分を含んだのである。<sup>(58)</sup>後にそこらしばしば主人の権利を駆逐した完全な所有権が生じた。<sup>(59)</sup>最後に、ゲノッセンは、森林、河川、そして主人のその他の土地占有についての多様な個々の諸用益権をもまた、取得した。そしてそれらの諸用益権は、次第に多く個々のコローヌス〔小作農民〕の諸権利の代わりに、ホーフゲノッセンシャフトの諸権利として把握され、そして、それらの諸権利についてあらゆる個人は、彼のゲノッセンレヒトによつて平等に参加した。<sup>(60)</sup>

そのようにしてゲノッセンシャフトが主人に対して全ての種類の総体権の担い手となり、そしてそれも政治的な総体権と並んでとくに総手的所有権、総体用益権、そしてその他の総体財産権 (Gesamtvornögen) となつたように、ゲノッセンシャフトは、自らを主人に対する関係で次第に多く本来の債務者としてもまた現れた。主人のヘルシャフトは、それがいまや先ず最初には保護ヘルシャフト (保護支配) としてまたはグルントヘルシャフト (土地支配) として問題となつたにせよ、次第にひとつのヘルシャフトから個々の保護隷属的または土地隷属的な人々を超えて、隷属的なゲマインデに対するヘルシャフトになつた。それにもかかわらずこの発展は、先ず最初に隷属

状態から上昇した諸都市において、より明瞭に現れた。そして、それについては、その場所で取り扱われなければならない。ラントのホーフ〔莊園〕ゲマインデにおいては、これとは反対に、より最近の時代に至るまで、主人と個々の農民との間の奉仕関係が、多くの関係において直接的な関係にとどまった。他方、もちろんその他の諸関係においては、ここでもまた、両者の間にゲマインデが登場した。それゆえとくに、〈個々人が最初は主人に対する彼の個人的関係のゆえに、やがてはより多く彼の従属する土地占有のゆえに、そして、これとの割合において給付しなければならなかったところの〉夫役 (Erohnden) と奉仕 (Dienst)、農産物における公課 (Abgaben)、地代 (Zinsen) と租税 (Steuern) は、圧倒的にたえずあらゆる個々人の諸債務として把握された。<sup>(61)</sup> しかしながらそれと並んで、すでに早期に、〈ゲマインデ自身が本来の債務者であり、個々のゲノッセンはただ平等に総体の負担 (Gesamtlast) に参加する〉という見方、〈それゆえ主人が自らを先ず最初にゲマインデに結び付け、ゲマインデがしかし負担を割り当てなければならない〉という見方、が主張された。<sup>(62)</sup> そして、ベーデン (Baden 貢物) と租税は、それがいまや非正規的なものであれ、固定的なものであれ、しばしばまさに本来ゲマインデ負担 (Gemeindeasten) とみなされ、そして、ゲマインデ金庫から支出された。<sup>(63)</sup>

そこでそれゆえ全ての諸関係において、ホーフゲノッセンシャフト〔莊園ゲノッセンシャフト〕が、主人に対して独立の統一体として彼のヘルシャフト団体の内部で向き合った。ホーフゲノッセンシャフトが同様にそれに属する個々のゲノッセンに対する関係で統一体として自らを主張したことが、自ずから理解され、そして、すでに従来の見方から十分に現れている。それにもかかわらずこの関係において、ホーフゲノッセンシャフトの発展は、ドルフとマルクにおける自由ゲマインデの発展に極めて完全に類似したので、それは区別された取り扱いを必要としなかった。ただ総体権の負担と分け前だけが、ヘルシャフト的なゲノッセンシャフトと自由なゲノッセンシャフトに

においては異なっていた。総体と個々人の間の存在する総体権の分配の種類と方法は、両者において同一の諸原則に従ったのである。なぜならそれらの全体的な内部構造においては、結合の物的諸要素と人的諸要素の関係においては、裁判権と自律への、自治と自己課税への、マルク用益 (Marknutzung) と土地占有への、ゲノッセンの参加においては、全ての制度と組織においては、そして、形成される新たな物権法、家族法および相続法の内容においては、ホーフゲマインデは、本質的に古いゲノッセンシャフト的なドルフゲマインデの再生産以外の何ものでもなかったからである。両者の間にその大きな類似性が存在したにもかかわらず、深く浸透する差異は、ただホーフゲマインデがその統一体の主要な基礎であったところの一人の主人を持ったことの中のみ存在し、そして、たとえ主人が長い間もはやしかしながらこの統一体を代表しなかったとしても、それでもなお統一体のもともとのそして圧倒的な部分を自己の諸権利から明らかにした。その一方で、全てのゲノッセンの総体に内在する法的統一体は、そこ「主人の諸権利」からただ導出されそして従属的であり、それゆえそれに対してはおよそ、貸与された財産が真正の財産に対するのと、同様の関係にあった。

そのように独立して、それゆえ、ホーフゲノッセンシャフトは、その内的な諸案件においてありえたとしても、いつでもそれは、外部に向かってその総体的権利を吸収したところのヘルシャフト的団体に従属するに留まった。主人をとおしてのみ、ホーフゲノッセンシャフトは、その総体において代理され、そのゲノッセンの各々は対外的に代理された。主人をとおしてのみホーフゲノッセンシャフトはそもそも民族の構成部分であり、国家の構成部分であった。主人をとおしてのみ、ホーフゲノッセンシャフトは、それ自らを包含する結合体 (Verain) の外に立つ、ゲノッセンシャフト的またはヘルシャフト的な種類の何らかの団体 (Verband) の権利に参加することができた。あらゆる財産法的、家族法的または政治的な対外的取引は、主人の仲立ちを必要としたのである。主人が承認

しないときは<sup>(64)</sup>、あるいは、予め異なる諸団体の主人間に、それらの所屬員たちが相互にゲノッセンとみなされるべきであるという契約が締結されていた場合でないときは、莊園ゲノッセンとゲノッセンでない者は、婚姻を締結することができなかつた。他国人とのゲノッセンシャフトおよびその構成員のあらゆる契約、生存者間のまたは死亡によるあらゆる移転 (Veräußerung) は、ヘルシャフトの認可 (Bestätigung) を必要とした。<sup>(65)</sup> 民法法またはラント法は、いかなる点においても、直接に〈成立、規制および保護をホーフレヒトに負った〉隷属的団体には及ばなかつた。<sup>(67)</sup> そして、公的権力、その役人および裁判所に対しては、ホーフゲノッセン〔莊園仲間〕は、徹底して主人によって保護され、代理されたので、ホーフゲノッセンは、なるほど非常に多様な諸関係において諸フロンホーフの組織と法へと、とくに戦争役務、租税および裁判管轄権に関して、介入したが、しかしいつでもその場合に、主人の仲立ちを必要とした。<sup>(68)</sup> 極めて多くのゲマインデにおいて、もちろん、そして最初にホーフレヒト〔莊園法〕から上昇した都市ゲマインデ (Stadtgemeinde) においては、拡大するホーフゲノッセンシャフトは、すでに早期にしばしばそれを包含する団体の枠を突き破ってきている。しかしこれが問題となつた場合に、そして、その限りで、そこにはホーフレヒトの形成のみならず、部分的な除去もまた存在した。そして、我々は、もはやヘルシャフト的ゲノッセンシャフトについて語ることはできず、ヘルシャフト的な頂点を有する自由なゲノッセンシャフトについてのみ語るができるのである。

Ⅱ. そのようにしてホーフゲマインデは最も古くしかしそれでも最も遅れて消滅した莊園農奴の諸ゲノッセンシャフト (hofhörige Genossenschaften) とみなされなければならないのであるが、それでもやはり既に早期に共同体的なフーフエ占有をとおしてまとめられた以外の隷属的な莊園団体の諸クライスもまた、ゲノッセンシャフト的な組織を把握した。なるほど我々は、奉仕をとおして莊園法を超えて上昇した諸階級の諸団体をそれに数えるこ

とはできない。なぜならそれらは、それらが我々に向き合う姿においては本来の荘園法をすでに克服していたからである。しかしおそらく、これには、いくつかの他の（我々にはただ明瞭でない痕跡からのみ認識可能な、奉仕、法および利益の共同体に基づく）荘園ゲノツセンシャフトと並んで、<sup>(69)</sup> 隷属的な手工業者、営業経営者および芸術家たちの諸団体が属している。

もちろん今日までほとんど解明されていないのは、いわゆる「荘園法的インヌング (Innung)」の本質と歴史、少なくとも自由なギルド (Gilden) およびツンフト (Zünfte) に対するそれらの歴史的関係、である。<sup>(70)</sup> しかしながら、確定された限りでは、十一世紀と十二世紀において、都市へと拡がりまたは古い都市マルク (Stadtmärk) の大部分に拡大されたフロンホーフの中で、（たんなるヘルシャフト的な諸部門でも自由なゲノツセンシャフトでもなく、両者の間の中間に立つ）同じ業務に携わる隷属的な営業経営者、手工業者および芸術家たちの諸団体 (Vereine)、すなわち、なるほど真の荘園法に服するがしかしそれでもすでに（主人に対する関係でたとえ導出されたものであるにせよ一つの総体権を占有し、たとえ下位にありそして従属的であるにせよ一つの統一体を形成するために）自力で十分であったところの諸団体が、存在したことが認められなければならない。

もともととはもちろん（営業経営と手工業のために用いられた）荘園の奴隷たちと非自由民たちは、あらゆるゲノツセンシャフト的な組織を欠いていた。彼らは家の下僕 (Hausgesinde) および荘園下僕 (Hofgesinde) に属し、<sup>(71)</sup> フロンホーフにおいて自らそのために決定された自分の部屋において居住し、そして、彼らに対して保証された生計に対して奉仕のあらゆる種類の義務を負わされていた。彼らはより高い尊敬を享受したとしても、それでもしかし多くのことをめぐって自己の家政と自己のフーフエの上位にある隷属的かつ非自由の小作農民より以上に非独立的〔な立場〕に置かれていた。彼の任意にしたがって主人または彼の役人は、あらゆる人に奉仕の種類と程度を指示

した。この奉仕の性質に従うごとに、あらゆる莊園の人員が、〈特別の監督者または支配者の下に立ち、そのそれぞれに一定数がさらに上位の役人の下位に置かれている〉さまざまなグループまたは部門へと分かれた。同じ方法において、手工業者、商人および芸術家は、主人の莊園の農業的（おそらく小作農民から区別されるべき）主人莊園（Herenhof）の人員、家の下僕、獵師および牧畜者と同様に、ヘルシャフト的形式において上から組織されていた。<sup>(72)</sup>同一の業務が指示されていた人々は、共同体の空間において特別の役人たちの下で居住しそして労働した。<sup>(73)</sup>ひとは、彼らを、主人に奉仕するすべての人々（den Herrn Dienende）、役人（Amtleute）または従者（Diener）（ambahndeute、officiales、officiarii、役人、servitores、従者<sup>(74)</sup>）のやうに、彼らの仕事で名づけ、そして、したがって彼らの総体そのものをもまた、ミニステリウム（省ministerium）、オフィキウム（官庁officium）または官職（Amt）と名づけ、彼らの代表者をマイスター（長Meister）、マギスター（長magister）、オーバーマイスター（長官Obermeister）、メルクマイスター（長官Merkmeister）またはプラエポジトウス（長官praepositus）と名づけた。<sup>(75)</sup>これらの「ヘルシャフト的な諸官職」においては、何らかのゲノッセンシャフト的な結合は極めて長い間問題とはならなかった。長（Meister）はたんに主人の役人（Beantter）であるにすぎず、その他の手工業者たちは主人の隷属者たち（Untergebenen）、臣下（subjecti）、奴僕（famuli）、奴隸（Knechte）または従士（Knappen）にすぎなかつた。<sup>(77)</sup>彼らは賃金のために働くのではなく、その他の下僕と同様に、費用と生計維持に対して働いた。<sup>(78)</sup>個々人は、仕事の一定の種類を求める権利、または、官職の構成員たることを求める権利を有さず、むしろ彼らを、主人は、その任意に投入しまたは取り出すことができた。<sup>(79)</sup>彼らに対する懲戒権（Zucht）と裁判権は、長、より高位のヘルシャフト的な役人、および裁判官に帰属し、そして、最終審においては〈労働の規律と奉仕の秩序とまさに同様に〉彼らとその代理人であつたところの主人に帰属した。<sup>(80)</sup>ゲノッセン裁判所（Genossengericht）、官職の固有の法、さ

らにそのように下位に秩序付けられる自治については、痕跡は見出されない。

それにもかかわらず、時代とともに、手工業者および営業経営者の地位、あるいは、そうでないとしてもそれらの個々人の地位は、より自由なものとなった。主人は、もはや彼らの仕事全体を必要とせず、そして、彼らにまたは彼らの若干の人々に、手工業を公的に報酬と引き換えに営むことを許した<sup>(81)</sup>。彼らは、彼らがただ彼らの奉仕義務に従うならば、フロnhofの外に居住することが許された<sup>(82)</sup>。この奉仕義務そのものは、〈それが日によってまたは物によって決定され、最後にはしかし貨幣に転換されたことによって〉<sup>(83)</sup>、あるいは、〈あらゆる手工業の労働者の一定数だけが、そして、労働の一定量だけが、無償で、その他のものは報酬と引き換えに請求されたことによつて〉<sup>(84)</sup>、次第に固定された。個々人には奉仕フーフエ (Dienstfue) と封土フーフエ (Lehnfue) が、〈大きな利益 (beneficia) と全く同様に次第に重要な財産となり、そして、手工業そのものが相続可能となり、営業権 (Gewerberecht) が物的な権利、それと結合された義務となること〉に導いたところの官職封土 (Amtslehn) として、与えられた<sup>(85)</sup>。隷属性は共同の自由にあたえず類似のものとなった。そしてさらにより重要であったことに、〈自由民たちは、彼らが保護官吏職 (Schutzvogel) にまたは隷属性に自ら自らを与え、奉仕を保護と引き換えに約束し、そして、営業または手工業を営むこと〉によつて、ヘルシャフト団体に自らを関連させた。彼らもまた、もはや全く独立ではない荘園法的な官職に割り当てられるか、または加わろうとし、そして、彼らの側からより自由な諸要素をその官職の中に持ち込んだ。

それゆえ次第に多くの官職が、ホーフゲマインデと全く類似して、ゲノツセンシャフト的な諸結合のために生じたであろう。あるマイスターの奴隷の代わりに自己の計算で働く人々、すなわち、〈徒弟および見習いから区別され<sup>(86)</sup>、そして、自らをゲノツセンシャフトとみなし、手工業を彼らの総体にフロnhof主人によって与えられた

官職封土として行使し、奉仕義務をそれと結合された総体負担として履行したところの、人々が、登場したかも知れなかった。主人によって指名されたマイスターへの、そして、ヘルシャフト的な裁判官への、存続する従属性と並んで、ゲノツセンは、一定の自治を獲得し、固有の権利を形成し、そして裁判に関与したかも知れなかった。<sup>(90)</sup> そして、時代とともに、彼らは、諸ホーフゲマインデが自由ゲマインデとなったのと全く類似の方法において、自由なギルドおよびツンフトの数へと移動した。その一方で、ただ今なお個々のヘルシャフト的な諸権利だけは、彼らの荘園法的な起源を想起させたのである。<sup>(91)</sup>

我々が、ところでしかしそのようにして、諸官職と諸ツンフトの間の中に立つ諸荘園ゲノツセンシャフトの存在を認め、そして、我々がそれらを、多くの官職がそれをおしてツンフトとなったひとつの移行段階とみなしたとしても、それによつては、ツンフト制度がそもそも荘園法的なインヌング (Innung 同業組合) 制度から生じているという見解は、決して主張されるべきではない。<sup>(92)</sup> ツンフトの模範は自由民の自由な合意 (Einungen) であり、そして、最古の現実の諸ツンフトは極めてありそうなことに、たぶん以前から存在し、<sup>(93)</sup> 後にはいづれにせよきわめて多くの自由な手工業者たちの間で自由に選択された会の結成をおして成立したのである。<sup>(94)</sup> さらにもっと高い程度において、このことは、もちろん商人の諸ギルドに妥当する。しかしひとたびある種類の営業経営者たちの自由な諸インヌングが存在したとなると、それらは当然に、(はるかな後の時代においてしばしば村落ゲマインデおよび荘園ゲマインデから一つのゲマインデが生じたように、営業的なギルドやツンフトという《むろん多くの点において古い諸官職の理念を継続したがしかしその本質上自由な合意の原則 (Prinzip der freien Einung) という全く別の原則に基づいた》一つの制度 (das Eine Institut) がそこから生ずるまでに)、荘園法的な諸団体もまたそれ自らを接近させようとした模範となったのである。

【第二十一章の注】

- 注(1) Vgl. bes. Kindlinger, *munster. Beitr.* I. 1. S. 9 f. II. 1. S. 90 f. Hörigkeit S. 26 f. Eichhorn, *Zf. gesch. Rechtswiss.* I. S. 186 f. R.G. § 345b. Mittermayer, *D.P.R.* § 7. Bluntschli, *St. = u.R.G.* I. 240 f. Landau, *Terr.* S. 103 f. Renaud, *Zf.D.R.* IX. 14 f. Lacombet, *Archiv* I. S. 168 f. Maurer, *Eiml.* S. 226 f. und *Fronhöfe* I. S. 471 f. IV. S. 1 f.
- 注(2) 莊園ゲノッセンシヤフトのために登録する<sup>やま</sup>や<sup>ま</sup>の名称の総括を、証明箇所と説明と並んで、マウラー(Maurer, *Fronh.* I. S. 479, IV. S. 2-11.) が与えている。
- 注(3) これらのおよび類似の名称をマウラー(Maurer, *Fronh.* IV. S. 1 f. 16 f.) が証明している。
- 注(4) Maurer, *Fronh.* III. S. 15-27.
- 注(5) 夫役日(Hofstage)の布告(Erklärung)をとおして、保護証書(Schutzbriefe)の獲得をとおして、または、莊園帳簿(Hofbuch)への登録(Einschreibung)をとおして行われ、フランスではいわゆる臣下承認(aveu)をとおして行われた、<sup>らわゆる</sup>“Verherren” (主人にする<sup>る</sup>)。Möser, *Osnabr. Gesch.* I. 78. Maurer, *Fronh.* II. S. 108-113.
- 注(6) Maurer, *Fronh.* III. S. 50-59. 117. *Gerechtigkeit des Reichshofs Brackel* [帝国莊園ブラッケルの正義] *ib.* IV. S. 44. Note 32: 「<sup>まゝ</sup>このまゝに、自由な農夫たちのだれかが自らに後背者を与えることを欲し、そして後背者の自由を熱望するといふことが生ずるときは、その人々は、後背者に予め債務を負い、そして後背者に対して誠実であり、彼の軽いそして重い義務に忠実であるべきであり、そして、後背者に対しては死因証書でニシリングを与えるべきであり、そして、部族仲間としての後背人たちにはニシリングを与えるべきである。〔仮訳〕」(item off het sich auch begeben, dat jemand von den butenluden, die vry weren und sich an dat ryck geven wolden und des rycks friehet begehden, die sollen dem schulten to voren und dem rycke treue und hold to syn laven und schweren und dem

schulten tot urkunden geven II sch. und den ryckskluden als standgenohen I sch.)。Grimm I. 410. 750.

注(7) このことは荘園裁判所で起きた。例えば、Grimm II. 605. 「その年が終わるときに、彼が主人の背後に留まることを欲するときには、ひとは彼を採用すべきであり、そして、彼は恵み深い主人に属する人であり、他の人々と同様に保護されなければならない。」〔仮訳〕「( und wanne das jare umb is, wil er dann hinder dem herrn blyben, sal man ine uffnemen und er myns gn. h. angehoerig mann syn, und glich andern vertedingt werden.)」。

注(8) Kindlinger münst. Beitr. II. 2. S. 403. Maurer. Froh. II. S. 110. IV. S. 43.

注(9) 例えは、注(6) におけるブラッケルの証書を参照せよ。Grimm I. 781: 「あるひとがこのゲマインデに引き移るときは、……彼は、我々の恵み深い主人に十シリントを、共同体に十シリントを、引越料として与えるべきである。」(wo einer in diese gemeind zöge, ---- so soll er unserm gn. herrn 10 sch. und der gemein 10 sch. zum inzug geben.)。Kindlinger. Hörigk. S. 634. 639. 注(9) をも参照せよ。

注(10) 例えは、グリム (Grimm I. 786 f.)。

注(11) Grimm I. 8. 21 c. 27. 82. 151. 154. c. 12. 232. 424. 425. 435. 558. 687 f. II. 31. 156. 458. 473. 701. III. 347. 526. 527. 840. Maurer. Froh. II. S. 70 f. 111 f. IV. S. 43.

注(12) Maurer. Froh. IV. S. 41-43. 45-47. ケーメルリントの法 (Recht der Kemeringe ib. II. S. 110 Note 41) 「そして彼らが聖ボニファキウスの日にエトマルシエンの荘園に来て仕事日には、この真正人であることを告白する義務を負うべきである」とある」(und dan so syn sie schuldig toe koemen in den hof tho Oethmarsen op saint Bonifacius dagh, toe bekennen aldaer öer echte.)。

注(13) そのような財産の保有者は、Bauern農民、Hüderフーフエの田地をもつ農夫、mansonari小作地農夫、hubarn地積みをも有する人々、Hofassen荘園地主、curtless城の人、Hovinge廷臣、Hofmarksleute荘園ブルクの人々、coloni小作農民、gewerte oder begüterte Leute保証されたまたは土地を所有する人々、などと呼ばれる。Kindlinger. Hörigk.

S. 64 f. Maurer, Froh. IV. S. 17-19. 一部分を獲得した者は、自らを主人によつてこの領地に封ぜしめなければならなかつた。Grimm II. 181. 182. 一つのホーフマルクの諸フーフエは、自由なドルフマルクの諸フーフエと相互に等しい大ききであつた。Maurer, Froh. III. 200-203.

注(14) しはしばただみかけだけの大ききにすぎない。それゆゑ、例えば、七フイートの長さ幅である。Grimm I. S. II.: 「自己のためにアルトルフの莊園財産の七フイートの広さと幅を有する者またはその使者は、全ての裁判所のもとに出頭せよべきである。〔仮訳〕」(wer der syg. der der holguetern von Altorf sieben schu witt und breit hab. der oder sin botten sol by allen gerichtten sin.)。同様び S. 7. 76. 172. § 2. 159. 201. 257 ec. 489 549 三脚椅子、椅子かつ、寝台、炬、雌山羊をめぐり場所を有するほどの大ききである。Grimm, R.A. S. 80. 81. 290. 291. Weisth. II. 182. III. 460. 478. 745. 889 549 三畝 (drei Furchen)。

注(15) Maurer, Froh. IV. S. 30-38.

注(16) うむぬ保護をなご、相続をなご、熟練しなご、出鱈目なまたは貧しう人々。Kindlinger, Hörigk. S. 64 f. 81 f. Maurer IV. S. 20-25.

注(17) Maurer, Froh. IV. S. 25. 26.

注(18) Ib. S. 26-28.

注(19) Laconblet, Archiv I. S. 198. Hofrecht v. Luttingen ib. c. 2 § 2. c. 4 § 1-5. c. 6 § 1-3. 6. c. 10. § 3. c. 14 § 2. Maurer I. c. IV. S. 29. 30.

注(20) Vgl. Kindlinger, Hörigkeit. S. 47. Maurer, Froh. IV. S. 38-41.

注(21) 例えは、メリヤ (Grimm III. 213) : 「彼の他のヒビナは、特別人たごである。」(de andere echte dat sint sunderlūde.)。Urk. v. 1353 Neugart II. 452 : 「特別の官職に持つ」(in dem sunder ampt.)。

注(22) Maurer I. c. IV. S. 75-78.

注(23) Vgl. z.B. Grimm I. 706 § 11: 「それゆゑ彼がある者を食卓仲間を紹介しやうとするときは、その者は自らのために自己紹介し、その者はまたすべての事柄を行うべきと誓うべきである。」(so mag er einen stulgenossen darsetzen, der von seinem wegen darsetzet und sol der auch schwören alle ding zu tun)」。Ib. S. 731: 「それゆゑ財産の主たる主人が、よく数人および二人のフーフエ保有者の前に、一人の食卓仲間または後見人を、莊園に服従すべき彼の場合に、事柄のためそしてゴアの仲間のために、彼もまた行ったとき方法へと、設定しようとするときは〔仮訳〕」(so mag der houbtherrre des gutes wol vor dem meiger und zweien hubern einen stulgenossen oder muntman setzen an sine stat, dem hofe gehorsam zu sein, in die wise als er ouch gethan hat, und ze ding und ze ringe ze gonde)」。Grimm III. 742. I. 740. Urk. v. 1254 Guden. I. 648. III. 678. Kindlinger. Hörigk. S. 45. Maurer, Fronh. IV. S. 80-82.

注(24) Zinstage 地代日、Hubtage フーフエ日、Gerichts = oder Landtage 裁判日またはラント日、Pflichttage 義務日、Hofgeding 莊園請負日、Hof = oder Hubsprachen 莊園語またはフーフエ語と呼ばれる (Maurer I.c. IV. S. 55)、「夫役日 (Hofstage) は、「すべての」ゲノッセンによつて訪問されたが、しかしただ完全な権利を与えられたゲノッセンのみが出頭されなければならぬことが義務づけられた。Grimm I. 706 § 12. II. 165: 「それによつて財産が与えられる者は、事柄のため仲間のために行うべきである。」(wer damit bequeter ist, der soll zue ding und zue ring gehen)」。166. 180-182. III. 425-426. Lacomblet, Archiv I. 181. 198. 205. ただ例外的にのみ熟練しない人々もまた。例えは、Grimm I. 523. 561. 565. III. 613. 議決権が与えられるのは、もともと至るところであつた完全な権利を与えられたゲノッセンのみであり、彼らだけがまた参審員能力 (schöffenfähig) があつた。Grimm I. 161. 521-522. 661 § 1. 726. 736. 739. 750. ラコンブル Lacombl., Archiv I. 177 f. 197 f. におけるタサンテン Xanten および ルッティンゲン Luttingen の莊園法。Cf. ib. 171.

注(25) Maurer, Fronh. II. S. 482 f.

注(26) Urk. v. 1568, Maurer, Fronh. IV. S. 59. Note 10: 「それゆゑ居住するその場所の莊園の人々は、自分たちの中で最も慈悲深い最も敬虔な者を莊園裁判官に選ぶべきである。〔仮訳〕」(so sollen die sez und derüg hoffslude einen hofrichter dess erbarsten und frombsten under sich kiesen)。Grimm I. 232. 279 (主人は五名または四名を提案し、メンバーの中から一人の長官 Ammann を選ぶ)。Ib. I. 234. 239 §. I. 510. 687. II. 525. 544. III. 51. 548. 617. 618. 900.

注(27) 例えは、Grimm I. 103. 245. 250. 266. 700. 729. をみよ。

注(28) このことは、とくにこれは莊園書記 Hofschreiber、使者 Boten、山林官 Förster、田畑の番人 Bannwarte および葡萄畑の番人 Rebwarte については、おもひ、ゲマンテンデ指導者 Gemeindegheirte については、問題となった。Hofr. v. Xanten c. 8. c. 10. Grimm I. 35. 239. 693. 710. II. 525. 544. III. 617 「ウニサヘルメタス〔団体〕はプレローニス〔代表者〕を選ぶべきを義務づけられる。」(preconem eligere tenetur universitas) など。

注(29) Hofr. v. Xanten c. 6. Lacombl. I. 177. Grimm II. 84. 506. 525. 544. III. 60 §. I. 時折、補欠選挙が登場する。

注(30) 既に一三二七年には婦人たちが村長職 (Schulzenamt) を相続した。Mone, Zeitschr. Bd. V. S. 327. 同所、この官職の経過。一般的には、とくに、帝国封土と全く同様に、最初は官職の結果でありやがては官職の基礎であったこのゲネノキマについては、Maurer, Fronh. II. S. 486 f. を、参審員の財産については、同書 S. 497-499 をみよ。

注(31) 大部分は、中世の経過後にはじめつた。

注(32) これらの裁判所のちまをまな呼び名は、Maurer I. c. IV. S. 95-104 をみよ。

注(33) 主人自身が現れた諸場合にについては、Maurer I. c. I. S. 494 f. IV. S. 84-88. を、役人による主人の代理については、Ib. I. 496. IV. 88-92. 104 f. を、みよ。

注(34) Maurer I. c. IV. S. 168 f.

注(35) Maurer I. c. IV. S. 200 f.

注(36) Maurer l. c. I. S. 499. IV. S. 110 f.

注(37) Maurer l. c. I. S. 493. IV. S. 94. 95. 109 f. Grimm I. S. 108 : 「莊園に属する財産につづては何びとも判決を語るべきではない。なやならなれば莊園に属するべきではない。」(daz umb hoffhörig guter nieman urtel sprechen sol, denn der in den hoff gehöre.)。Leges s. Petri (聖ペテロの諸法律) § 2 u. 7 : 「彼の仲間たちの裁判所のもとに」(cun iudicio sociorum suorum.)。Grimm I. 31 : 「やうでは、法廷を何びとであれ、しかし、聖ブラージの神の家を所有するすべての人々である仲間たち以外の者に対して与えることはなく。〔仮訳〕(da sal ouch nieman erteilen wann gnossen, das sint alle die, die des gotzhusz ze sant Blas eigen sint)。」Vgl. ib. III. 576 § 7. II. 551 § 19 ec. など。Übergnossen (上位の仲間たち)だけを時折ひとは許した。Vgl. Grimm I. 163 : 「アーナルガシールの莊園におつては、莊園における仲間へ上位仲間以外の何びとも財産および土地を分かち与えられべきではない。」(in dem hof ze Adelgashile sol nieman erteilen umb eygen und umb erb, denn ein genossz und ein uebergenossz in dem hof)。

注(38) Grimm I. 5. 323. 660 § 17. 663 § 15. III. 13. 576 § 11. Maurer l. c. IV. S. 52. 53. 66. 67. 95. 131 f.

注(39) 注(2)を参照せよ。

注(40) Maurer l. c. I. 489 f. IV. 140-162.

注(41) Grimm III. 407 : 「そしてまた、ひとは正當にも、上記の裁判所の主人が、土地の人々の認識と意思なしには、新たな要求を新たに新たに、古く伝統にするのとは異なつて、行ふべきではないとを、知つてゐる。」(auch weist man zu recht, dasz die obgemelte gerichtsherrn kein neuen gebott noch neuerung sollen machen ohne wissen und willen des landvolks anders wie von alten herkommen.)。III. 673 : 「われらは、我々が……S.の莊園マルクにおつて、制定してきた諸規定であり、そして、家仲間たちの意思で助言をなつて生じておつた。」(dies sind die sätz, die wir ----- abhüssin ----- in unser hufmarsch zu S. gesetzt haben und ist geschehen mit der hausgnossen willen und rat.)。Ib. I. 216 : 「そして短い時間または長い時間従つてきたかは、この開始を改善しまたは減少させるために不可欠であ

り、そのことは、ザンクト・ガルレンの一人の主人とそのリッケンバッハのゲマインデによってその知識と意思のために生ずるべきである。「仮訳」(Und ob sich über kurz oder lang zit gefüegen wurd, das nothurftig were dise offnung zebessern oder zeminndern, daz sol beschehen mit aims herren von s. Gallen und dero von Rickenbach gmeinndt gunst wüssen und willen)°。Hb. 223:「一人のザンクト・ガルレンからの主人が隣人たちと共に、云々」(ain herr von s. Gallen mit den nachpuren etc.)°。

注(42) 既に七七五年(Honthelm I. 136)に、フィスカリーネン(Fiskalinen廷臣)たちの法と慣習(lex et consuetudo)が問題とされている。そして後にもまた:「古い慣習と法」(alt gewonheit und recht)°。Grimm I. 689: ähnlich ib. III. 404. 426. ♪生まれながらの法(ein angebornes Recht)♪と名づけられた。例として leg. s. Petri § 32:「自ら生まれた法律を」(legen sibi imatam)°。

注(43) ヴァイステューマールの形式は、このことを既に示している。フーバー(Huberフーフエの田畑を有する農夫)が、秩序づけたgeordnet、共同で認識したgemeinlich erkannt、(Grimm I. 679 § 2. 717. 745)°。あるいは、法秩序はフーバーたちの相互間の合意と称される。例として、Grimm I. 718:「後述の物的荘園のフーバーたちが全員一致で合意する」(nachgeschriben huber desz dinghofes komment einhelliglich überein)°。S. 722-723:「村長および支配人、また、共通のフーバーおよび食卓仲間も、集合し、そして、彼らとすべての彼らの子孫のために、以下のように合意し、決定した。云々」(schulheisz und meyerer, auch gemeine huber und stulgenossen ---- versamlet und für sich und alle ire nachkomen folgender gestalt vereinbaret, entschlossen etc.)°。

注(44) 荘園法の発展と内容について、Maurer, Fronh. I. S. 499-505. III. 163-171. IV. 275-382. 506-507. にあつて最も完全な証明をみる。

注(45) Vgl. bes. Maurer, Fronh. II. S. 415-510.

注(46) Maurer, Fronh. IV. S. 54 f.

注(47) Grimm I. 750. 777-778. III. 641 § 3 : 「我々の一人が他の人をホーフマルクの中へと定住させようとする場合、彼がその者をいままや定住させる前に、彼は主人と隣人にそのことを持ち出すべきである。……ホーフマルク主人および隣人が承認せずまたは気に入らないところの人々に対しては、ホーフマルクの刑罰のゆえに、何びともそこに定住せられるべきではない。」(Wo unser einer den andern in die hofmarch wolt einstiffen, ehe nun er den stiffe, soll er das an die herschaft und nachparchschaf pringen: --- wer es innen, der hofmarchsherschaft und nachparchschaf nit gemaint oder gefellig, soll keiner darüber eingestiffet werden bei hofmarchstraf)。

注(48) Kindlinger, münster. Beitr. I. I. S. 9. Urk. v. 1287 art. 3 bei Kindlinger, Hörigkeit S. 320 : 「聖堂門番たちは、滞在者たちのすべての秩序にうづつ、財産の交換にうづつ、そして、受け取られるべき遺産の利用にうづつ……つねに共同で召喚されたその人の義務を負う。」(mansionarii omnibus mansorum ordinationibus, mancipiorum permutacionibus et hereditatum accipiendis usibus ---- semper debent vocati communitate interesse.)。マッセンの荘園法(Hofrecht v. Essen § 3. 5. 8. 10. 14) : 「獲得するものや放棄するものは、主人と宮廷の恩恵をまわつて許される。(仮訳)」「(dat gnuht tho winnen und tho werven mit gnaden des heren und hoves.)。Grimm III. 900 : 「それ、それは、クルシヤフトと八人の人々の助言に従つて、そして、隣人の意思に従つて、売却すべきである。」(und soll es auch verkauffen nach der herrschaft rat und der acht man und auch der nachpaurn willen.)。Grimm I. 688 : 「教会堂の管理人は、物的荘園のフーパーたちと共に財産を修道院の手に引き取るべきである。」(so mag der schahner des gottesshuses mit den hubern des dinkhofs die gueter zu des closters hand ziehen.)。Ib. 685. 690. 706 § 13. 713.

注(49) Kindlinger, münster. Beitr. I. I. S. 9. Hörigkeit S. 102-115. Urk. v. 1287 § 2. Ib. S. 319 : 「人々は……それらの変更が上述の同一の職務をもつ聖堂門番たちの決議によるのでないときは、役人たちを作るものを敢えつしなう。」(homines --- quorum --- permutaciones nisi cum scitu mansionariorum dicti officii idem officiales facere non praesumant.)。; § 5. Urk. v. 1354. Ib. 440 : 「私がEを……債務者……および家仲間と間違えたもの」(dat ich --- hebbe vurweslet E---

mit willen des sculten --- und der husghenoten.)。Urk. v. 1357 S. 448 : 「莊園の選挙仲間の意思によつてなむの禁止にふひつ」(mit willen und mit vulport der korghenoten des hoves.)。同様じ Urk. v. 1362. 1370 art. 5. 1408. 1422. 1423. 1456 (「また、彼を、私は、莊園の担保として結婚式の酒盛りと同じ宴会をしない限り、莊園人と間違へてはならぬ。」〔仮訳〕) oick en sal ick der hoveslude nicht verwesseln anders, dan vur geliche gude wedderwassel myt weten des hoves). 1462. 1465. 1517. 1556. 1571 ib. S. 461. 479. 523. 559. 561. 583. 600. 602. 662. 691. 709 ec. 解放 (Freilassung) : Urk. v. 1305 ib. S. 354 : 「コナーケンと呼ばれるそれらの人々の裁判の形における合意と意思によつて、そして、コレンドルフにおける陪席裁判官たちの面前で、手によつて、私は、被解放者に送り、そして、与えた。」(de consensu et voluntate hominum illorum, qui hygen dicuntur, in figura iudicii et coram scabinis in Warendorpe manu, misi et libertati donavi.)。

注(50) Urk. v. 1287 S. 5. b. Kindlinger, Horigkeit S. 321 : 「不良の若者に執行を行うコト、または、これらの者を職務上貿易にやりまたは他のどのような方法であれ他人の手に譲渡するコトを任務とされている人々に対しては、彼らが同意しなからば、ひとは債務を負わせなごであらう。」(in homines qui losjungeren dicuntur exactionem facere aut eodem ab officio per concambium aut alio quocunque modo alienare nisi consenserint non debeat.)。Grimm III. 157 S. 91. 478. 480. 545. 547. Urk. v. 1273 b. Meichelbeck, Hist. Frising. II. 2. S. 73.

注(51) Maurer I. c. IV. S. 56. Note 93 u. S. 57. における莊園法をみよ。Note 94 : 「そのようにあなた方はコトで莊園裁判官としての私と莊園全体の前で約束する。すなわち、私は、私が世俗の婦人であるアプディッシン……ならびに莊園全体に、コトで誠実ぶやかしめあるコトを約束し、そして、宣誓する。コト、コト」(so gelovet ihr hier vor mir als hovesrichter und dem ganzen hove: ich gelobe und schwere, dasz ich einer zeitlichen Frauen Abdissin ---- wie auch dem sämtlichen Hove hieselbst getreu und hold seyn etc.)。Grimm I. 101. : 「彼は村長に対しても隣人に対しても従順でなければならぬ。」(er sol och einem vogt und der gebursami gehorsam sin.)。ケムインデを前にしての

役人の任命と宣誓は、例えは、Grimm II. 514-515, 529, 535 ec. における様々。

注(52) 例えは、Grimm III. 900.

注(53) 売却の申出に關して、例えは、Grimm I. 15 § 45, 25, 29, 35, 42, 46, § 16, 106, 148, 164, 165, 172, 277, 672, 673, 755 ec. : 「そのように彼はそれをケノッセンに提供すべきであり、彼はそれを莊園人たちにウイトレイッタイへと提供すべきである」とは、彼は、それらを家ケノッセンおよび類似の人々に提供すべきである。〔仮訳〕 (so soll ers bieten den genossen: so sol er das dan bieten den hoffluten in die wirtreit: so soll er die bieten den huszgenozzen und ähnllich)。莊園ケノッセンの撤回、追放または解放に關して、Grimm I. 15, § 45, 16, § 49, 25, 46, § 17, 106, 158 § 31, III. 550 f. Bluntschli I. c. I. 268 f.

注(54) Grimm I. 15 § 47, 277, III. 550. 時折ケレントールの撤回が行われた。

注(55) Urk. v. 1015 b. Kindlinger. Hörigkeit S. 223 : 「城の最も近い境界地に向かひて」(ad proximam curti marchiam)。Urk. v. 934, 1127, 1278 b. Kindlinger. münst. Beitr. III. 2, S. 2, 13, 221. Urk. v. 1185 b. Wiggand. Archiv VI. 1, 84 : 「同一の城に属する人々の全つの牧地の共有せ」(communione omnium pascuarum ad eandem curtin pertinentium)。Grimm I. 164, 256, 272, 782, 825 ec. : 「莊園の共同マルク、共同メルク、木材マルク、共同支配地」(des hofes gemeinmark, gemeinmerk, holzmark, gemeine gewelt)。

注(56) 諸莊園のすべてのヴァイステューマーにおいては、それゆえ、森、水そして牧草地の主人に、正当な財産が承認されてゐる。すなわち、「ザンクト・ペーターの主人たちには水と牧草地が正当な所有財産に帰属する。」(den herren zu s. Peter wasser und weyde zum rechten eigen) Grimm I. 185, 516, 521, 530, 546, 568 f. II. 1 f. 110, 112 f. 188 f. ec. : 「しばしば明示的にもまた共同の森に向けつゝとしてマルメンタに關する所有財産」(oft aber auch ausdrücklich das eigen an silvae communes (Urk. v. 833 b. Sebertz II. 1, S. 4) und an der Allmende)。Grimm I. 178, 672, 674. Urk. v. 1296, 1297 b. Mone. Zeitschr. II. 455, 459, Bluntschli, R.G. I. S. 79.

注(57) Grimm I. 161における「十四世紀初頭のヴァイステューマー：「神の家の財産と人々の土地」(des gotzhus eigen und luten erbe)」。Oeffn. v. Malers im Geschichtsfreund v. Lucern I. 240：「それはルツェルンの神の家の正当な財産であり、そして、ゲノッセンの土地である。」(daz ist des gotzhurz von Lucern recht eigen und der gemossen erbe)」。Grimm III. 542：「参審員たちはリネックの主人たちに支配権を、マルクを村に、そして、所有権をマインツの聖堂首席司祭に指示した。」(die scheffen weisen den heren von Rinck die gewalt, die marck dem dorff, und die eigenschafft dem thurmprobst zu Meintze)」。Vgl. Weisth. b. Maurer, Fronh. Anhang zu Bd. III. S. 580.

注(58) これとは反対に、実質に関する処分の場合には、クルントホルの同意が必要であった。Grimm I. 178. III. 574.

注(59) いっそうの詳細は、以下の第二部において。

注(60) このことをほとんどあらゆるヴァイステューマー〔判決例〕が示している。Vgl. z.B. Grimm I. 256：「主人たちの森では村全体が木を切るべきである。」(in der herren holtz mag das ganze dorf wol hauen)。「同じく、単なる総体用益権と、主人がただ上位所有権のみを有するところの共同マルクとの差異が、極めて明瞭に現れている。なぜなら「主人の森においては村全体が木を切るべきである (in des herren holtz mag das ganze dorf wol hauen)」のに対し、「共同メルクにおいては、土地財産に対する主人の手以外の誰もそれを切るべきではないからである (in dem gemeinert dagegen sol niemand kann den die hausrächlin hand auf den erbgütern)」が対立させられるからである。Vgl. Urk. b. Kindlinger, münster. Beitr. II. 2. S. 3：「ヌリヒ... 聖ペテロの人々がどんな種類のものでもあれその木の利用を目的としてやって来る共同の森がある。主人の森においては、そしてその森は独特のものであるが、人々は、カシワとブナ以外のすべての木を切ることの権利を有する。」(est ibi silva communis ... in qua ... cedant homines s. Petri ad usum suum qualemcunque lignum ... In silva domini, quae singularis est, jus habent cedendi omne lignum praeter quercum et fagum)」。Vgl. z.B. Maurer, Fronh. I. S. 375 f. III. S. 237-353.

注(61) 一般的に、Maurer, Fronh. I. S. 375 f. III. S. 237-353.

注(62) それゆえしばしばグマインズの義務について語られる。例えば Grimm III. 640 § 1: 「別のふちにグマインズは与える義務を負うべきである。」(und das andere mal soll die gemein zu geben schuldig sein)。Ib. S. 518, 519: 「それゆえ彼に対して村は蜂蜜の債務を負う。」(so ist ym das dorf schuldig einen seymer)。Hofr. v. Xanten b. Lacomblet, Archiv S. 181 c. 16: 「キルヒのよゆうに土地の人々は半年毎に特別に債務を負うべきである〔仮訳〕」(Irem die Erfllaten sollen sementlick ind besunder schuldig wesen)。

注(63) Maurer, Fronh. III. S. 336.

注(64) Maurer l.c. III. S. 149 f. Blumer, Gesch. der schweiz. Demokr. I. S. 54. Bluntschli, R.G.I. S. 190 f. Mone, Zeitschr. Bd. VII. S. 130 f. 150 f. XVI. S. 51. Beispiel (v. 1249): 「グノンスンヤントと呼ばれる彼らのファミリー以外には、そつて我々の同意と意思からは、彼らは、他の諸ファミリーあるいはそれらの息子たちを導かず、女たちを導くことに同意してゐなご。〔仮訳〕」(nec extra familiam suam, que dicitur genozschaf, absque nostra licentia et voluntate ducant aliquas vel filios suos paciantur ducere mulieres)。

注(65) 例えば、「七つの聖堂のグノッサーリ、七つの聖堂の人々と土地」(die genossami der sieben gotzhüser, die sieben gotzhüser genosz und geerb.) を参照せよ (bei Grimm I. I f. 13 § 17. 22 § 31. 150. 155 § 15. 160. 170. 262. 282)。そして、ふいUrk. v. 1222 bei Kindlinger, Hörigk. S. 256 を参照せよ。また、Bluntschli, R.G. I. 191. Blumer l. c. I. S. 55. をみよ。

注(66) Maurer l.c. III. S. 138 f.

注(67) Ib. III. S. 163 f.

注(68) フリムズ、ムヘンMaurer, Fronh. I. S. 505-539. III. S. 81 f. IV. S. 382-462が示してゐる。

注(69) 例えば、もちろん莊園グマインズでもあったかも知れないが、ただその名前だけをその構成員たちに平等に課される奉仕義務から採ったところの、ウォルムスにおけるソキエタス・パラフレドールム(副罰金組合societas para-

fredorum) は、*ネウデューム*。大臣へのまたはより低い地位への彼らの移行によつて早期に没落したに違いないフィスカリーネン (Fiskalinen 出納官たち) とパルチナーネン (Palatinen 宮中伯たち) は、これに属してゐる。

注(70) S. bes. Eichhorn, Zeitschr. f. gesch. R.W. I. 420. II. 213. Einl. § 381. R.G. § 312. Wilda, *Gildenwesen* S. 289 f. Maurer, *Fronh.* I. S. 196 f. 244 f. II. 314 f. Heusler, *Verfassungsgesch.* v. Basel S. 83 f.

注(71) また一三一九年のおごつは、山仕事の親方 (Werkmeister in Berg) は荘園従者 (Hofgesinde) に数えられてゐる。Urk. b. Lacomblet, *Archiv* I. S. 286.

注(72) この点については啓蒙的であるのは、Pertz I. 181. おおむね一三二二年の *Capitulare de villis* (荘園からの人頭税) である。——荘園に属した商人たちの下には (Cap. v. 809. I. 2. Pertz III. 158) しかしながらおそろしく小さい小売商人が理解されなければならぬ。大規模な商業は、自由民によつて営まれた。

注(73) Cap. v. 809. c. 2. b. Pertz III. 158. Weisth. v. 1095. Grimm II. 289. 592 f. Guérard, *Polypitique* S. 307. c. 11.

注(74) So nach Urk. v. 1339 b. Schöpflin, *Alsat. Dipl.* II. 167: 「奉公人」(ambahlteute)。Grimm II. 269: 「日常の下僕」(quotidiani servitores)。

注(75) 例へば、Guérard, *Polypitique*, app. 21. S. 356: 「ペン屋たちの親方」(magister pistorum)。Cap. De villis c. 29. 57. 61. Cap. v. 817. c. 18. Cap. Car. Calvi 864. c. 20. b. Pertz III. 493. L. Langob. III. 28.

注(76) *leges et statute civitatis Argentinensis* c. 8: 「商業がその人々の職務である」(mercatorum quorum officium est)。すなわち、古ドイツ語訳「*そつて荘園に属する*」(und zu der ambahrt horet)。c. 44: 「都会における全ての職務の親方たちを置く」とは、城の重臣たちの職務に属する。——その場所における全ての荘園のつづ」(ad officium burcgraviū pertinēt ponere magistrōs omnium officiorum in urbe—über alle die ambahrt in der stat)。Urk. v. 1143 b. Günther, *Cod. Rheno-Mosell.* I. 280. 281: 「実際にペンネンヌスの僧院において職務を有する人々、料理人たちはもてより、そしてペン屋たちは、あるいは、その他の職務の職人たち」(In vero qui officia habent in Bunnensi clauastro,

coci videlicet et pistores seu aliorum officiorum artifices.)。Cap. de villis c. 45: 「各々の審判者が彼の任務において良き職人たぢを有するために。」(ut unusquisque iudex in suo ministerio bonos habeat artifices.)。

注(77) 例へば Kindlinger, Hörigk S. 395, 399. など。

注(78) Trierer Weisth. X. 8-10 (賃金を以て sine mercede)。エルフルトのプリンツ莊園の権利: 「無報酬で馬車を引く」(umbsunst zu schrodten)。Maurer, Fronh. II. S. 335. Note 36, 37. Urk. v. 1392 bei Lacombl. I. c. I. 286.

注(79) Bluntschli, R.G. I. 152. Grimm I. 763 § 33. II. 562. III. 629, 669: 「あるゆる主人は彼の裁判官、パン屋、鞍職人およびその他の手工業者たちをもちこきむりあり、そして、もつじがむる。そして、これらの人々を至る所に置き、そして移し変え、減少せしめまたは増やすじがむる。〔仮訳〕「daz ein jeder herr ... soll und mag hebben seinen richer, beken, pader und andere handwerker und mag die allbeg setzen und entsetzen, mindern oder meren.)」。

注(80) Maurer I. c. I. S. 245, 246, 248. II. S. 320 f. など。一三四八年と一三五六年のシント証書によれば (Ochs, Gesch. v. Basel I. 320, 323, 340. Troullat, Baseler Urkundenbuch I. S. 574, 580, 634) 司教のミニステリアーレンのもとに手工業者たちが立っていた。すなわち、「すべてのごとが、命令されているように、自らの力で、正しい統治から決定され、そして、もし必然的にあるとあるならば、正される。」(ut omnia, prout prescripta sunt, per ipsum, iusto moderamine, statuantur et si necesse fuerit corrigantur.)。Vgl. dazu Heusler S. 84. シン屋たちの審級 (訴訟手続 Instanzen) は、パンの親方 (Brodmeister) 副聖堂 (Vizedom) 司教 (Bischof) である。から一三三一年には、封土として、シン親方領 (Brotmeisterium) が与えられた。Troullat IV. Nr. 71. S. 182. また、1302 ib. III. Nr. 19. S. 26, 1388, IV. Nr. 238. S. 496. を見よ。

注(81) フルツント法 (lex Burgund. tit. 21. c. 2) によれば、「公において部族の仕事に向かつて実行する」(ad) をすれば「詳すむべし。」(in publico attributum artificium exercere permisit.)。

注(82) 例へば、Grimm I. 763 § 33. を参照せよ。

注(83) 例えは、Böhmer, Cod. Moenofrankof. I. 12. Lacombl, Archiv I. 321における九九四年の証書、および、ヴァイス  
チューパーNr. 7. 10. 11. 15. 18. 43. 最古のシュトラスブルク都市法c. 88. 101-118° Grimm I. 105. 668. II. 281 f. III. 881.  
Schöplim II. 165. 金銭交付くの変遷に關しては、Maurer I. c. II. 331 f.

注(84) Leg. et stat. civ. Argent. c. 93. 102. 106. 108-110. 113. 118. Trierer Fischerweisth. Grimm II. S. 281. 282.

注(85) 例えは、Wigand, Archiv II. 335における一〇七十年の証書：「ひとほその命令をある金細工師に、特権として、そ  
して、彼が我々にそれをもつて誠実にそして有益に奉仕するところの技術についで彼の奉仕のために、与えた。」  
(mansum istum cuidam aurifici in beneficium dedi, tum pro servitio artis sue, quo nobis fideliter et utiliter  
servivit)° Beyer, mittelrhein. Urkundenb. I. 393における一〇五二年の証書：「我々ならびに彼らの諸特権から、狩人、  
パン屋、鍛冶屋、石工、建築師、あるいは、石切職人を除くべし」(exceptis venatoribus, piscatoribus, fabris, cementar-  
is, architectis sive latomis nostris eorumque beneficiis)°。全つの種類の手工業者たちの一連のbeneficia特権、foeda  
同盟、dineshufen奉仕フーフト、をMaurer I. c. II. S. 328-329は、挙げてゐる。例えは、Kindlinger, münter. Beitr.  
II. 2. 126. 143. 223. ec.におつては、コルフェイの財産目録におつては、手工業者の奉仕は、物的負担として取り扱わ  
れつゝゐる。Kindlinger, Horigk. S. 392 f. 397 f. における一三三二一年の奉仕目録をも参照せよ。世襲パン屋および世襲鍛  
冶場の登場に關しては、Maurer I. c. II. 330. Fürst, Ministerialen Anh. S. 535 § 17におつて、すでにハイオニオンシ  
ウムの職務のrotulusにおける世襲のパン屋 (pistor hereditarius) が言及されてゐる。

注(86) Maurer I. c. II. S. 336. 337.

注(87) もともとほただ官職のマイスターだけが封土を授与され、そして、しばしば形式的に任官されてゐた。Maurer I. c.  
II. 319. Grimm II. 282. Note 1.

注(88) この解釈は、すでにシュトラスブルクの都市法 (Strasburger Stadtr. c. 102. 103 f.) 一〇二条、一〇三条以下 (「そ  
れは鍛冶屋たちの法である。—鍛冶屋の法である」fabrorum jus est—der smide recht ist)° 一〇四條、一一三條、一

一四条(「それは旅館業者たちの法である。」 *cauponum jus est*)<sup>1</sup> 一五条ないし一八条において、いつでも手工業者の総体が義務づけられたものと規定されていることによつて、明瞭に登場している。同様に、トリアのヴァイステューマー (Trierer Weisth. X. c. 8 f.) においては、「トレヴェリ族の毛皮商を営むすべての人々は、時機が到来するであらうときは、(司教に先ず奉仕すべき) これらの七つの毛皮製品を差し出すかまたは金を払つて自らを解放すべし」(omnes pellices Treviri manentes, quando fuerit oportuum, hos septem pellices (die dem Bischof zunächst dienen sollen) jvabunt aut se rediment.)<sup>2</sup>。

注(89) 例えは、トリアのヴァイステューマー Trierer Weisth. X. c. 12. シュトラスブルクの都市法 (Stras. Stadtr. c. 44.) Heusler I.c. S. 84. を参照せよ。

注(90) そのような莊園奴隸的なゲノッセンシャフトとして、とくにシュトラスブルク、トリアおよびバーゼルにおける手工業者たちの諸官職が十一世紀、十二世紀において、そして、一部分はさらに十三世紀においてウォルムスの魚屋などの世襲インスング(「世襲同業組合」)が現れている。

注(91) 奴隸的な官職からの自由なツンフトの漸次的な形成は、多くの諸都市におけるパン屋と肉屋のもとで確実に証明されつゝゐる。Arnold, Freisräde I. S. 251.

注(92) 同説。Maurer, Frohn. II. Eichhorn I.c. Heusler I.c. S. 114 f. Nitzsch, Bürgerthum und Ministerialität S. 226 f. 反対とて Wida I.c. auch Arnold, Freisräde I. S. 250.

注(93) 常に自由な手工業者が存在してきつゝゐることをグフレラー (Grörer) 及び Volksrechten——bes. II. S. 186 f. 194 f.——の中で証明しようとしてゐる。

注(94) 以下、第二十七章を参照せよ。

【以上、第二十一章の注、終わり。】

【以下、「II. 奉仕的なゲノッセンシャフト 第二十二章」に続く。】